令和元年度

包括外部監査結果報告書

令和2年3月

呉市包括外部監査人

公認会計士 出本 宏

目次

第 1	包括	舌外部監査の概要	1
1	外部	8監査の種類	1
2	選記	定した特定の事件	1
3	事件	牛を選定した理由	1
4	実別	拖した外部監査の手法	1
5	監査	查対象期間	1
6	包括	舌外部監査の実施期間	1
7	包括	舌外部監査人及び補助者	2
第 2	監査	査対象の概要	3
1	内部	邪統制とは	3
	(1)	定義	3
	(2)	内部統制の構成要素	4
	(3)	内部統制の限界	6
2	我な	が国における内部統制に関する状況	
	(1)	制度としての取組み	6
	(2)	上場企業等における内部統制の評価及び監査制度	
	(3)	地方公共団体における内部統制制度	7
	1	制度導入の経緯	7
	2	内部統制の評価手続	9
	3	全庁的な内部統制の評価	. 10
	4	業務レベルのリスク対応策の整備	.14
3	内部	邪統制に関する呉市の取組み	. 15
第 3	包括	舌外部監査の手法及び手続	. 16
1	監査	査に関する基本的な考え方	. 16
2	具体	本的な監査手続	.18
	(1)	全庁的な内部統制	.18
	(2)	業務レベルに係る内部統制	. 18
	1	業務レベルに係る内部統制の整備状況の有効性	.18
	2	業務プロセスに係る内部統制の運用状況の有効性	. 19
	(3)	スケジュール	.20
3	当生	F度における監査手続	.21
	(1)	全庁的な内部統制-「統制環境」の監査手続	.21
	1	誠実性と倫理観に対する姿勢の表明	.21
	2	内部統制の目的達成のための組織構造、報告経路および適切な権限と責任の	り確

立	22
③ 内部統制の目的を達成するための適切な人事管理及び教育研修	22
(2) 業務レベルに係る内部統制-歳入業務	23
① 歳入業務の原則的な流れ	23
② 選択した歳入業務	24
③ 過去 10 年間において歳入業務について指摘された事項	29
④ 歳入業務における呉市の特徴	29
第 4 監査結果	30
1 全庁的な内部統制	30
① 誠実性と倫理観に対する姿勢の表明	30
② 内部統制の目的達成のための組織構造、報告経路および適切な権限と	責任の確立
	33
③ 内部統制の目的を達成するための適切な人事管理及び教育研修	34
2 業務レベルの内部統制	36
(1) フローチャート上の図形の説明	36
(2) 市民税(個人)	37
① フローチャート	37
② RCM	46
(3) 市民税(法人)	50
① フローチャート	50
② RCM	55
(4) 固定資産税・都市計画税	57
① フローチャート	57
② RCM	60
(5) 使用料(市営住宅)	61
① フローチャート	61
② RCM	82
(6) 国庫負担金(生活保護費国庫負担金)	93
① フローチャート	93
② RCM	101
(7) 国庫負担金(心身障害者負担金)	103
① フローチャート	103
② RCM	113
(8) 国民健康保険料	115
① フローチャート	115
② RCM	122

(9)	後期高齡者医療保険料	127
1	フローチャート	127
2	RCM	134
(10)	介護保険料	139
1	フローチャート	139
2	RCM	148
(11)	共通(現金取扱事務)	153
1	RCM	153
第 5 指揮	商事項及び意見	154
(1) 全	全庁的な内部統制	154
(2) 業	差務レベルに係る内部統制	155
1	指摘事項	155
2	意見	157
3	付記事項	157
《参考》	全社的な内部統制の評価項目例	159

第1包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

「内部統制の整備状況及び運用状況について(全庁的な体制、業務レベル(歳入)のリスク 対応策)」

3 事件を選定した理由

内部統制制度に関しては、地方公共団体が、人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくためには、その要請に対応した地方行政体制を確立することが必要とされ¹、令和2年4月から都道府県及び指定都市はその導入を義務付けられることとなった(その他の市町村は努力義務)²。

もとより、地方公共団体は、「その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げ」³、また、「常にその組織及び運営の合理化に努める」⁴ことが求められており、そのための事務の適正な執行の確保には、法的義務の有無にかかわらず、一定の内部統制が存在することが前提となると考えられる。

以上のように、「内部統制の整備状況及び運用状況」は包括外部監査を行うにあたり、選択すべき監査テーマであり、呉市にとっても有意義であると考えられる。

4 実施した外部監査の手法

「第3 包括外部監査の手法及び手続」を参照のこと。

5 監査対象期間

原則として平成30年度。

ただし、必要に応じて令和元年度も監査対象とした。

6 包括外部監査の実施期間

令和元年6月1日から令和2年2月29日まで

¹ 出典:第31回地方制度調査会答申

² 地方自治法第 150 条

³ 地方自治法第2条第14号

⁴ 地方自治法第2条第15号

7 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人 公認会計士 出 本 宏

監査補助者 税 理 士 得 能 宏 一

監査補助者 公認会計士 山田神太郎

監査補助者 公認会計士 黒田健治

第2 監査対象の概要

1 内部統制とは

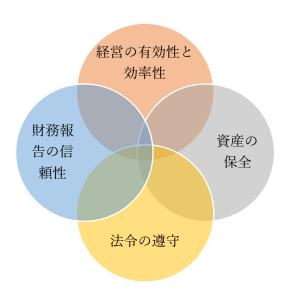
以下の内部統制に関する説明については、アメリカ合衆国のトレッドウェイ委員会組織委員会(Committee of Sponsoring Organizations of the Tredway Commission(略称「COSO」)報告書や我が国の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査基準」及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」から引用している。そのため、企業経営を前提とした表現となっている。また、文中には包括外部監査人の私見も含まれていることを申し添える。

(1) 定義

内部統制とは、業務手順や社内体制といった組織内部の細かな仕組みにまで踏み込んで、 不正・誤謬が起きないように規律を働かせることであり、以下の目的が達成されているとの 合理的保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロ セスをいう。

- 経営の有効性及び効率性を高めること
- 企業の財務報告の信頼性を高めること
- 経営に関わる法令の遵守を促すこと

わが国では、これらに「資産の保全」を加え、4つの目的を達成すべきものとされている。 4つの目的はお互いに独立して存在するのではなく、相互に密接に関連するものである。



(2) 内部統制の構成要素

内部統制の構成要素は以下のようになる。

● 統制環境

経営者の経営理念や基本的経営方針、取締役会や監査役の有する機能、社風や慣行等をいい、他の基本的要素の基礎をなし、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びITへの対応に影響を及ぼす基盤となる。

統制環境の例としては、

- ① 誠実性及び倫理観
- ② 経営者の意向及び姿勢
- ③ 経営方針及び経営戦略
- ④ 取締役会及び監査役又は監査委員会の有する機能
- ⑤ 組織構造及び慣行
- ⑥ 権限及び職責
- ⑦ 人的資源に対する方針と管理

などが挙げられる。

● リスク評価の機能

ここでいうリスクとは、組織目標の達成を阻害する諸要因を意味する。

企業目的に影響を与えるすべての経営リスクを認識し、その性質を分類し、発生の頻度や影響を評価することをいい、評価の流れは以下のようになる。

① リスクの識別

- ② リスクの分類
 - 全社的なリスクと業務プロセスのリスク
 - ・ 過去に存在したことのあるリスクと未経験のリスク など
- ③ リスクの分析

 \downarrow

④ リスクの評価

 \downarrow

⑤ リスクへの対応

対応の方法の例としては、下記のものがある。

- ・ リスクの回避…リスクの原因となる活動の見合わせ・中止
- ・ リスクの低減…新たな内部統制を設ける など
- ・ リスクの移転…保険への加入 など

リスクの受容…リスクへの事前対応にかかる費用が、その効果を上回ると判断された場合

● 統制活動

権限や職責の付与及び職務の分掌等をいい、業務のプロセスに組み込まれ、組織内のすべての者に遂行されることにより機能する。したがって、統制活動は、業務プロセスのリスクに対応するものである。

統制活動の方針や手続は大きく分けて、①全社にわたって標準的・統一的に定められることが適切なもの(例えば、職務規程 など)と、②組織内の各部門又は活動単位ごとに定められることが適切なもの(例えば、個々の業務手順 など)に分類される。

● 情報・伝達の機能

必要な情報が関係する組織や責任者に適宜、適切に伝えられることを確保することをいう。

例えば、経営方針を策定し、組織内に正確に浸透させるという行動は、

経営方針の策定

組織内で正確に理解

統制環境⇒情報・伝達⇒リスクへの対応⇒情報・伝達⇒統制活動

という内部統制の構成要素に分解できる。

情報・伝達の機能は、言わば各構成要素の「つなぎ役」であり、これが有効に機能することにより、他の構成要素の有効性も保たれるものである。

監視活動(モニタリング)

上記の構成要素の状況が常時監視され、評価され、是正されることを可能とするものが監視活動(モニタリング)である。

監視活動には、業務に組み込まれ日常的に行われるもの(債権の残高確認や棚卸資産の実地棚卸 など)もあれば、業務から独立した視点から実施されるもの(内部監査部門や監査役が行う独立的評価 など)もある。また、内部通報制度も監視活動の1つといえる。

監視活動により発見された内部統制上の問題点は、適時必要に応じて、組織の長に報告されるべきであり、組織の長は、報告された問題点について、そのリスクを分類・分析・評価して、適切な対応を選択していくことになる。

● IT (情報技術) への対応

今や、業務運営において情報システムが存在しない組織はなく、情報技術の利用を前提として業務運営は設計されている。IT (情報技術)への対応を内部統制の構成要素の

1つとしているのは、おそらくわが国ぐらいであろうが、これはシステム障害や情報漏洩が起こった場合の影響の大きさから、注意喚起のために強調されたものと推測する。

(3) 内部統制の限界

何事においても、100%完璧というものは存在しない。公認会計士である包括外部監査人が軽々に述べるべきではないかもしれないが、内部統制にも限界がある。

限界の事例は以下のものが挙げられる。

- 内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなく なる場合がある
- 内部統制は、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には、 必ずしも対応しない場合がある
- 内部統制の整備及び運用に際しては、費用と便益との比較衡量が求められる
- 経営者が不当な目的のために内部統制を無視ないし無効ならしめることがある このように限界は存在するが、それを理解した上で、内部統制を構築していくことが肝要と なる。

2 我が国における内部統制に関する状況

(1) 制度としての取組み

内部統制は、言葉通り組織内部に関わるものであり、法的に規制するものではなく、それ ぞれの組織が経営の有効性及び効率性の向上、財務報告の信頼性の確保及び法令の遵守と いった目的を達成するために自発的に構築するものである。

このように、内部統制は内的な事象ではあるものの、以下の2つに組織体については、その内部統制の評価が法的に義務付けられている(令和2年2月29日現在)。

(2) 上場企業等における内部統制の評価及び監査制度

上場企業等においては、財務報告の信頼性をより確保することを目的として、内部統制報告制度が平成20年4月1日開始事業年度から義務付けられた。経営者は内部統制を評価し報告する「内部統制報告書」(金融商品取引法第24条の4の4)を作成し、原則として公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない(同法193条の2)。

この内部統制報告制度の導入に当たり、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査基準」 及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」(以下、「内部統制基準等」 という。)で制定され、これに準拠して経営者は内部統制の評価を行うこととなっている。 具体的には、経営者は内部統制の評価に当たって、連結ベースでの財務報告全体に重要な

影響を及ぼす内部統制(「全社的な内部統制」)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、 業務プロセスに組み込まれ一体となって遂行される内部統制(「業務プロセスに係る内部統制」)を評価することとなる。 全社的な内部統制とは、企業全体に広く影響を及ぼし、企業全体を対象とする内部統制であり、基本的には企業集団全体を対象とする内部統制をいう。全社的な内部統制の評価項目として、内部統制の構成要素ごとに例が示されている。参考に別紙を添付しているので、参考にされたい。

業務プロセスに係る内部統制の評価は、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、整備状況の有効性の評価を行った後、運用状況の有効性の評価を行う。

(3) 地方公共団体における内部統制制度

① 制度導入の経緯

地方公共団体においても、令和 2 年 4 月から内部統制制度の導入を義務付けられ、都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備(その他の市町村長は努力義務)し、方針を策定した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、議会に提出することとなった。

また、併せて、監査委員は監査基準に従うこととし、監査基準は、各地方公共団体の監査 委員が定め、公表することが義務付けられることとなった。

内部統制制度の具体的な運用に向け、平成 31 年 3 月に「地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会」より「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(ガイドライン)がとりまとめられた。

上場企業等の内部統制に関する評価及び監査制度の目的が、「財務諸表のより一層の信頼性の確保」であるのに対して、地方公共団体における内部統制制度の目的は、「人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、その要請に対応した地方行政体制を確立」することにある。

内部統制制度の導入により、地方公共団体は、組織として、予めリスクがあることを前提として、法令等を遵守しつつ、適正に業務を執行することが求められる。そうした組織的な取組が徹底されることによって、長にとっては、マネジメントが強化され、政策的な課題に対して重点的に資源を投入することが可能となり、また、職員にとっても、業務の効率化や業務目的のより効果的な達成等によって、安心して働きやすい魅力的な職場環境が実現され、ひいては、信頼に足る行政サービスを住民が享受することにつながることが期待されている。

人口が減少するということが、地方公共団体の財政もそれに対応して厳しくなるということであり、人口の減少率以上の職員数、特に正規職員数の減少が見込まれる。このような状況において、行政サービスの質を維持するためには、内部統制制度の整備及び運用を向上させていくことが必須になるものと思われる。

このように、上場企業等の内部統制評価制度とはその目的は相違するが、内部統制の目的 及び構成要素並びに内部統制の評価方法とも用語の使い方が違うだけで内容は同じである。

【両制度の比較】

	上場企業等の内部統制に関する評価	地方公共団体における内部統制制度
	制度	
内部統制評	財務諸表の信頼性のより一層の確保	人口減少社会においても行政サービ
価制度の目	のため	スを安定的、持続的、効率的かつ効果
的		的に提供していくため
内部統制の	・業務の有効性と効率性	・ 業務の効率的かつ効果的な遂行
目的	・財務諸表の信頼性	・財務報告等の信頼性の確保
	・ 事業活動に関わる法令等の遵守	・ 業務に関わる法令等の遵守
	・ 資産の保全	・ 資産の保全
内部統制の	· 統制環境	· 統制環境
構成要素	・リスクの評価と対応	・リスクの評価と対応
	· 統制活動	・ 統制活動
	・ 情報と伝達	・ 情報と伝達
	・ モニタリング(監視活動)	・・モニタリング(監視活動)
	・ IT(情報技術)への対応	・ ICT(情報通信技術)への対応
内部統制の	・ 全社的な内部統制の評価を行	・ 全庁的な内部統制の評価を行
評価方法	う。	う。
	・ 全社的な内部統制の評価を踏ま	・ 全庁的な内部統制の評価を踏ま
	え、業務プロセスに係る内部統	え、業務レベルに係る内部統制
	制の整備状況及び運用状況の評	の整備状況及び運用状況の評価
	価を行う。	を行う。
公認会計士	あり	なし
又は監査法		
人の監査		

② 内部統制の評価手続

ガイドラインによれば、以下のような段階を踏んで内部統制の評価を行う。

ステップ 1:内部統制に関する方針の策定

まず、長は、内部統制についての組織的な取組の方向性等を示すため、内部統制に関する 方針を策定し、公表する。

ステップ 2:内部統制の整備

次に、内部統制に関する方針に基づき、全庁的な体制を整備しつつ、組織内の全ての部署において、リスクに対応するために規則・規程・マニュアル等を策定し、それらを実際の業務に適用する。

ステップ 3:内部統制評価報告書の作成

長は、内部統制の整備状況及び運用状況について評価を行い、内部統制評価報告書を作成 し、監査委員の審査に付す。また、監査委員の意見を付けた内部統制評価報告書について、 議会に提出するとともに、公表する。

ステップ 4:監査委員による内部統制評価報告書の審査

監査委員は、長が内部統制の整備及び運用について不断の見直しを行うため、内部統制評 価報告書の審査を行い、意見を付す。

③ 全庁的な内部統制の評価

内部統制の評価に当たっては、全庁的な内部統制の評価と業務レベルのリスク対応策の整備状況及び運用状況の評価が行われる。評価に当たっては、上場企業等の内部統制評価制度と同様に、まず、全庁的な内部統制の評価を行い、それを踏まえて業務レベルのリスク対応策の整備状況及び運用状況の評価が行われる。

ガイドラインの(別紙 1)では、地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方 及び評価項目が、内部統制の構成要素ごとに以下のように例が示されている。

管理及
管埋及
ること
か。
倫理観
体的な
、並び
評価プ
適時に
か。
めに適
め、職
ぞれの
見直し
めに、
適切な
支援し
任の履
るとと
を行っ

基本的要素	評価の基本的な 考え方	評価項目
リスクの評	4 組織は、内部統	4-1 組織は、個々の業務に係るリスクを識別
価と対応	制の目的に係るリ	し、評価と対応を行うため、業務の目的及び業務に
	スクの評価と対応	配分することのできる人員等の資源について検討
	ができるように、十	を行い、明確に示しているか。
	分な明確さを備え	4-2 組織は、リスクの評価と対応のプロセスを
	た目標を明示し、リ	明示するとともに、それに従ってリスクの評価と対
	スク評価と対応の	応が行われることを確保しているか。
	プロセスを明確に	
	しているか。	
	5 組織は、内部統	5-1 組織は、各部署において、当該部署におけ
	制の目的に係るリ	る内部統制に係るリスクの識別を網羅的に行って
	スクについて、それ	いるか。
	らを識別し、分類	5-2 組織は、識別されたリスクについて、以下
	し、分析し、評価す	のプロセスを実施しているか。
	るとともに、評価結	1) リスクが過去に経験したものであるか否か、全
	果に基づいて、必要	庁的なものであるか否かを分類する
	に応じた対応をと	2) リスクを質的及び量的(発生可能性と影響度)
	っているか。	な重要性によって分析する
		3) リスクに対していかなる対応策をとるかの評価
		を行う
		4) リスクの対応策を具体的に特定し、内部統制を
		整備する
		5-3 組織は、リスク対応策の特定に当たって、
		費用対効果を勘案し、過剰な対応策をとっていない
		か検討するとともに、事後的に、その対応策の適切
		性を検討しているか。
	6 組織は、内部統	6-1 組織において、自らの地方公共団体におい
	制の目的に係るリ	て過去に生じた不正及び他の団体等において問題
	スクの評価と対応	となった不正等が生じる可能性について検討し、不
	のプロセスにおい	正に対する適切な防止策を策定するとともに、不正
	て、当該組織に生じ	を適時に発見し、適切な事後対応策をとるための体
	うる不正の可能性	制の整備を図っているか。
	について検討して	
	いるか。	

基本的要素	評価の基本的な 考え方	評価項目	
統制活動	7 組織は、リスク	7-1 組織は、リスクの評価と対応において決定	
	の評価及び対応に	された対応策について、各部署において、実際に指	
	おいて決定された	示通りに実施されているか。	
	対応策について、各	7-2 組織は、各職員の業務遂行能力及び各部署	
	部署における状況	の資源等を踏まえ、統制活動の水準を含め適切に管	
	に応じた具体的な	理しているか。	
	内部統制の実施と		
	その結果の把握を		
	行っているか。		
	8 組織は、権限と	8-1 組織は、内部統制の目的に応じて、以下の	
	責任の明確化、職務	事項を適切に行っているか。	
	の分離、適時かつ適	1) 権限と責任の明確化	
	切な承認、業務の結	2) 職務の分離	
	果の検討等につい	3) 適時かつ適切な承認	
	ての方針及び手続	4) 業務の結果の検討	
	を明示しているか。	8-2 組織は、内部統制に係るリスク対応策の実	
		施結果について、担当者による報告を求め、事後的	
		な評価及び必要に応じた是正措置を行っているか。	
情報と伝達	9 組織は、内部統	9-1 組織は、必要な情報について、信頼ある情	
	制の目的に係る信	報が作成される体制を構築しているか。	
	頼性のある十分な	9-2 組織は、必要な情報について、費用対効果	
	情報を作成してい	を踏まえつつ、外部からの情報を活用することを図	
	るか。	っているか。	
		9-3 組織は、住民の情報を含む、個人情報等に	
		ついて、適切に管理を行っているか。	
	10 組織は、組織内	10-1 組織は、作成された情報及び外部から入手	
	外の情報について、	した情報が、それらを必要とする部署及び職員に適	
	その入手、必要とす	時かつ適切に伝達されるような体制を構築してい	
	る部署への伝達及	るか。	
	び適切な管理の方	10-2 組織は、組織内における情報提供及び組織	
	針と手続を定めて	外からの情報提供に対して、かかる情報が適時かつ	
	実施しているか。	適切に利用される体制を構築するとともに、当該情	
		報提供をしたことを理由として不利な取扱いを受	
		けないことを確保するための体制を構築している	

基本的要素	評価の基本的な 考え方	評価項目	
		か。	
モニタリン	11 組織は、内部統	11-1 組織は、内部統制の整備及び運用に関し	
グ	制の基本的要素が	て、組織の状況に応じたバランスの考慮の下で、日	
	存在し、機能してい	常的モニタリングおよび独立的評価を実施すると	
	ることを確かめる	ともに、それに基づく内部統制の是正及び改善等を	
	ために、日常的モニ	実施しているか。	
	タリングおよび独	11-2 モニタリング又は監査委員等の指摘によ	
	立的評価を行って	り発見された内部統制の不備について、適時に是正	
	いるか。	及び改善の責任を負う職員へ伝達され、その対応状	
		況が把握され、モニタリング部署又は監査委員等に	
		結果が報告されているか。	
ICT への対	12 組織は、内部統	12-1 組織は、組織を取り巻く ICT 環境に関し	
応	制の目的に係るICT	て、いかなる対応を図るかについての方針及び手続	
	環境への対応を検	を定めているか。	
	討するとともに、	12-2 内部統制の目的のために、当該組織におけ	
	ICT を利用している	る必要かつ十分な ICT の程度を検討した上で、適切	
	場合には、ICT の利	な利用を図っているか。	
	用の適切性を検討	12-3 組織は、ICT の全般統制として、システム	
	するとともに、ICT	の保守及び運用の管理、システムへのアクセス管理	
	の統制を行ってい	並びにシステムに関する外部業者との契約管理を	
	るか。	行っているか。	
		12-4 組織は、ICT の業務処理統制として、入力	
		される情報の網羅性や正確性を確保する統制、エラ	
		ーが生じた場合の修正等の統制、マスター・データ	
		の保持管理等に関する体制を構築しているか	

なお、上場企業等の内部統制評価及び監査制度では、情報技術の略称を IT (Information Technology) と称していたが、地方公共団体の内部統制評価制度では ICT (Information and Communication Technology) を使用している。当監査報告書においても、これ以降は ICT の略称を使用する。

④ 業務レベルのリスク対応策の整備

業務レベルのリスク対応策の整備は、下記のような手順によることが想定されている。

(1) リスクの評価

①リスクの識別・分類

各部局は、自らの部局の業務に関するリスクを洗い出し、リスクの内容をリスク評価シートに記載する。

その際、識別したリスクについて、

- (ア) 全庁的な対応が必要となる全庁的リスクか、特定の業務に係る個別リスクか
- (イ) 自らの団体において過去に経験したリスクか、未経験のリスクか といった観点から分類する。

②リスクの分析・評価

各部局は、識別・分類したリスクに対し、どの程度の重要性があるのかを評価の上、記入する。具体的には、各部局においてリスクの影響度及び発生可能性を踏まえて量的重要性を見積もるとともに、質的重要性について検討を行う。

内部統制推進部局は、各部局が評価したリスクを基に、他の部局でも評価すべきリスクが ないか等を検討の上、全庁的リスク及び個別リスクの分類を整理し、必要に応じて、各部局 にリスクの再評価を求める。

(2) リスク対応策の整備

内部統制推進部局は、識別・評価されたリスクの重要性に応じて、組織として対応する必要性の高いリスク及び必要性の低いリスクを整理し、各部局に対応策を検討するよう求める。その際、質的重要性が大きいと考えられるものについては、量的重要性に関わらず、必ず対応策を整備する。

各部局は、各リスクに対し、どのような対応策を整備するのか検討し、リスク評価シート に記載する。その上で、適宜、関連する規則・規程・マニュアル等について改訂等を行う。

内部統制推進部局は、各部局によるリスク対応策をとりまとめ、リスク対応策に不備や不 十分な点がある場合には、各部局にリスク対応策の再検討の対応など求める。

3 内部統制に関する呉市の取組み

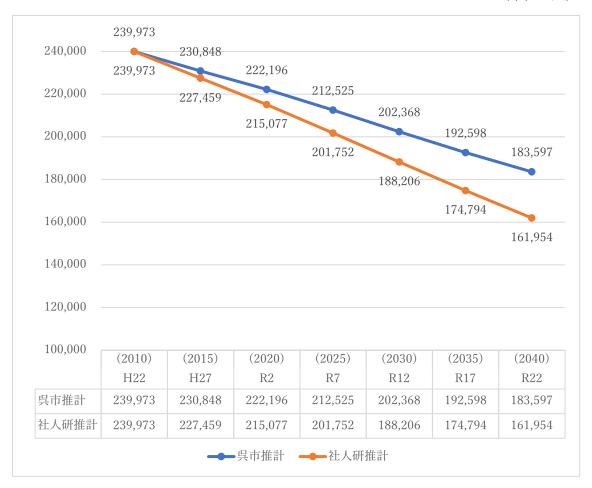
前述したように、地方公共団体の内部統制制度は、人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、その要請に対応した地方行政体制を確立することを目的として導入される。

呉市の人口予測は、表1のとおりである。呉市の推計と国立社会保障・人口問題研究所 (社人研)のそれとでは予測値に開きがあるが、いずれにしても、人口減少問題は、他の 地方公共団体と比べてもより深刻な問題であると推測される。

このため、呉市は、令和2年4月から始まる地方自治体の内部統制制度の強制義務はないものの、内部統制機能の充実を平成30(2019)年度から検討している。(「第3次呉市行政改革実施計画(平成30年度~平成34年度)」より)

【表1 呉市の将来人口展望】

(単位:人)



(出典:呉市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョン 令和元年度改定版)

第3 包括外部監査の手法及び手続

1 監査に関する基本的な考え方

「第 1 包括外部監査の概要 3 選定した特定の事件」で記載した通り、呉市における 内部統制の整備状況及び運用状況を監査対象とした。

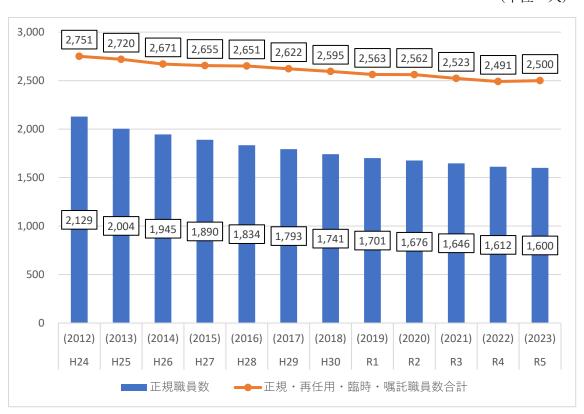
前述したように、地方自治体は人口減少社会においても一定レベルの行政サービスを提供していかなければならず、その要請に対応した体制を確立する必要がある。

呉市の将来人口展望は、人口減少及び高齢化はより加速していくと推測される。そうなれば、呉市の財政規模も自ずと縮小されていくものと予想される。それに合わせて、職員数の 適正化も図っていかなければならない。

「第2次呉市職員体制再構築計画 平成30年3月」によれば、呉市の職員数の将来推移は表2のようになると計画されている。

【表2 職員数の推移】

(単位:人)



(注)数値は、市長事務局、議会事務局、各行政委員会事務局及び消防局の正規職員は対象 とし、上下水道局は除かれている。

前記の人口の将来展望 ((2章 4 表 1) 及び職員の推移 (表 2) において、比較可能な 平成 27年 (2015年) と令和 2年 (2020年) を比べてみると、

	平成 27 年(2015 年)	令和 2 年(2020 年)	増(△)減率
人口	230、848 人	222、196 人	$\triangle 3.75\%$
職員数(総数)	2、655 人	2、562 人	$\triangle 3.50\%$
正規職員数	1、890人	1、676 人	△11.32%
職員 1 人当たりの	86.9 人	86.7 人	$\triangle 0.23\%$
住民数 (総数)	60.9 人	00.7 人	△0.23%
職員 1 人当たりの	100.1 /	120 C	9.000/
住民数 (正規職員)	122.1 人	132.6 人	8.60%

正規職員の減少を民間委託の推進や職員再任用等で補い、行政サービスの質の維持を図る予定であろうが、それのみをもって、質の維持が可能となるとは限らない。

呉市も計画しているように、内部統制の機能充実を併せて実行していくことにより、行政 サービスの質の維持が可能となるものと思われる。

包括外部監査においても、内部統制の機能充実は喫緊の課題と判断し、「内部統制の整備状況及び運用状況」を監査対象とすることとした。

2 具体的な監査手続

監査の進め方としては、まず、全庁的な内部統制(統制環境・リスクの評価と対応・統制活動・情報と伝達・監視活動・ICTへの対応)を理解・分析した後、その結果を踏まえ、監査対象となる内部統制の範囲内にある業務レベルを分析した上で、内部統制の基本的要素が機能しているかを分析する。

ただし、実務経験者の立場で言えば、業務レベルの内部統制の監査を先行させたほうが全 庁的な内部統制の理解がより深まることもあるので、必ずしも全庁的な内部統制の監査が すべて終了してから業務レベルの内部統制の監査に取り掛かるわけではない。

(1) 全庁的な内部統制

全庁的な内部統制の監査すべき項目は、ガイドライン(別紙1)(「第2 監査対象 2(3)」参照)に基づいて、「評価項目」とされているものを監査上の着眼点として捉え行うものとする。

主な監査手続としては、

- 関係者への質問
- 条例及び規則等の閲覧
- 記録の検証 など

の手続により、監査対象となる全庁的な内部統制を適切に分析を行う。

(2) 業務レベルに係る内部統制

業務レベルに係る内部統制の監査は、整備状況の有効性の評価と運用状況の有効性に分けて行う。

① 業務レベルに係る内部統制の整備状況の有効性

業務レベルに係る内部統制の監査手続については、まず、組織及び業務の流れを理解する ことが必要であり、具体的には、重要な業務レベルごとにフローチャートを作成し、フロー チャート上で、リスクがどこにあるのかを把握・識別する。

識別されたリスクが業務の中に組み込まれた内部統制によって、十分に低減できるものになっているかを、リスクと統制の対応表(リスクコントロールマトリックス(RCM))に記入する。リスクコントロールマトリックスは、どこにリスクがあり、どのようにコントロールされているかを対応する形で表示させた一覧表である。

監査上の要点 (アサーション) は、原則的には、

● 合規性

各業務手続は地方自治法及びその関連法令に則っているかどうか

● 経済性、効率性、有効性

業務の執行及び事業の管理が、住民の福祉の増進、最小の経費で最大の効果を上げるこ

と、組織の運営の合理化並びに規模の適正化を志向しているかどうか とする。

また、この度の包括外部監査においては、これに加えて、規程には定められていないが、職員個々の努力により、リスクを回避されている業務(=暗黙知)の検出にも心がける。文書化やシステム化していなければ、なぜそのような業務をしていたのかが忘れられる可能性がある。職員数の減少が見込まれるなか、このような業務が確実に引き継がれるためには、「暗黙知」(長年の経験や勘に基づく個人の技術やノウハウ等)知の形式知(客観的に識別可能な知識)化は必要と考える。

なお、包括外部監査において選択することを計画している業務レベルは、以下のとおりである。

- 歳入
- 歳出(人件費及び固定資産の購入を含む)
- 固定資産管理

② 業務プロセスに係る内部統制の運用状況の有効性

業務レベルに係る内部統制の整備状況の有効性の監査をしたのちは、実際に適正に運用されているかの監査手続に入る。手続の実施方法は、サンプリングにより十分かつ適切な証拠を入手して行う。

具体的には、以下のような手続を行う。

- 関連文書の閲覧
- 当該内部統制に関係する適切な担当者への質問
- 業務の観察
- 内部統制の実施記録の検証
- 各現場における内部統制の運用状況に関する自己点検の状況の検討 等

(3) スケジュール

呉市の予算規模は約1、000億円であり、時間的な制約上、すべての範囲を1年度で監査することはできない。

包括外部監査契約は単年度ごとに締結されるため、包括外部監査人が来年度以降も監査を行う保証はないが、可能な限り以下のようなスケジュールで遂行することを計画している。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	(2019)	(2020)	(2021)
全庁的な	統制環境	リスクの評価と対応	モニタリング
内部統制		統制活動	総まとめ
		情報と伝達	
		ICT への対応	
業務レベルの	フローチャートの作成	フローチャート	フローチャート
内部統制	歳入	歳出	固定資産管理
	市民税	固定資産購入	
	固定資産税・都市計	人件費	
	画税	その他	
	使用料		
	国庫負担金		
	県負担金		
	国民健康保険料		
	後期高齢者医療保険		
	介護保険		
	RCM の作成	RCM の作成	RCM の作成
	同上	同上	同上及び総まとめ
	統計的サンプリング	統計的サンプリング	統計的サンプリング
	テスト	テスト	テスト
	_	歳入	歳出
			固定資産管理

3 当年度における監査手続

当年度においては、前記のスケジュールにあるように、全庁的な内部統制については「統制環境」を、業務レベルに係る内部統制については、歳入業務を監査対象として選定した。

(1) 全庁的な内部統制 - 「統制環境」の監査手続

前述したように、ガイドライン(別紙 1)(「第 2 監査対象 2(3)」参照)に基づいて、「評価項目」とされているものを監査上の着眼点として捉え、以下の監査手続を行う。

① 誠実性と倫理観に対する姿勢の表明

着眼点	①-1.長は、地方公共団体が事務を適正に管理及び執行する上で、誠実性と倫
	理観が重要であることを、自らの指示、行動及び態度で示しているか。
監査手続	・ 基本方針 (行動倫理規範、コンプライアンス規程等) はあるかを確かめる。
	・ 規程等の適時な見直しが行われているか更新状況を確かめる。

着眼点	①-2. 長は、自らが組織に求める誠実性と倫理観を職員の行動及び意思決定の		
	指針となる具体的な行動基準等として定め、職員及び外部委託先、並びに、		
	住民等の理解を促進しているか。		
監査手続	・ 基本方針の庁内外への周知方法について確かめる。		
	・ 基本方針の庁内での浸透度を確かめる。		
	→ 研修教育		
	▶ 行動倫理規範遵守に関する宣誓書の配布·回収		

着眼点	①-3. 長は、行動基準等の遵守状況に係る評価プロセスを定め、職員等が逸脱	
	した場合には、適時にそれを把握し、適切に是正措置を講じているか。	
監査手続	・ 庁内相談制度の運用状況を確かめる。	
	・ 逸脱行為に対する罰則適用の有無を確かめる。	

② 内部統制の目的達成のための組織構造、報告経路および適切な権限と責任の確立

着眼点	②-1. 長は、内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討
	を行っているか。
	②-2. 長は、内部統制の目的を達成するため、職員、部署及び各種の会議体
	等について、それぞれの役割、責任及び権限を明確に設定し、適時に見直
	しを図っているか。
監査手続	・ 最新の組織規則・組織図を入手し、倫理条例・規則あるいは法令に違反
	するものはないか確かめる。
	・ 職務分掌規程を入手し、運用状況を確かめる。

③ 内部統制の目的を達成するための適切な人事管理及び教育研修

着眼点	③-1. 長は、内部統制の目的を達成するために、必要な能力を有する人材を
	確保及び配置し、適切な指導や研修等により能力を引き出すことを支援
	しているか。
	③-2. 長は、職員等の内部統制に対する責任の履行について、人事評価等に
	より動機付けを図るとともに、逸脱行為に対する適時かつ適切な対応を
	行っているか。
監査手続	・ 最新の職務分掌規定・職務等級基準書・給与規定・人事考課規定等を入
	手して以下のことを確かめる。
	昇進及び給与の基準は明確になっているか。
	▶ 配置転換の基準は明確になっているか。
	▶ 教育訓練の方針は明確になっているか。
	・ 人事データを入手し、「人事の滞留状況」を調査し、内部統制上問題ない
	か確かめる。
	・ 逸脱行為に対する罰則適用の有無を確かめる。

- (2) 業務レベルに係る内部統制 歳入業務
- ① 歳入業務の原則的な流れ

歳入業務の流れは、大きく分けて以下のような行為から構成される。

調定

地方自治法第 231 条において、「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。」と規定されている。

ここでいう調定とは、収入の手続において原則として一番初め に行う「意思決定行為」である。この意思決定にあたり、以下の事 項を調査しなければならない(地方自治法施行令第154条)。

①所属年度、②歳入科目、③納入すべき金額、④納入義務者、⑤法 令又は契約に違反する事実がないかどうか、⑥納期限、⑦納入場所



賦課徴収・ 徴収

調定の後は、納入義務者に当てて納入の通知(請求)を行う。地 方税や国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険という予め納 入義務のあるものについては「賦課徴収」、そうでないものについ ては「徴収」という用語が使われている。



収納

収納とは、文字通り金銭を納めることであり、地方公共団体から 見れば入金である。

入金形態には、金融機関口座からの引落し、金融機関等からの振 込及び現金によるものがある。

収納事務をさらに細分化すると以下の業務に分類できる。

- ① 入金業務
- ② 納入義務者別の入金消込業務
- ③ 納入遅延者に対する督促業務



滞納整理

納期限までに納付されなかった場合に行われる業務である。まず、催告手続が行われ、それでも完納されない場合には、強制執行、仮処分、債権の申出、担保権の実行、 履行期限の繰上げ等債権の確保のための措置がとられる。

② 選択した歳入業務

呉市における歳入に関する平成30年度の決算額は以下のとおりである。

【表 平成30年度の決算額】

会計名称	款名称	項名称	決算額 (百万円)
一般会計	市税	市民税	14,410
		固定資産税	12,923
		軽自動車税	539
		市たばこ税	1,310
		入湯税	11
		都市計画税	2,092
	地方讓与税	地方揮発油譲与税	159
		自動車重量譲与税	393
		特別とん譲与税	81
	利子割交付金	利子割交付金	70
	配当割交付金	配当割交付金	121
	株式等譲渡所得割交付金	株式等譲渡所得割交付金	87
	地方消費税交付金	地方消費税交付金	4,212
	ゴルフ場利用税交付金	ゴルフ場利用税交付金	20
	自動車取得税交付金	自動車取得税交付金	193
	国有提供施設等所在市町村	国有提供施設等所在市町村助成	100
	助成交付金	交付金	126
	地方特例交付金	地方特例交付金	155
	地方交付税	地方交付税	21,581
	交通安全対策特別交付金	交通安全対策特別交付金	24
	分担金及び負担金	分担金	102
		負担金	752
	使用料及び手数料	使用料	1,245
		手数料	884
	国庫支出金	国庫負担金	10,662
		国庫補助金	3,697
		委託金	9
	県支出金	県負担金	3,447
		県補助金	2,508
		委託金	33
	財産収入	財産運用収入	276

会計名称	款名称	項名称	決算額 (百万円)
		財産売払収入	292
	寄附金	寄附金	1,229
	繰入金	基金繰入金	3,047
	繰越金	繰越金	1,343
	諸収入	延滞金,加算金及び過料	35
		市預金利子	1
		貸付金元利収入	4,065
		受託事業収入	223
		雑入	910
	市債	市債	14,721
国民健康保険事業	国民健康保険料	国民健康保険料	4,052
(事業勘定) 特別会計	国民健康保険税	国民健康保険税	_
	使用料及び手数料	手数料	0
	国庫支出金	国庫補助金	15
	県支出金	県補助金	17,365
	財産収入	財産運用収入	0
	繰入金	一般会計繰入金	1,554
		基金繰入金	600
	繰越金	繰越金	1,065
	諸収入	延滞金,加算金及び過料	20
		預金利子	0
		雑入	36
国民健康保険事業	使用料及び手数料	使用料	0
(直診勘定) 特別会計		手数料	1
	繰入金	一般会計繰入金	28
	諸収入	雑入	6
	市債	市債	_
後期高齢者医療事業特	後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料	2,801
別会計	国庫支出金	国庫補助金	6
	繰入金	一般会計繰入金	813
	繰越金	繰越金	154
	諸収入	延滞金、加算金及び過料	0
		償還金及び還付加算金	4
		雑入	0

会計名称	款名称	項名称	決算額 (百万円)
介護保険事業	介護保険料	介護保険料	4,678
(保険勘定) 特別会計	支払基金交付金	支払基金交付金	5,543
	国庫支出金	国庫負担金	3,490
		国庫補助金	1,782
	県支出金	県負担金	2,955
		県補助金	191
	財産収入	財産運用収入	0
	繰入金	一般会計繰入金	3,159
		基金繰入金	_
	繰越金	繰越金	537
	諸収入	延滞金、加算金及び過料	0
		預金利子	0
		雑入	5
介護保険事業	使用料及び手数料	手数料	0
(サービス勘定)	繰入金	一般会計繰入金	32
特別会計	諸収入	雑入	12
	市債	市債	_
母子父子寡婦福祉資金	繰入金	一般会計繰入金	3
貸付事業特別会計	繰越金	繰越金	84
	諸収入	預金利子	0
		貸付金元利収入	76
		雑入	0
公園墓地事業特別会計	事業収入	使用料及び手数料	1
	財産収入	財産運用収入	0
	繰入金	基金繰入金	3
地域下水道事業特別会	事業収入	使用料及び手数料	13
計	財産収入	財産運用収入	0
	繰入金	一般会計繰入金	4
		基金繰入金	0
	繰越金	繰越金	3
	諸収入	預金利子	0
		雑入	0
集落排水事業特別会計	事業収入	分担金及び負担金	1
		使用料及び手数料	50

会計名称	款名称	項名称	決算額 (百万円)
	国庫支出金	国庫補助金	75
	県支出金	県補助金	18
	財産収入	財産運用収入	0
	繰入金	一般会計繰入金	252
		基金繰入金	10
	諸収入	雑入	5
	市債	市債	100
地方卸売市場事業特別	市場収入	使用料及び手数料	75
会計	諸収入	預金利子	0
		雑入	0
野呂高原ロッジ事業特 別会計	繰入金	一般会計繰入金	29
駐車場事業特別会計	事業収入	使用料及び手数料	176
	繰入金	一般会計繰入金	11
	諸収入	預金利子	0
		雑入	_
内陸土地造成事業特別	財産収入	財産運用収入	_
会計		財産売払収入	12
	繰入金	基金繰入金	3
	諸収入	市預金利子	0
港湾整備事業特別会計	事業収入	使用料及び手数料	465
	財産収入	財産運用収入	2
	繰入金	一般会計繰入金	131
	諸収入	受託事業収入	0
		雑入	6
	市債	市債	256
臨海土地造成事業特別	財産収入	財産運用収入	2
会計		財産売払収入	733
	繰入金	一般会計繰入金	500
	繰越金	繰越金	4
	諸収入	預金利子	0
		雑入	0
財産区事業特別会計	財産収入	財産運用収入	0
	繰越金	繰越金	5

会計名称	款名称	項名称	決算額 (百万円)
	諸収入	預金利子	0
		雑入	0
合計		162,001	

(注) 0は金額が1百万円未満のもの、一は金額が0円のものを意味する。

歳入業務レベルの監査手続については、業務フローチャートを作成した後、RCM を作成するわけであるが、以下の規準で項レベルの歳入を選択した。

《選択規準》

- (ア) 歳入金額の大きいもので、かつ、
- (イ) 呉市の独自収入もしくは徴収に職員の努力を要するもの上記の規準により、以下の歳入に関する業務を選択した。

会計名称	款名称	項名称
一般会計	市税	市民税(個人)
		市民税(法人)
		固定資産税
		都市計画税
	使用料及び手数料	使用料 (市営住宅)
	国庫支出金	国庫負担金 (生活保護費)
		国庫負担金 (心身障害者)
国民健康保険事業 (事業勘定)	国民健康保険料	国民健康保険料
特別会計		
後期高齢者医療事業特別会計	後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料
介護保険事業(保険勘定)	介護保険料	介護保険料
特別会計		

③ 過去 10 年間において歳入業務について指摘された事項

過去 10 年間において、内部及び外部の検査や監査により不備を指摘された歳入業務は以下のとおりである。今後、歳入業務に係る内部統制の運用状況の監査を行う際の参考としたい。

平成21年6月の会計実地検査の結果、会計検査院より高齢者向け優良賃貸住宅に係る 国庫補助金の返還の指示が3件あった。平成17年9月の国土交通省住宅局長通知に基づ く消費税仕入控除税額について確認を行わず、事業者への補助金を交付していたことが 原因であり、該当事業者に対して補助金の一部返還を求めるなど、混乱を生じさせた。

平成 21 月下旬に県税事務所から、旧蒲刈町大浦地区の評価額の確認依頼を受けた際、 当該土地の評価が前年度に比べ大きく増額していることが判明した。

現地調査を行った結果、平成 21 年度の固定資産税評価替えに向けて、前年度中に現地調査を行い、そのデータを入力する必要があったにもかかわらず、評価額が上がっても税額にはあまり影響しないと軽率に判断をし、一部の地域を未調査のままデータの修正をすることなく放置し、納税者 211 名に対し誤課税を行った。

平成 23 年度定期監査において、平成 23 年度における回数券等の払出数と売上数を突合したところ、全 37 種の乗車券のうち 2 種において売出数が払出数を上回るという不合理が指摘された。

さらに、その後の調査の結果、乗車券等に関する払出元帳と倉庫内実数に 70,272 枚(換算額1億8千万円)の不一致があることが分かった。

うち,51,141 枚分については誤記であることが判明したが、残り 19,131 枚(換算額 4 千万円)の不一致がついては、原因究明に至らなかった。

固定資産評価に関し、適正に現況調査を行った上、評価システムに入力すべき権限・義務があるところ、平成 25 年度から平成 27 年までにかけ、7,860 件の評価項目の異動入力を行い、そのうち 893 件(重大な錯誤 235 件及びその他錯誤 658 件)について、課税額が過小となる不適正な入力を行った。重大な錯誤による影響総額は、434 万 7,744 円であり、そのうち平成 28 年度分の 246 万 5、693 円については、市民から追徴課税することとなったもの。

④ 歳入業務における呉市の特徴

呉市では、財務部収納課内に債権回収対策室を置き、市税のほか保険年金課、介護保険課 及び子育て施設課で発生した滞納債権も合わせて滞納整理を行うことにより効率化を図っ ている。

第4監査結果

- 1 全庁的な内部統制
- ① 誠実性と倫理観に対する姿勢の表明

着眼点	①-1.長は、地方公共団体が事務を適正に管理及び執行する上で、誠実性と倫
	理観が重要であることを、自らの指示、行動及び態度で示しているか。
監査手続	・ 基本方針(行動倫理規範、コンプライアンス規程等)はあるかを確かめる。
	・ 規程等の適時な見直しが行われているか更新状況を確かめる。
閲覧した	・ 呉市の公務員倫理に関する条例 (倫理条例)
条例及び	・ 呉市の公務員倫理に関する規則(倫理規則)
規則等	・ 呉市における法令遵守の推進に関する条例(コンプライアンス条例)
	・ 呉市における法令遵守の推進に関する条例施行規則(コンプライアンス規
	則)
監査結果	行動倫理について
	倫理条例第1条によれば、その目的は、「市長等及び職員の職務の執行の公正
	さに対する市民等の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に
	対する市民等の信頼を確保することにある。」とされている。
	コンプライアンスについて
	職員の行動については、コンプライアンス条例第3条で以下の事項を基本原
	則としている。
	1. 全体の奉仕者であることを深く自覚し、常に市民の立場に立って公正に職
	務を遂行
	2. 職務に遂行に当たっての法令の遵守及び不当な要求に対しての毅然とした
	対応
	3. 行政の透明化を図ることにより、市政に対する市民の協力を得られるよう
	男めること 世紀第の選供を見売したのいで
	規程等の適時な見直しについて
	条例は、平成19年7月1日から施行されており、平成20年4月1日及び平
	成 27 年 4 月 1 日付で改正されており、施行規則は平成 19 年 2 月 5 日の施行
	以来、平成 30 年 3 月 31 日までの間、11 回の改正が行われている。

着眼点 ①-2. 長は、自らが組織に求める誠実性と倫理観を職員の行動及び意思決定の 指針となる具体的な行動基準等として定め、職員及び外部委託先、並びに、 住民等の理解を促進しているか。 監査手続 ・ 基本方針の庁内外への周知方法について確かめる。 ・ 基本方針の庁内での浸透度を確かめる。

→ 研修教育

▶ 行動倫理規範遵守に関する宣誓書の配布・回収

閲覧した 条例及び

・ 呉市ホームページ

・ 呉市職員研修ガイドブック(平成 31 年度版)

規則等

・ 職員の服務の宣誓に関する条例(服務宣誓条例)及び宣誓書

監査結果

基本方針の庁内外への周知方法について

呉市では、上記条例及び施行規則をホームページ上に開示している。

呉市トップページ/市政情報>カテゴリー/市政運営・行政改革/コンプライアンス>コンプライアンス>資料集(呉市のコンプライアンス)と比較的アクセスしやすい。

資料集においては、そのほかに「呉市における法令遵守の推進に関する条例の概要」及び「令和元年度呉市コンプライアンス推進事業計画」が開示されている。

基本方針の庁内での浸透度について

研修教育

各職場において、コンプライアンスについて理解を深めるため、全職員を対象とした職場内研修(OJT)の中にコンプライアンス研修が組み込まれている。

行動倫理規範遵守に関する宣誓書の配布・回収

そもそも、職員は地方公務員法第 31 条により服務の宣誓をしなければならない。

これを受けて呉市では、服務宣誓条例第 2 条により新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級職員の面前において宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならないこととなっている。

宣誓書(一般職員用)の文面は以下のとおりである。

「私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重に、かつ、 これを擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体し、呉市民全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、法令および呉市の諸規定を遵守し、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。|

着眼点	①-3. 長は、行動基準等の遵守状況に係る評価プロセスを定め、職員等が逸脱
	した場合には、適時にそれを把握し、適切に是正措置を講じているか。
監査手続	・・・庁内相談制度の運用状況を確かめる。
	・ 逸脱行為に対する罰則適用の有無を確かめる。
閲覧した	・ コンプライアンス条例
条例及び	・ コンプライアンス規則
規則等	・ 公益通報制度のフロー図
	・ 呉市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 (懲戒条例)
	· 呉市職員賞罰審査会規程(審査会規程)
	・ 懲戒処分の指針
監査結果	庁内相談制度について
	市政運営上の違法行為等(法令違反、生命、財産、生活環境への重大な損害
	等)を職員、臨時職員、嘱託職員、委託業務に従事する者、指定管理者等が発
	見した場合には、法令遵守審査会(弁護士や大学教授、庁外の委員で構成)に
	直接通報できる。
	法令遵守審査会は、調査や審査等を行った後、市長及び任命権者に意見を付
	して報告し、これを受けて市長等は是正措置を講じ、概要を公表する。
	市長等が是正措置を行わない場合には、法令遵守審査会が公表することにな
	っている。
	通報した者が不利益な取扱いとなることは禁止されている。
	なお、平成 30 年度の公益通報は 0 件であった。
	逸脱行為に対する罰則適用について
	呉市では、地方公務員法第 29 条第 4 項の規定に基づき、懲戒条例を制定し
	ている。懲戒処分の対象となる行為の詳細については、懲戒処分の指針に定め
	られており、懲戒処分の対象となった者は賞罰審査会の審査を経たのち、処分
	が下される。

② 内部統制の目的達成のための組織構造、報告経路および適切な権限と責任の確立

着眼点	②-1. 長は、内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討を						
	行っているか。						
	②-2. 長は、内部統制の目的を達成するため、職員、部署及び各種の会議体等						
	について、それぞれの役割、責任及び権限を明確に設定し、適時に見直しを						
	図っているか。						
監査手続	・ 最新の組織規則・組織図を入手し、倫理条例・規則あるいは法令に違反する						
	ものはないか確かめる。						
	・ 業務分掌規程を入手し、運用状況を確かめる。						
閲覧した	· 呉市事務分掌条例(分掌条例)						
条例及び	· 呉市事務組織規則(分掌規則)						
規則等	· 呉市行政組織図						
監査結果	部の職務分掌は分掌条例で、課レベルの職務分掌については分掌規則第3章						
	(第 12 条の 2~第 23 条)で定められている。						
	最新の組織図と分掌条例及び分掌規則との間で相違するものは存在しない。						

③ 内部統制の目的を達成するための適切な人事管理及び教育研修

着眼点

- ③-1. 長は、内部統制の目的を達成するために、必要な能力を有する人材を確 保及び配置し、適切な指導や研修等により能力を引き出すことを支援してい るか。
- ③-2. 長は、職員等の内部統制に対する責任の履行について、人事評価等によ り動機付けを図るとともに、逸脱行為に対する適時かつ適切な対応を行って いるか。

監査手続

- 最新の職務分掌規定・職務等級基準書・給与規定・人事考課規定等を入手し て以下のことを確かめる。
 - ▶ 昇進及び給与の基準は明確になっているか。
 - ▶ 配置転換の基準は明確になっているか。
 - ▶ 教育訓練の方針は明確になっているか。
- 人事データを入手し、「人事の滞留状況」を調査し、内部統制上問題ないか 確かめる。
- 逸脱行為に対する罰則適用の有無を確かめる。

閲覧した

規則等

- 呉市職員の給与に関する条例(給与条例)
- 条例及び |・ 呉市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(初任給等規則)
 - 呉市人材育成基本方針(育成方針)
 - 人事データ

監査結果

昇進及び給与の基準について

職務等級は7段階あり、育成方針において職務級別に必要な役割・能力が明 確にされている。

昇進については、給与条例及び初任給等規則において、その等級の基準とな る相当職務が定められている。

給与については、給与条例において等級別に給与月額が定められている。

配置転換の基準及び人事の滞留状況について

配置転換については明確な規定はないが、原則として、新規採用後概ね10年 間で異なる3つの領域や職務を経験とすることを基本としている。

人事管理・給与計算・研修管理業務システムから抽出した人事データで1つ の部署における平均在籍年数を算出したところ、4.5年であった。

中には、在籍年数が 10 年以上に及ぶ職員も存在するが、それらは専門的職 種であった。

教育訓練の方針について

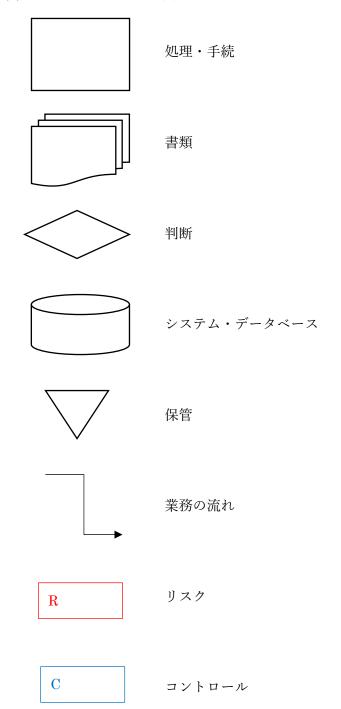
人材育成基本方針の1つに、「職員を育てる(能力開発と意識改革)」があり、 これを実現するための施策に研修事業の充実も含まれている。

この基本方針のもと、毎年度研修プログラムが作成され、年間を通じて各種

研修が実施されている。
逸脱行為に対する罰則適用について
P33 と同じ。

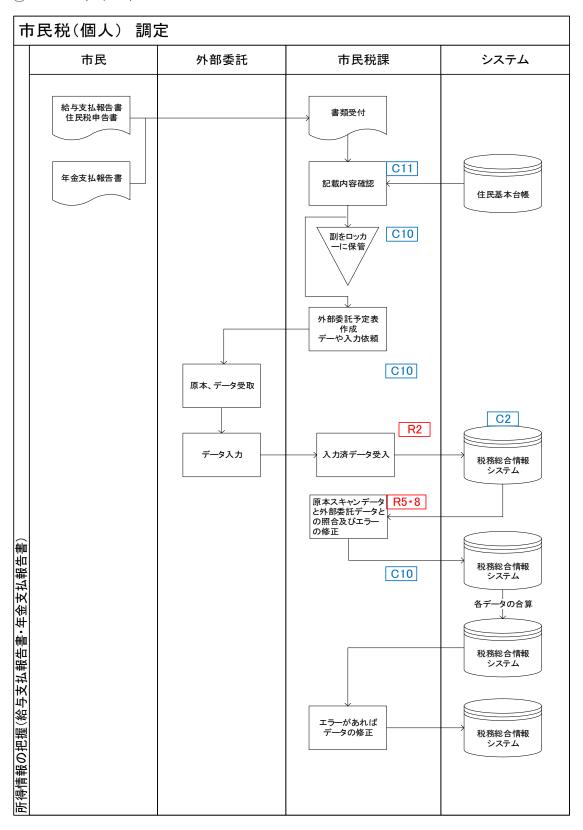
2 業務レベルの内部統制

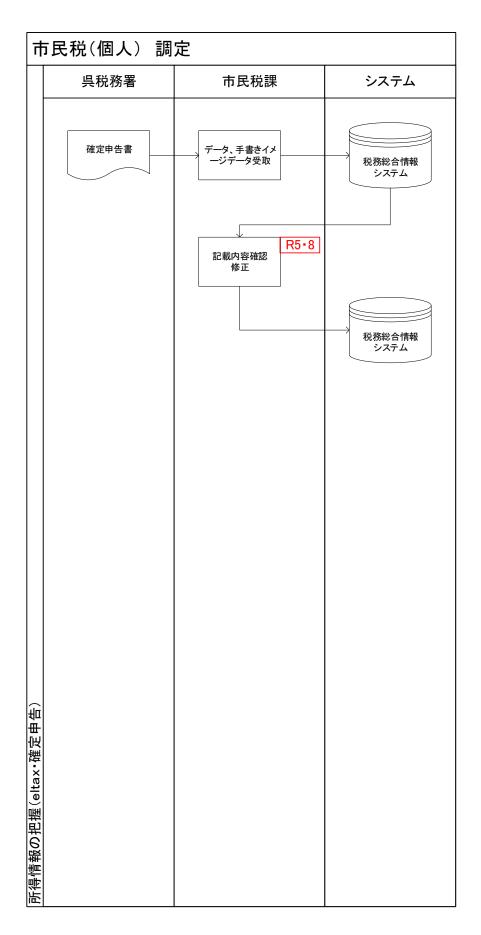
(1) フローチャート上の図形の説明

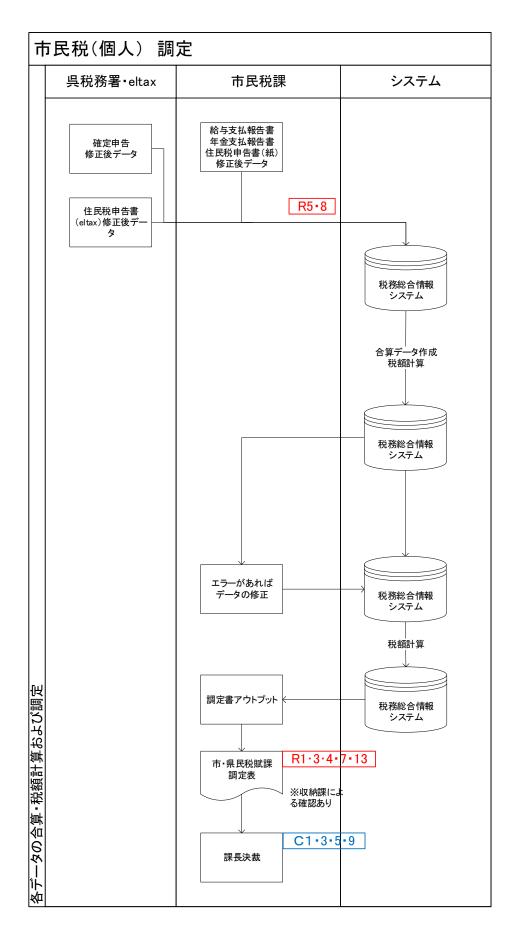


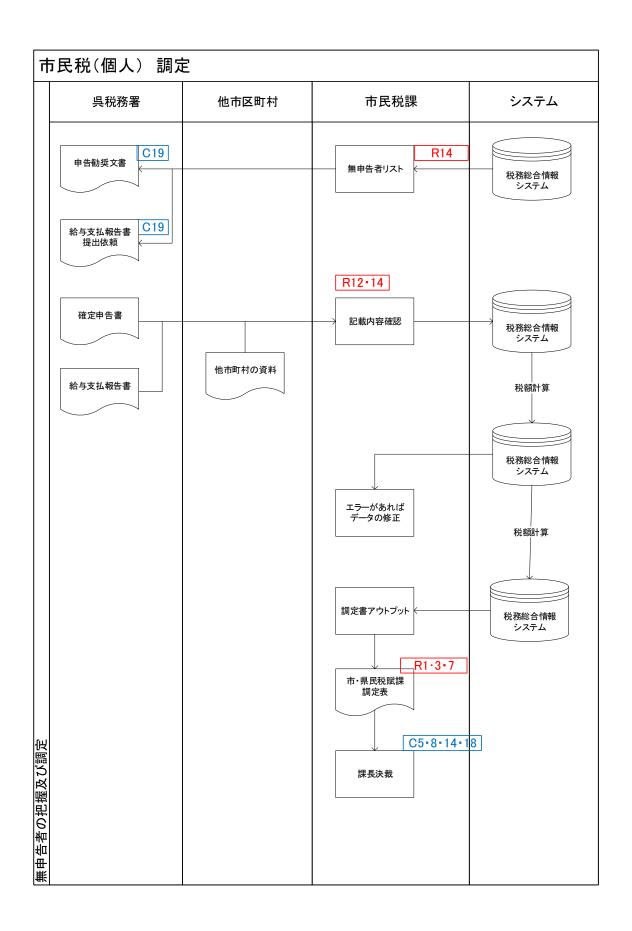
なお、フローチャートの横タイトルは選択した項レベルの歳入及び P23 記載の業務を、 縦タイトルは詳細手続を表す。

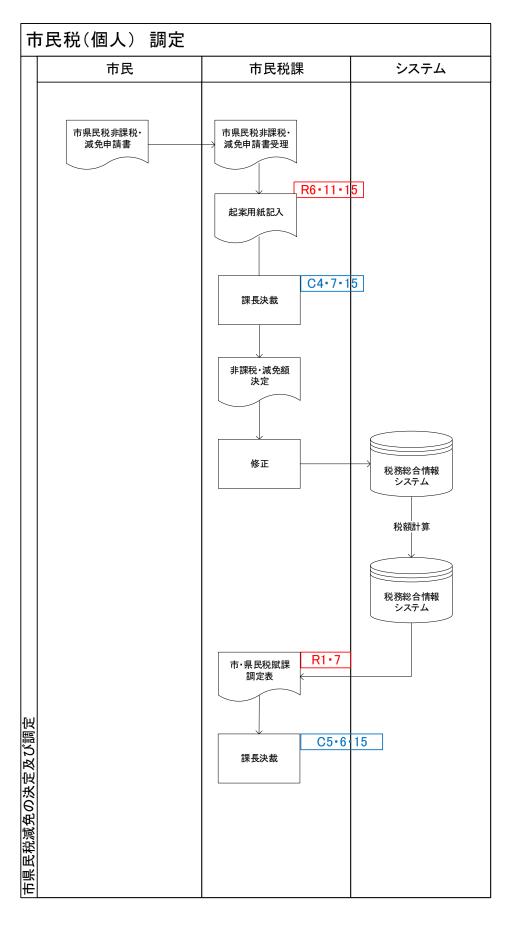
- (2) 市民税(個人)
- ① フローチャート

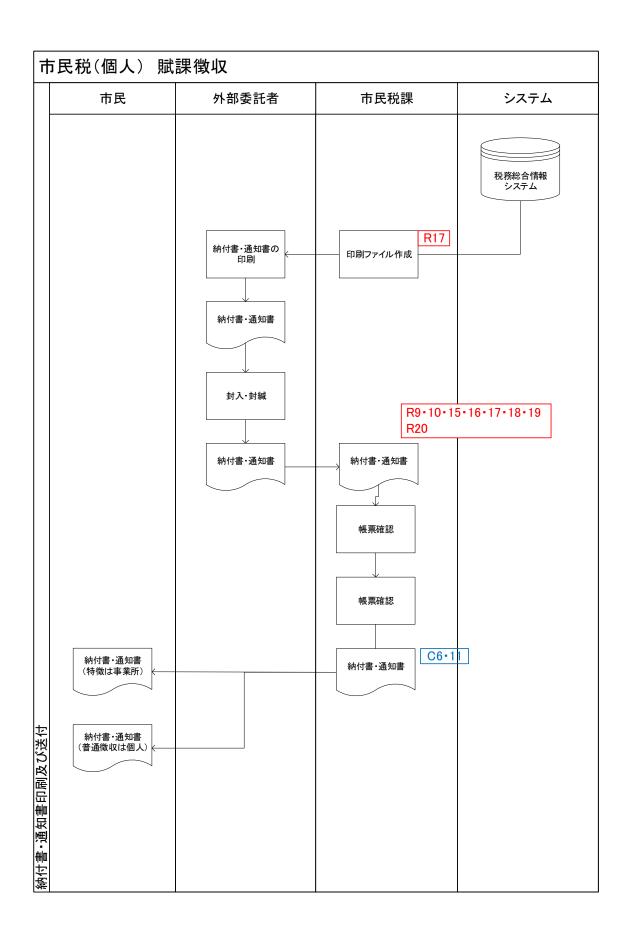


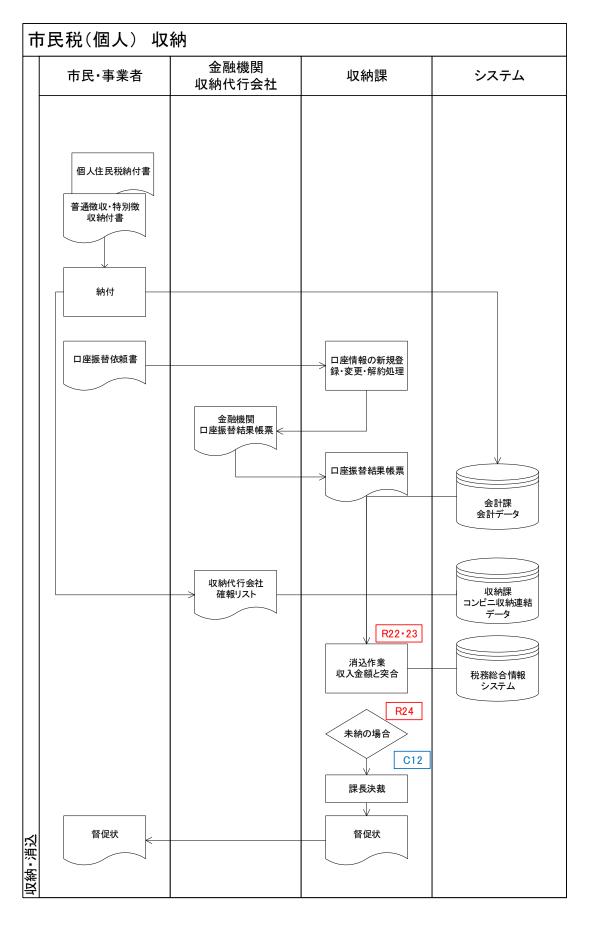


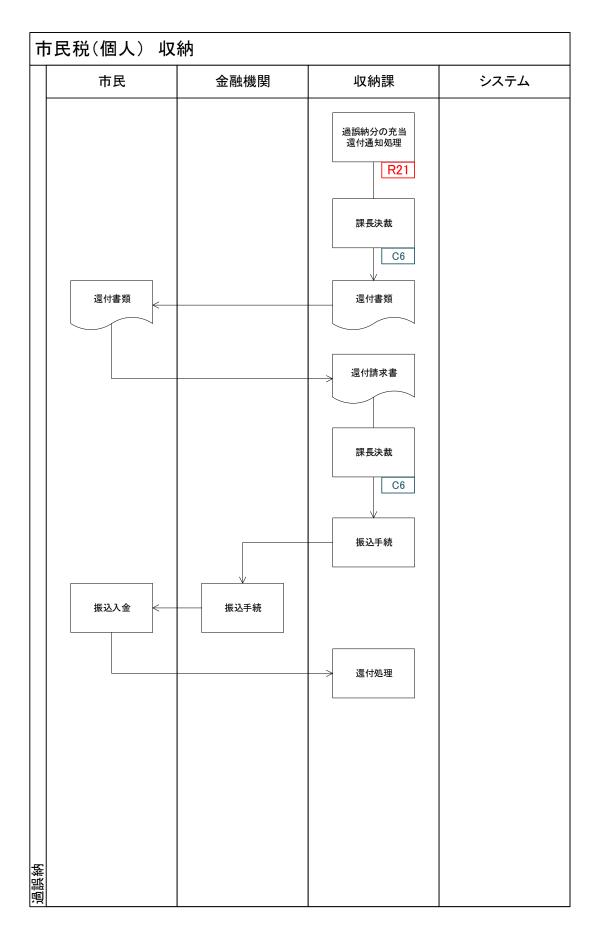


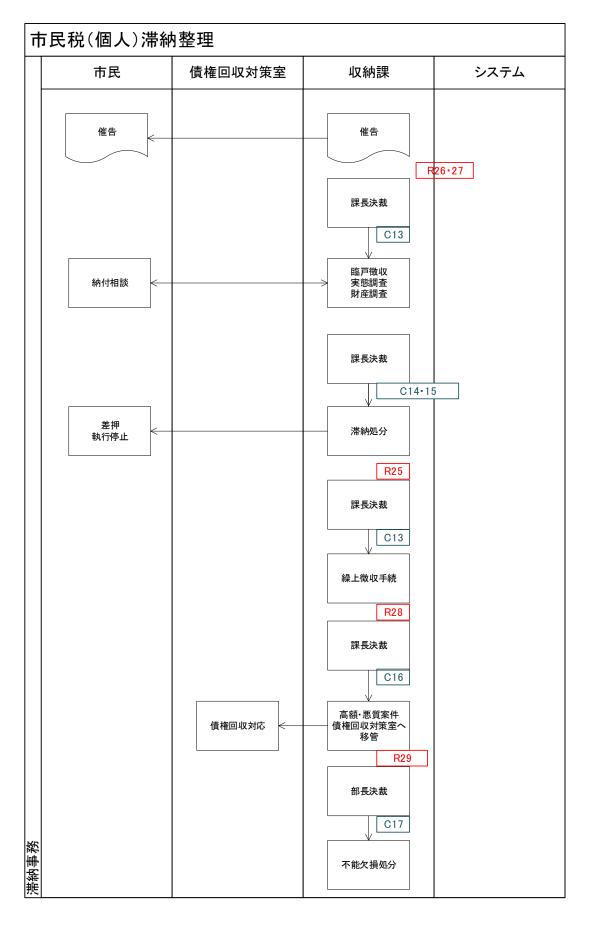












② RCM

2 RCM					
業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コント ロール No.	コントロールの内容	
調定事務	R1	調定はその根拠となる法 令等に適合しているか	C1	地方税法 294 条及び呉市税条例 17 条を基に賦課し、調定をあげる。 また、毎月月末に月締めの処理を 行い、調定表に課長決裁を受ける。	
調定事務	R2	条例等によらない収入に ついて、その根拠となる 規定は定められているか あるいは、条例等の適用、 新設等の必要はないか	C2	根拠のない調定はシステム上入 力できないようになっている。	
調定事務	R3	調定額の算定は適正かまた、計算に誤りはないか	C1 C3	地方税法及び呉市税条例を基に 賦課した内容を,毎月月末に月締 めの処理を行い,調定表の課長決 裁を受けて,収納課が確認してい る。	
調定事務	R4	調定の時期及び手続は適 正か	C1	更正後,地区担当職員が確認し, 課長決裁を受けて調定をあげている。 また,毎月月末に月締めの処理を 行い,調定表の課長決裁を受ける。	
調定事務	R5	調定漏れはないか	C1	更正ごとに課長決裁を受け,月締めの処理後も調定表の課長決裁 を受ける。	
調定事務	R6	減免等の理由及び手続は 適正か	C4	減免基準を基に審査し, 課長決裁 を受けている。	
調定事務	R7	調定の取消し、更正の根 拠及び手続は適正か	C5	地方税法及び呉市税条例を基に 更正の処理を行い、課長決裁を受 ける。 また、月締めの調定表の課長決裁 を受ける。	
賦課事務	R8	台帳、帳簿、証拠書類等は 整備されているか また、その記帳は適正に 行われているか		各地区担当が整理し,保管庫に保 管している。	
賦課事務	R9	誤謬発見後の処理は適正 に行われているか	С6	課税誤り発見後は、速やかに訂正 し、決裁を受けて月1回の通知書 送付日に送付する。	

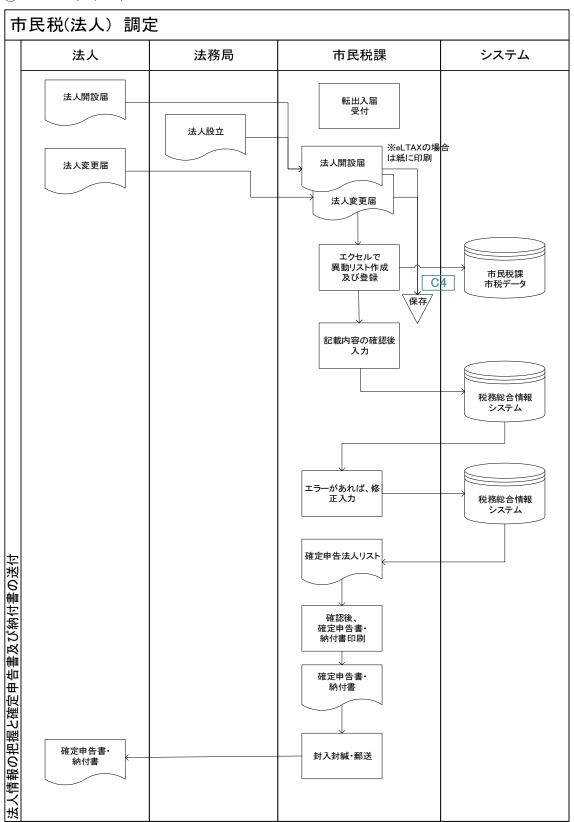
業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コント ロール No.	コントロールの内容	
賦課事務	R10	賦課事務の遅延している ものはないか	C6	賦課資料の提出後、速やかに処理 をし、決裁を受けて月1回の通知 書送付日に送付する。また、各担 当の処理状況を確認し、管理して いる。	
賦課事務	R11	非課税、減免、納期限延長 の取扱い及び手続は法令 等の規定に基づいて適正 に行われているか	C7	地方税法及び呉市税条例に基づき,生活保護・未成年・障害者・ 寡婦・寡夫で該当する方には非課 税の処理をしている。減免につい ては,減免基準を基に審査し,決 裁後通知している。申告・納付等 の期限延長については,指定地域 及び個別申請により申告・納付等 の期限延長を受ける。その後調定 表の課長決裁を受ける。	
賦課事務	R12	申告書の提出は適正に行われているか	C8	申告期限(3月15日)までに提出 された申告書は、当初賦課で処理 をし、申告期限後に提出された申 告書は、速やかに処理し、地区担 当職員が確認する。その後、調定 表の課長決裁を受ける。	
賦課事務	R13	更正決定の処理は適正に 行われているか	С9	申告書の提出後,速やかに更正し 課長決裁を受ける。	
賦課事務	R14	不申告、過少申告に対す る処理は適正に行われて いるか	C10	前年の実績を基に、未申告者及び 未申告事業所に申告指導を実施 している。 税務署からの修正申告等の回送 があれば、更正後、地区担当職員 の確認・課長を受け、月1回、通 知書送付日に送付している。	
徴収事務	R15	納入通知書は必要事項を すべて記載して発行され ているか	C6 C11	納入通知書の内容を市民税課担 当者が確認する。外部委託業者が 封入後、担当者が確認、課長決裁 を受け、月1回、通知書送付日に 送付している。	
徴収事務	R16	納期限の設定は適切か (調定時期との関連に留 意する)	C6 C11	納入通知書の内容を市民税課担 当者が確認する。外部委託業者が 封入後、担当者が確認、課長決裁 を受け、月1回、通知書送付日に 送付している。	

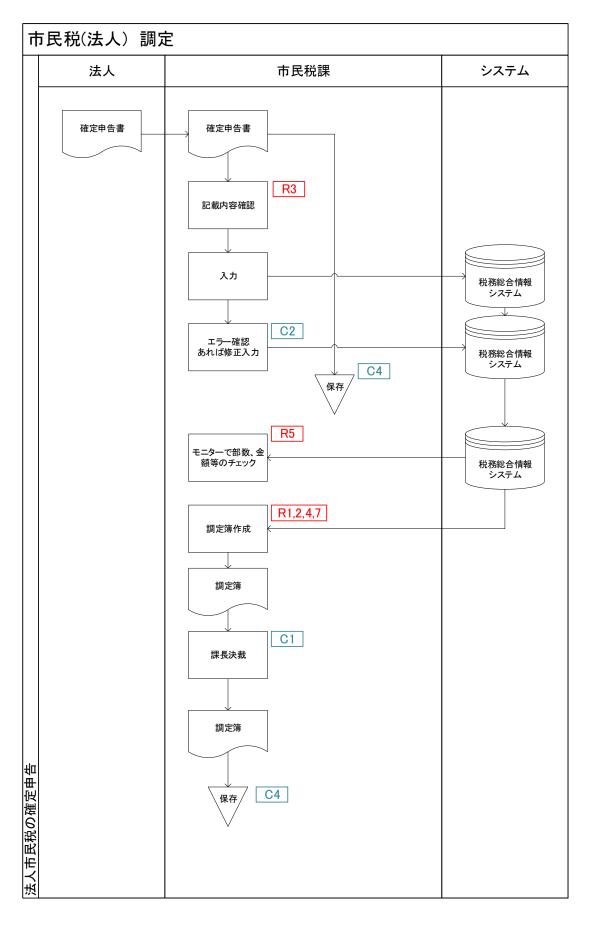
業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コント ロール No.	コントロールの内容	
徴収事務	R17	納入通知書発行の遅延し ているものはないか	C6 C11	納入通知書の内容を市民税課担 当者が確認する。外部委託業者が 封入後、担当者が確認、課長決裁 を受け、月1回、通知書送付日に 送付している。	
徴収事務	R18	納入通知書を発行すべき ものを発行せずに口頭そ の他により収納している ものはないか	C6 C11	納入通知書の内容を市民税課担 当者が確認する。外部委託業者が 封入後、担当者が確認、課長決裁 を受け、月1回、通知書送付日に 送付している。	
徴収事務	R19	納入通知書紛失による納付書の発行は適正に行わ れているか	C6 C11	納入通知書の内容を市民税課担 当者が確認する。外部委託業者が 封入後、担当者が確認、課長決裁 を受け、月1回、通知書送付日に 送付している。	
徴収事務	R20	不着納入通知書等の調査 手続は行われているか	C6 C11	納入通知書の内容を市民税課担 当者が確認する。外部委託業者が 封入後、担当者が確認、課長決裁 を受け、月1回、通知書送付日に 送付している。	
徴収事務	R21	過誤納金の還付手続は適 正に行われているか	C6	システムにより過誤納判定を行い,職員が確認し,課長決裁を得 たうえで還付処理している。	
徴収事務	R22	収入の消込み誤り、漏れ 及び遅延しているものは ないか		会計データと照合を行っており、 収納データ取込時に消込みでき ない場合は、エラーリストで確認 している。	
収納事務	R23	収納率低下の場合、その 原因の把握及び対策は適 切か		毎月の収納率目標達成のため、状 況把握及び収納率向上に向けた 対策を行なっている。	
収納事務	R24	滞納者に対する督促は適 時、かつ適正に行われて いるか	C12	納期限から 20 日以内に督促状を 発行し、課長決裁を得て送付して いる。	
滞納整理事務	R25	滞納者の実態は十分調査 されているか また、その滞納の状況と 理由を明確に把握し、か つ記録しているか	C13	催告や休日・夜間開庁,訪問等で 滞納者と接触する機会を設け,状 況等の把握に努めるとともに,課 長決裁を得て財産調査等を行っ ている。	

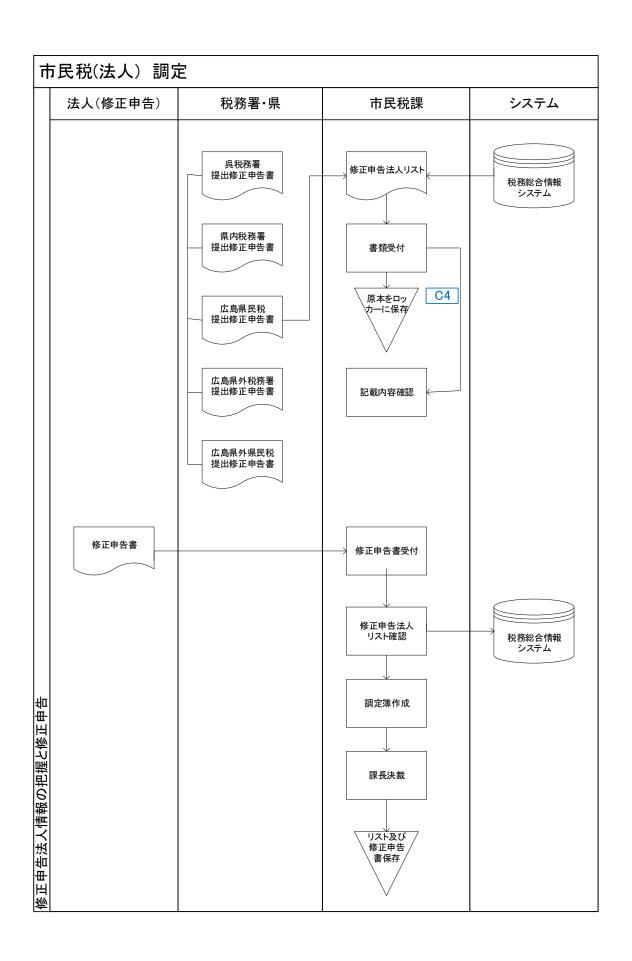
業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コント ロール No.	コントロールの内容	
滞納整理事務	R26	必要に応じ徴収停止、履	C14	課長決裁後、滞納処分を実施して	
		行期限の延長、分割納付、		いる。	
		債務の免除等の債務の援			
		和措置がとられているか			
		また. その手続は適正か。			
滞納整理事務	R27	滞納処分に伴う差押物件	C15	課長決裁後、滞納処分を実施して	
		及びその換価事務は適正		いる。	
		に行われているか			
滞納整理事務	R28	高額・悪質な滞納案件に	C16	高額・悪質な滞納案件について	
		ついて、これを放置して		は,課長決済を得て,債権回収対	
		いないか		策室へ移管している。	
滞納整理事務	R29	不納欠損処分は適時、か	C17	年度内に時効完成したものを, 年	
		つ厳正に行われているか		度末に確認し, 部長決裁を得て一	
				括処理している。	

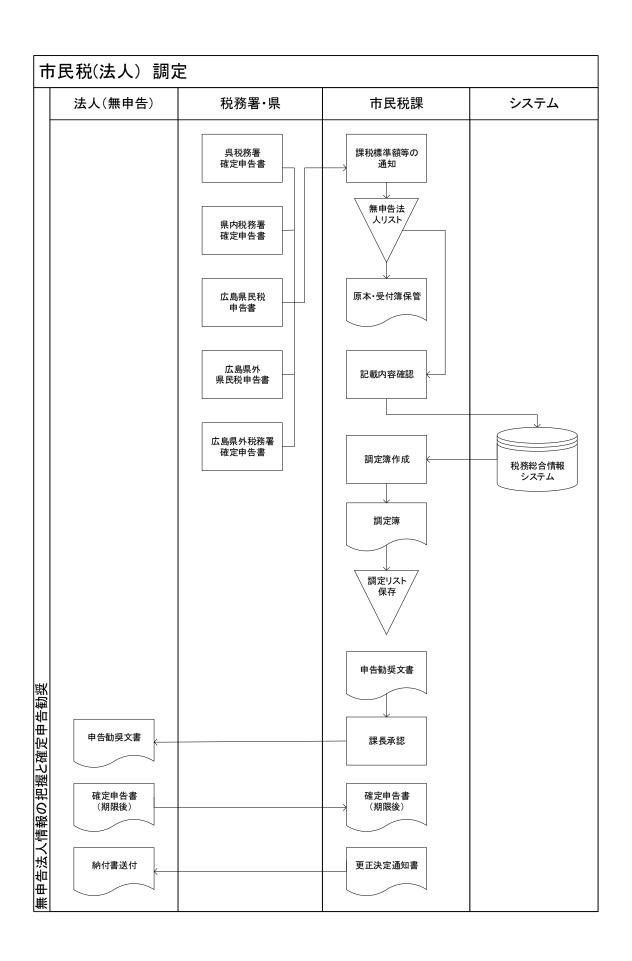
(3) 市民税(法人)

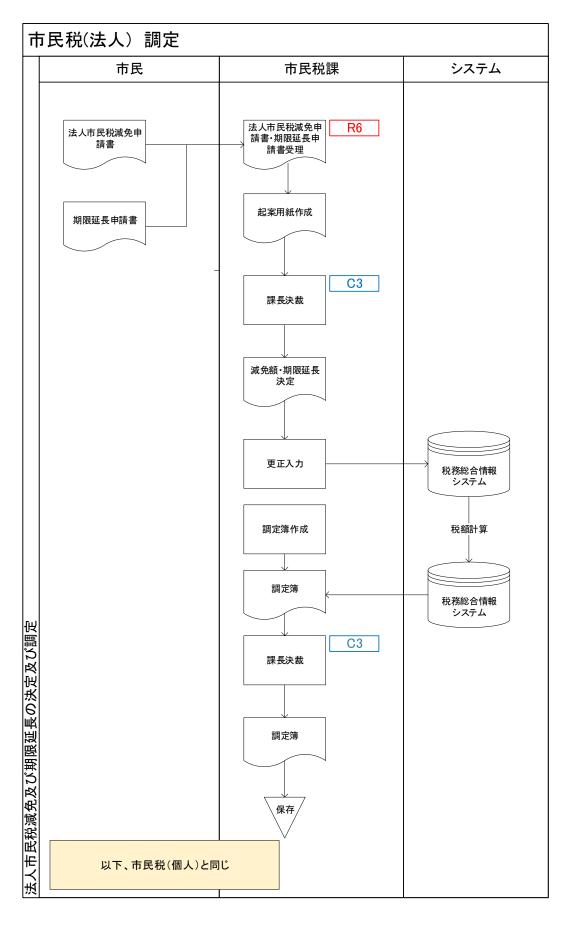
① フローチャート









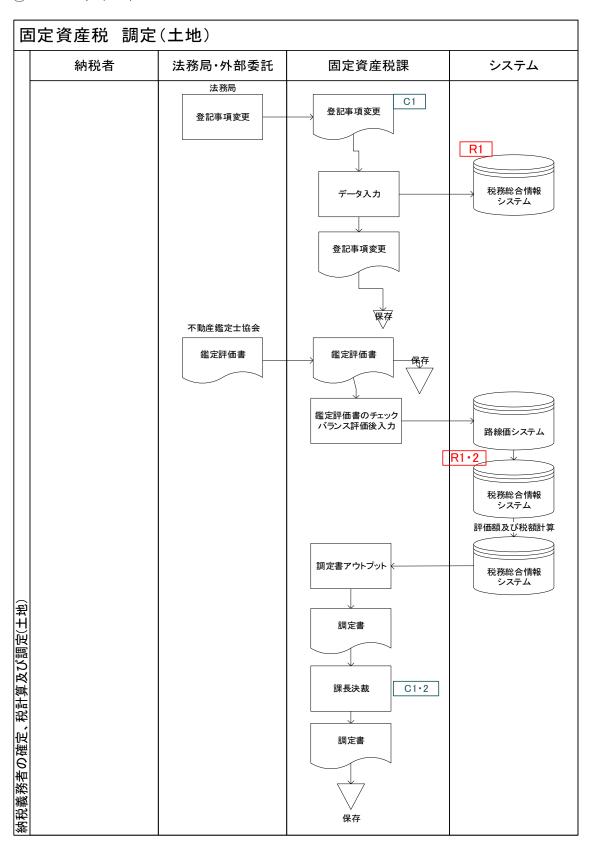


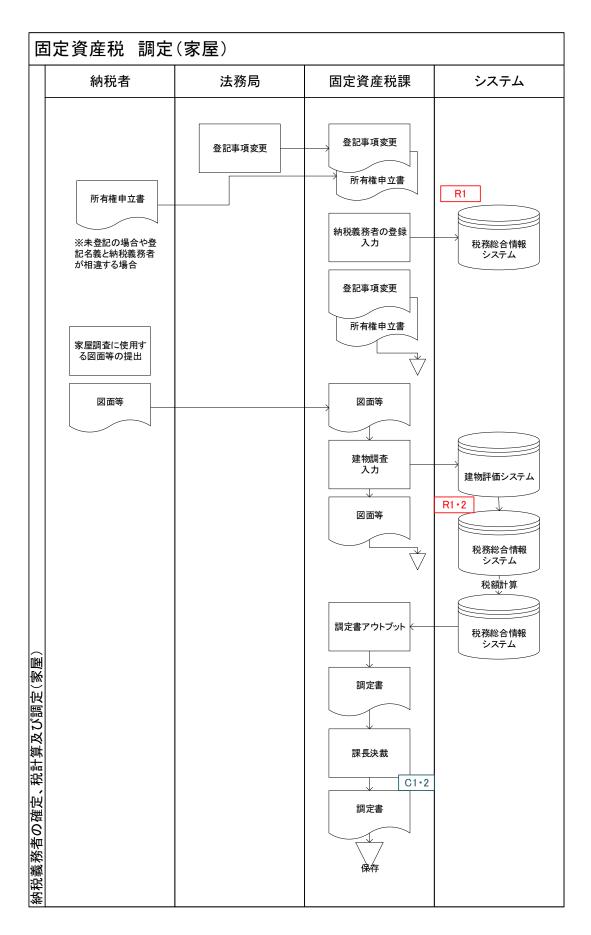
② RCM

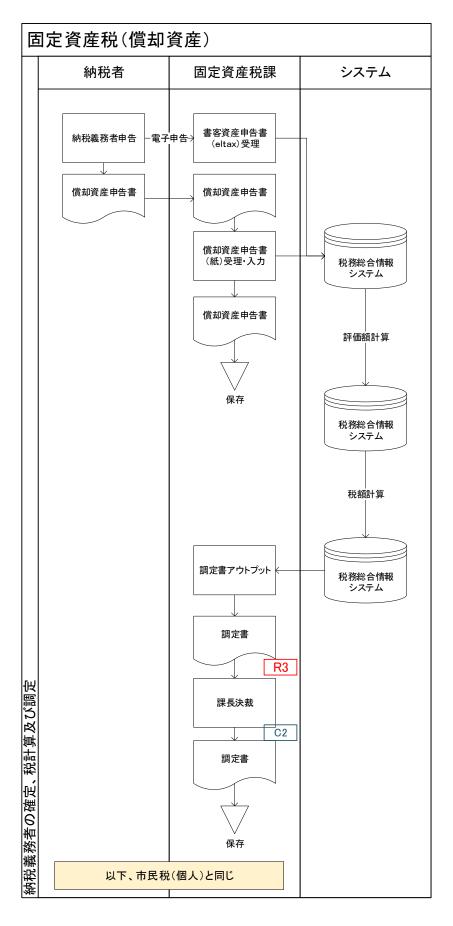
業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コント ロール No.	コントロールの内容	
調定事務	R1	調定はその根拠となる法 令等に適合しているか	C1	地方税法第321条の8第1 項・第321条の11・第32 1条の13及び呉市税条例第2 5条・第28条の4に基づき賦 課し、調定をあげる。 また、毎月月末に月締めの処理 を行い、調定表に課長決裁を受 ける。	
調定事務	R2	条例等によらない収入に ついて、その根拠となる 規定は定められているか あるいは、条例等の適 用、新設等の必要はない か	C2	根拠のない調定はシステム上入 力できないようになっている。	
調定事務	R3	調定額の算定は適正かまた、計算に誤りはないか	C3	法人市民税においては、申告納付の方式となっており、基本的に申告内容を調定する。なお、計算誤りの可能性については、均等割においては月割り計算、法人税割においては課税標準に税率を乗じた際で、は分割課税標準における分割課税標準等からいるが、法人等から前における分割課税等があられるが、法人等から前におけるが、法人等があられるが、法人等があられるが、法人等があらによるが、計算におけるのによるが、計算によるがないように、税務総合情報システムに入力した際に、計算のようになった際はエラがあった際はエラになっている。	
調定事務	R4	調定の時期及び手続は適 正か	C1	入力を行った申告について、申 告期限の月末日付けで調定を行っている。 毎月月締めの際に調定簿で課長 決裁を受ける。	

業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コント ロール No.	コントロールの内容	
調定事務	R5	調定漏れはないか	C1	提出された申告書の枚数と入力した件数を、毎日チェックしている(担当職員2名によるダブルチェック)。また、電子申告(eLTAX)についても、受付件数と税務総合情報システムへの取込件数が合致しているかどうか確認している(担当職員2名によるダブルチェック)。その後、毎月月締めの際に調定簿で課長決裁を受ける。	
調定事務	R6	減免等の理由及び手続は 適正か	C2	条例第34条第2項により減免申請書の提出があり、呉市減免基準第7条又は第8条に該当する法人等について、法人市民税の減免をしている。減免決定について決裁を受け、月締めの際に調定簿でも課長決裁を受けている。	
調定事務	R7	調定の取消し、更正の根 拠及び手続は適正か	C1	地方税法等に基づき処理している。 なお、更正については、県税事務所に課税標準を確認した上で 税務総合情報システムに入力 し、調定を行っている。 毎月月締めの際に調定簿で決裁 を受けている。	

- (4) 固定資産税·都市計画税
- ① フローチャート



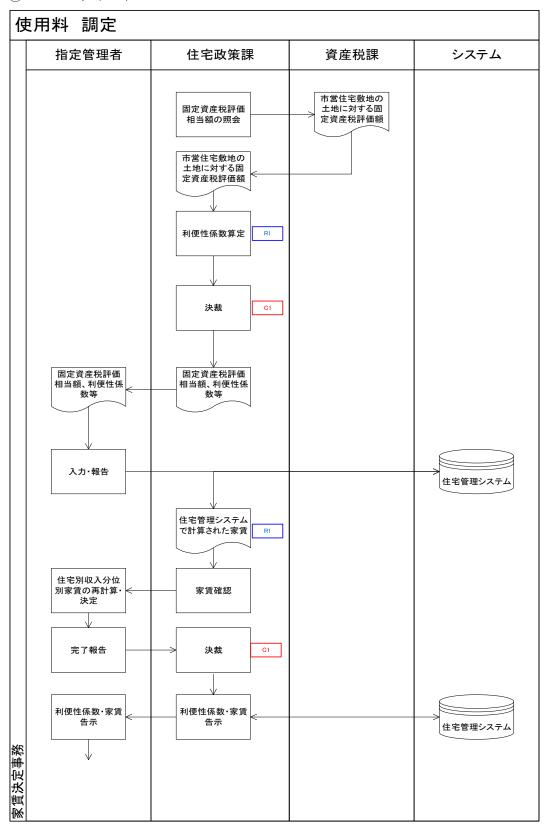


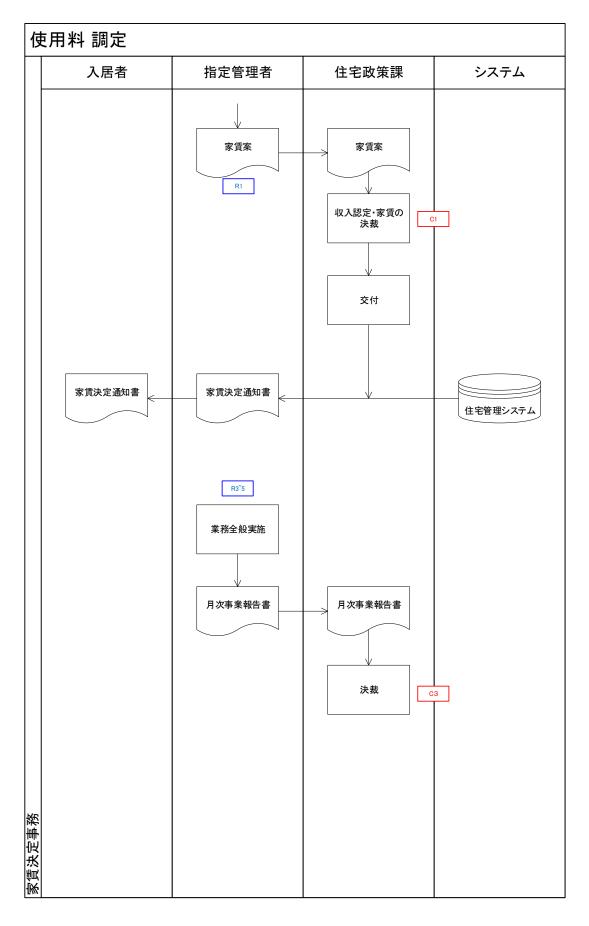


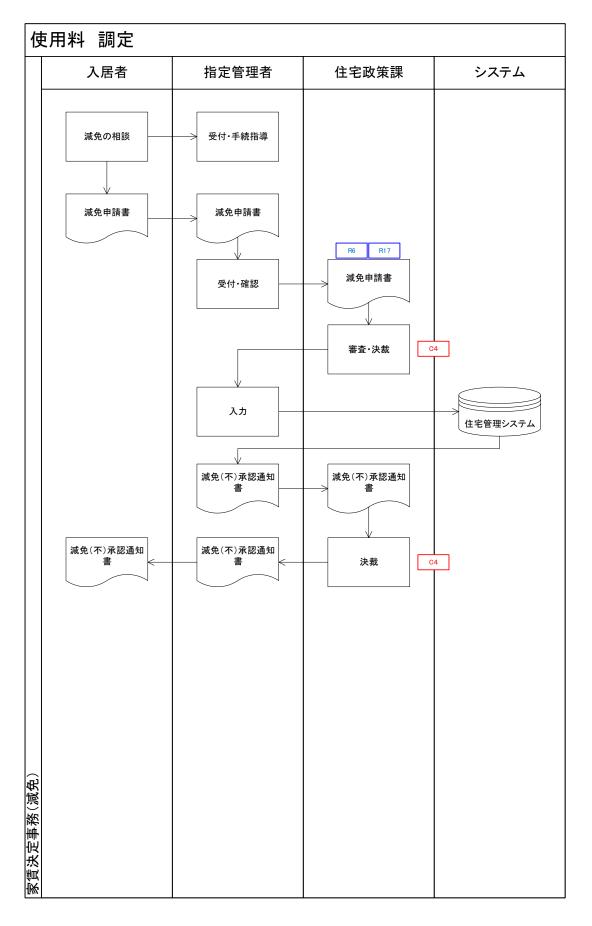
② RCM

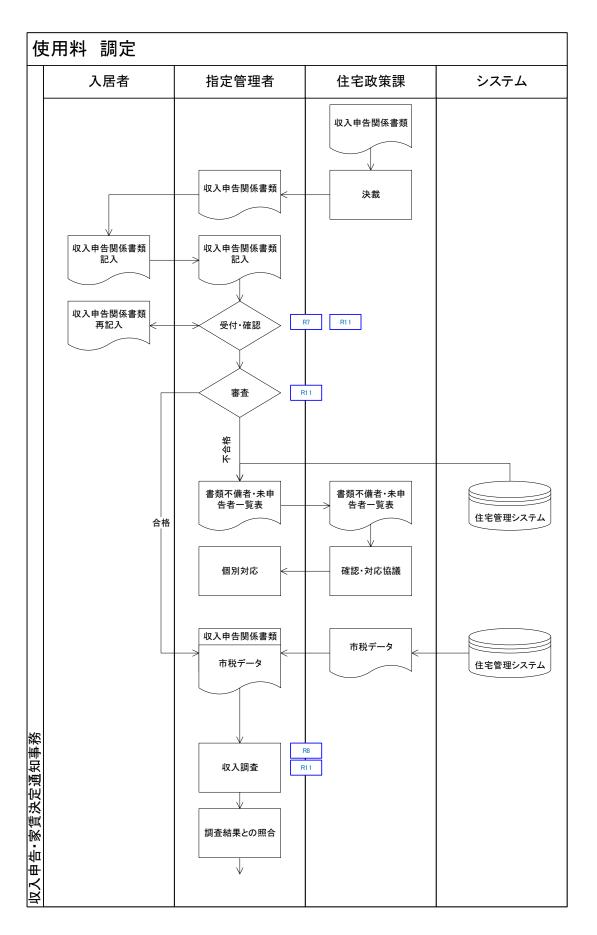
業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コント ロール No.	コントロールの内容	
賦課事務(土地家屋)	R1	賦課計算に際して不動産 名義を把握しているか	C1	1月1日時点で呉市内の不動産 (土地・家屋) について, 法務	
				局より変更のあった登記事項情 報を得ている。月締めで調定書 を作成し課長決裁を得ている。	
賦課事務 (土地家屋)	R2	賦課漏れはないか		課税台帳は税務総合情報システムで一元管理しており、法務局からの変更登記情報、3年ごとの航空写真の撮影、現地調査による課税客体の把握により情報をアップデートしている。また、土地グループと家屋グループとで定期的に相互連携も行っている。	
賦課事務(償 却資産)	R3	申告書の提出は適正に行われているか	C2	前年に申告があり、申告書未提 出の者には勧奨を行っている。 月締めで調定書を作成し課長決 裁を得ている。	

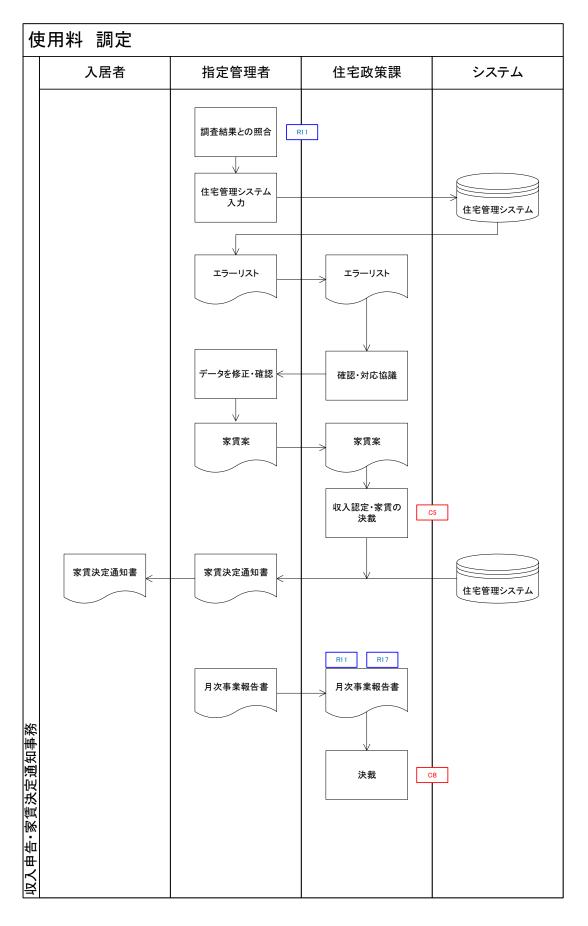
- (5) 使用料(市営住宅)
- ① フローチャート

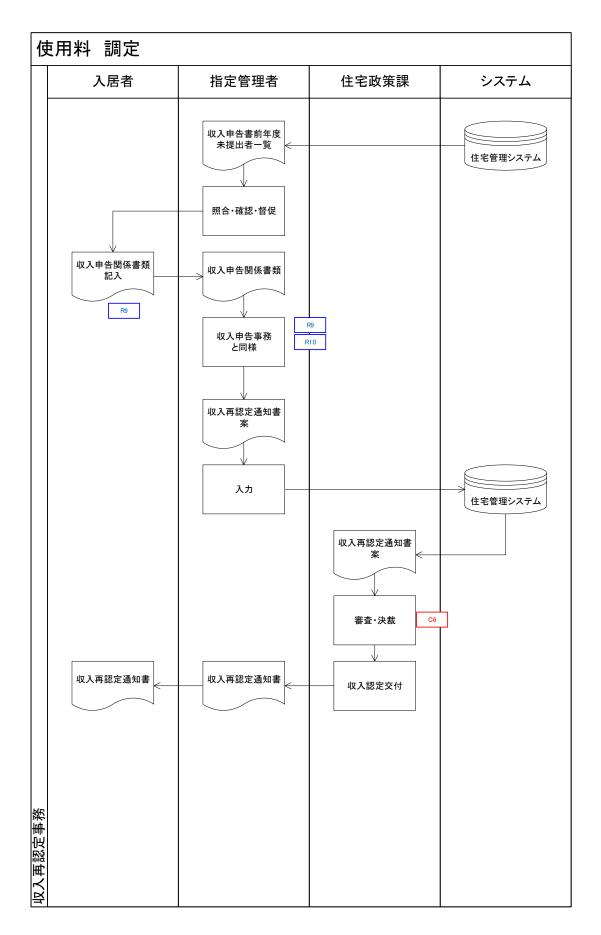


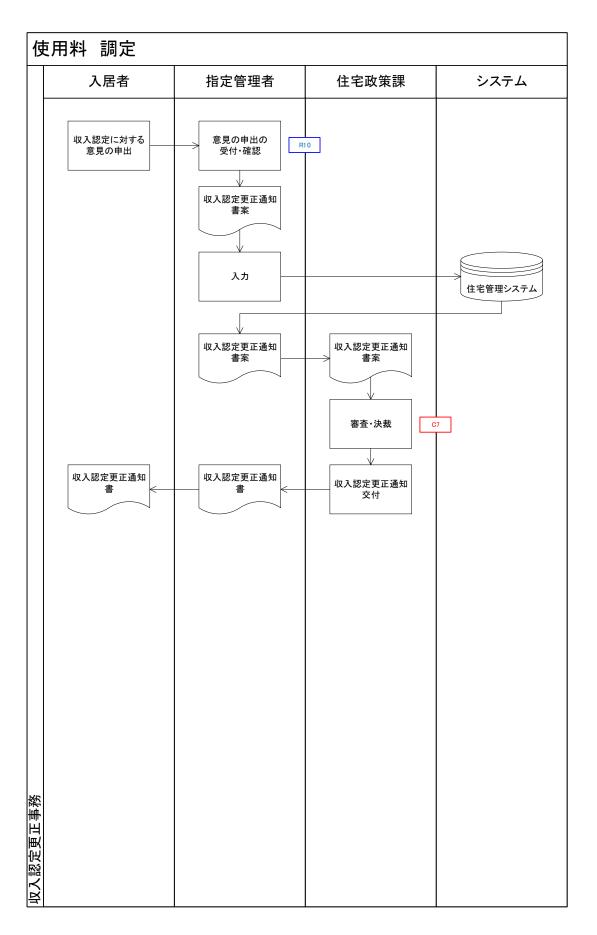


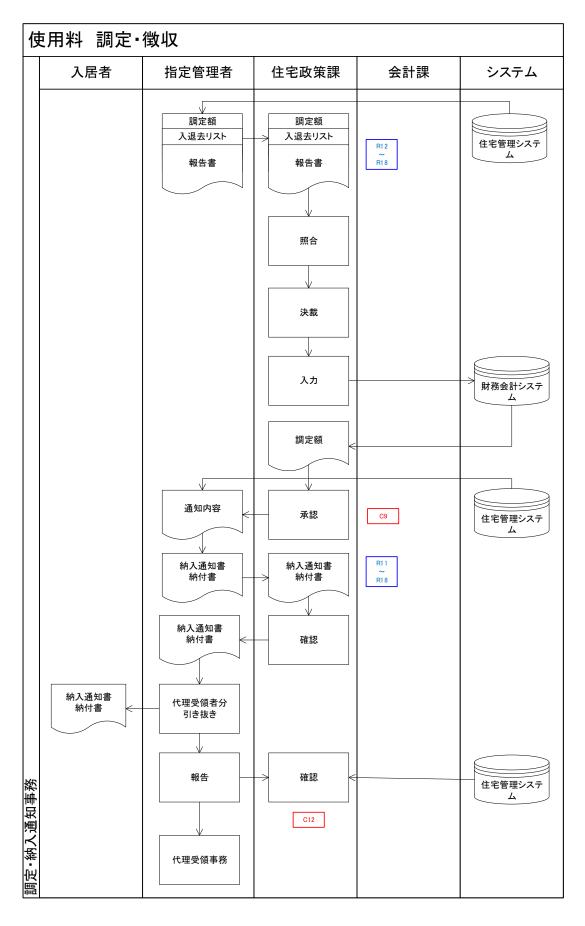


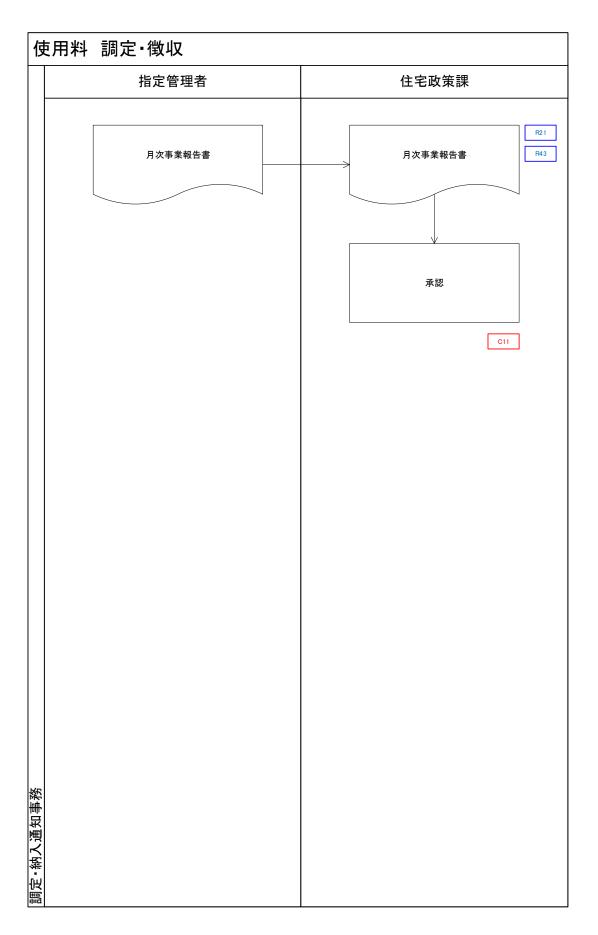


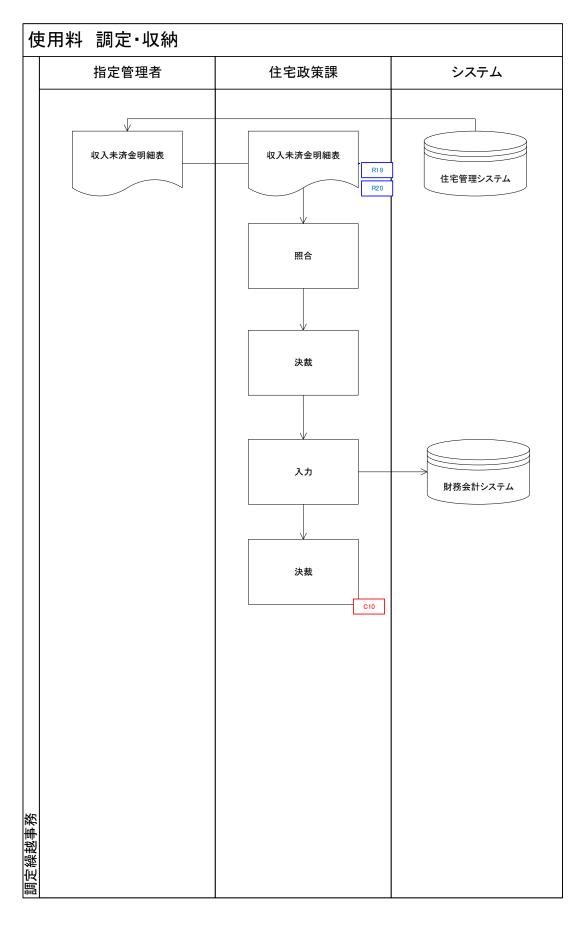


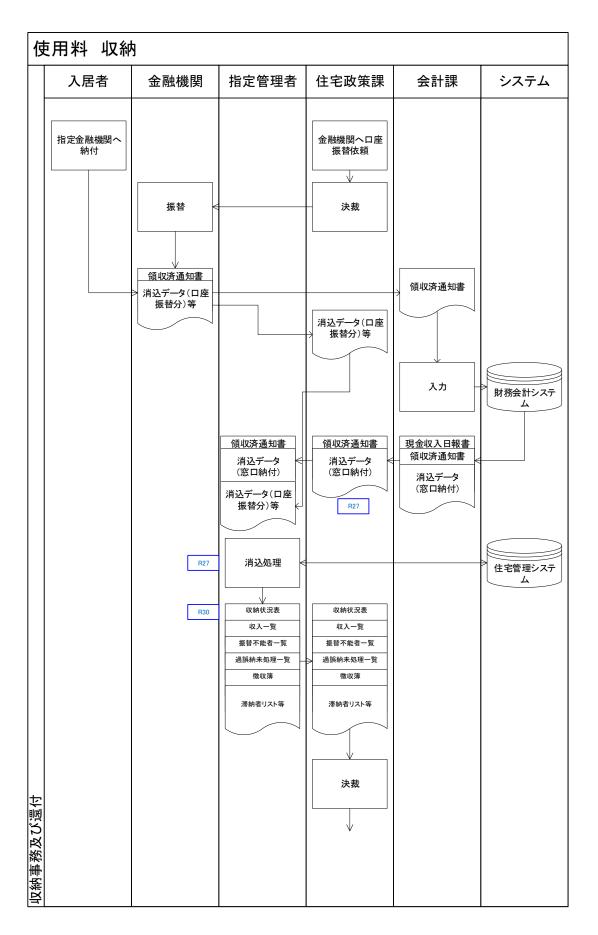


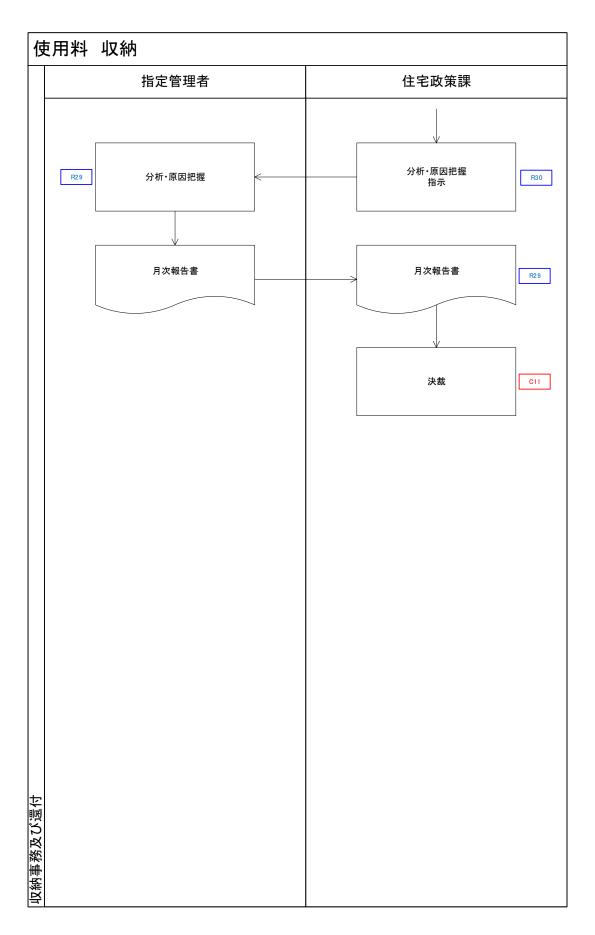


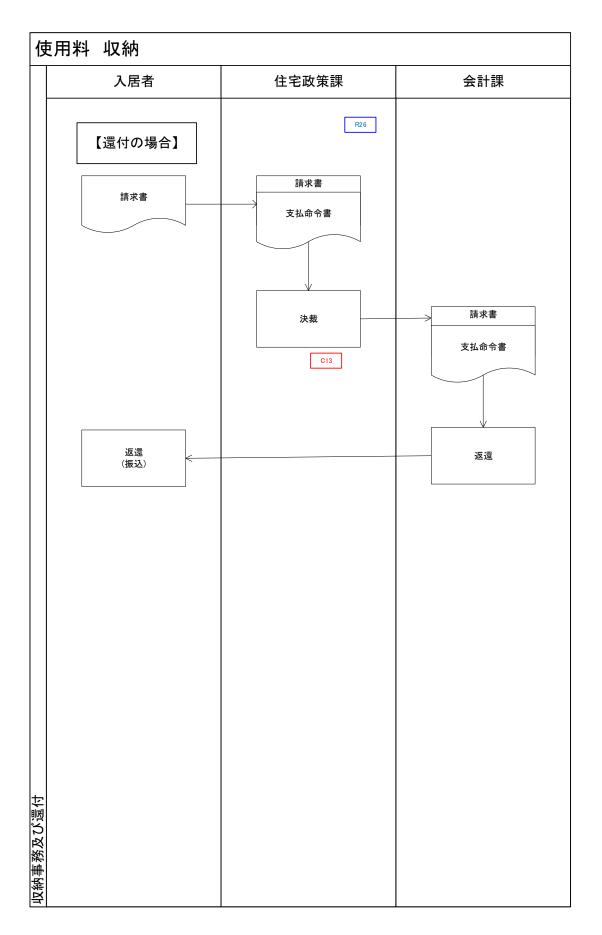


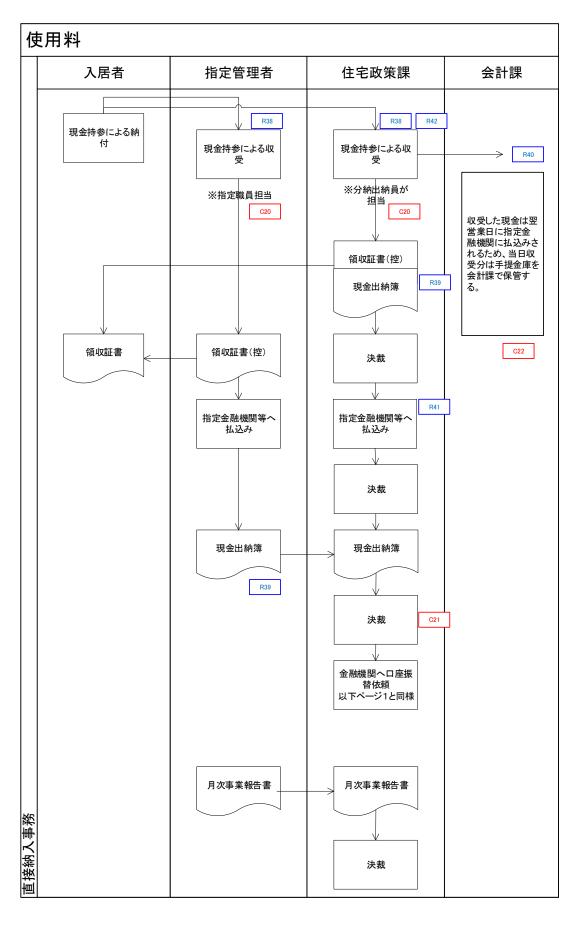


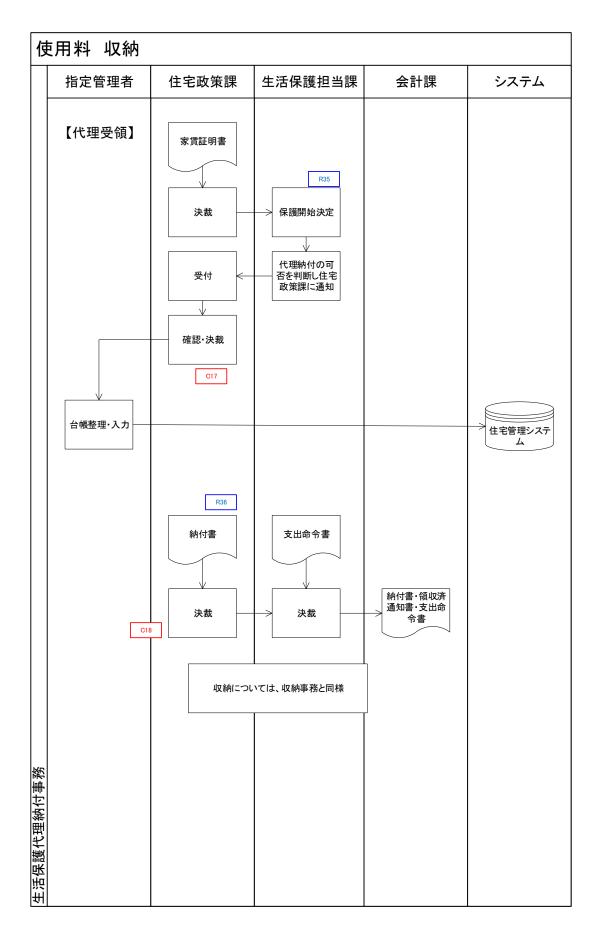


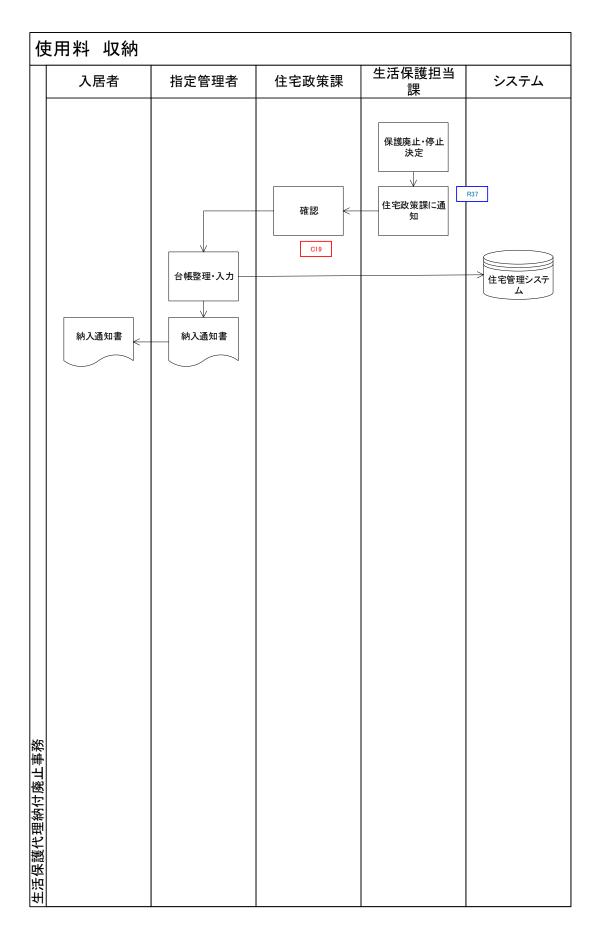


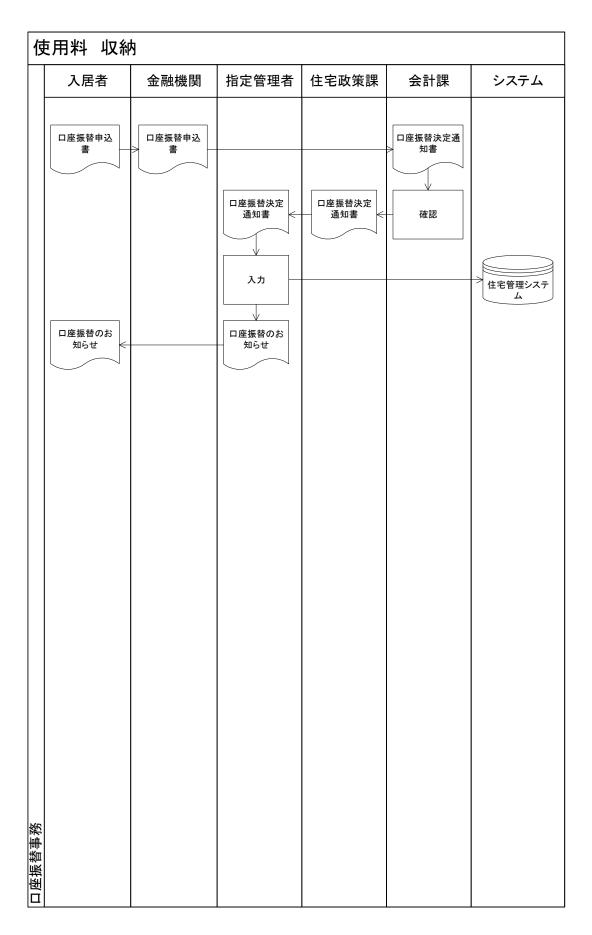


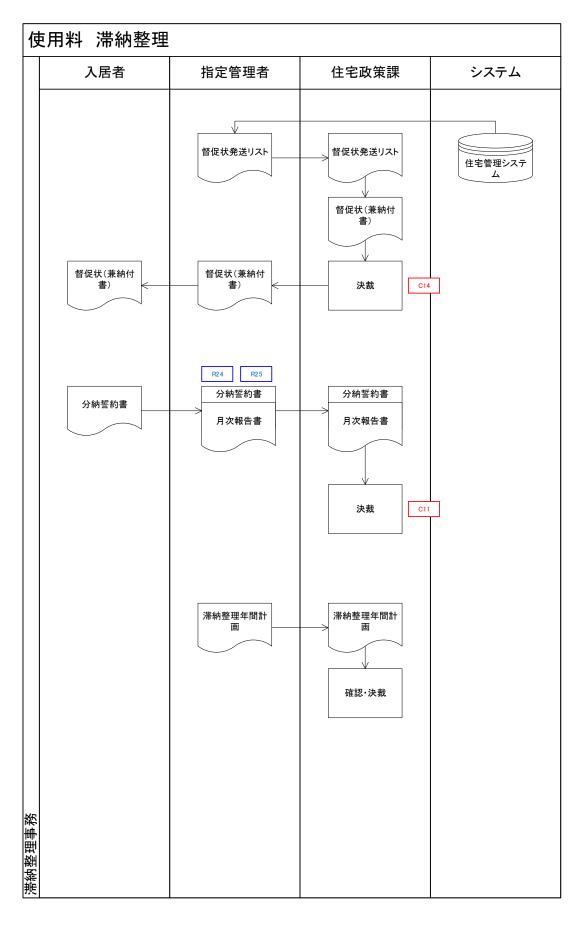


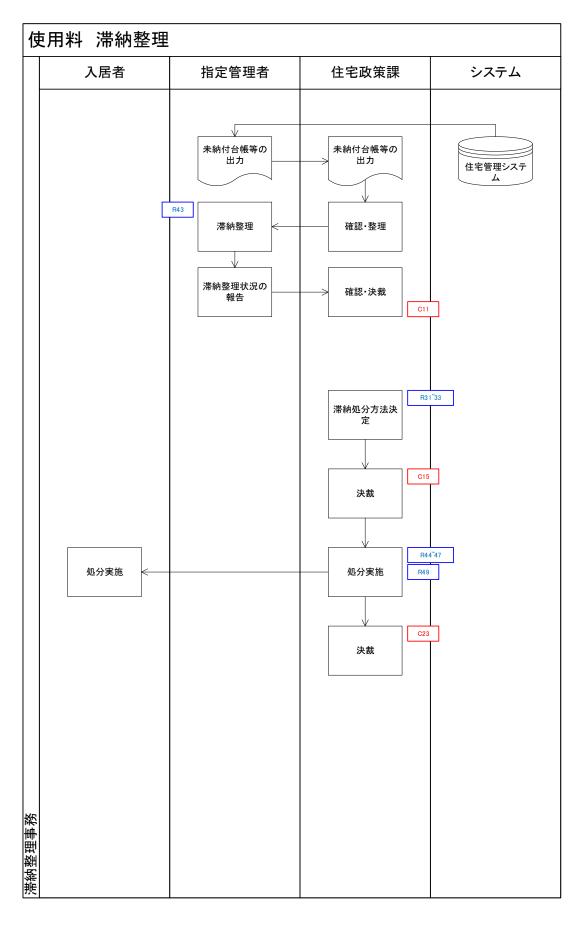


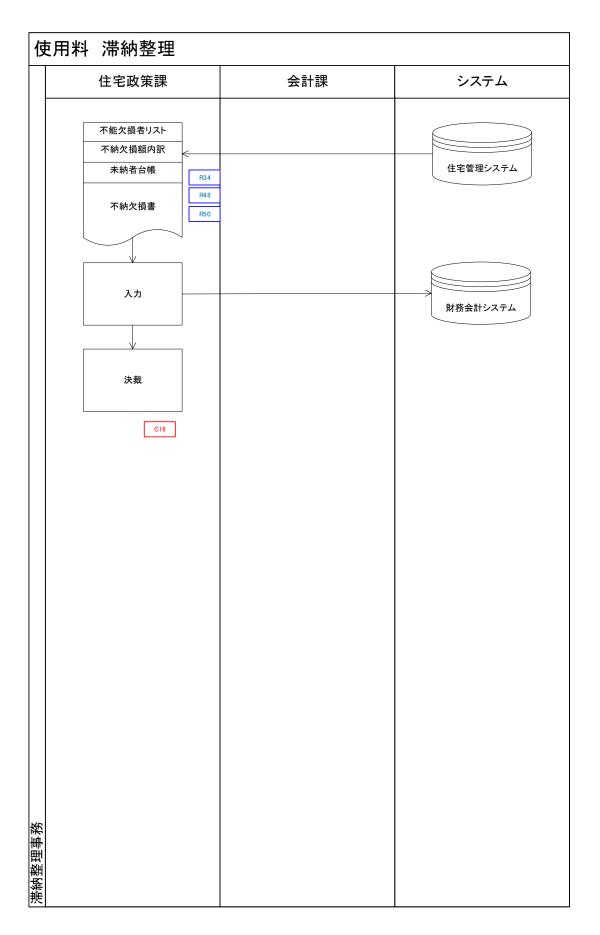


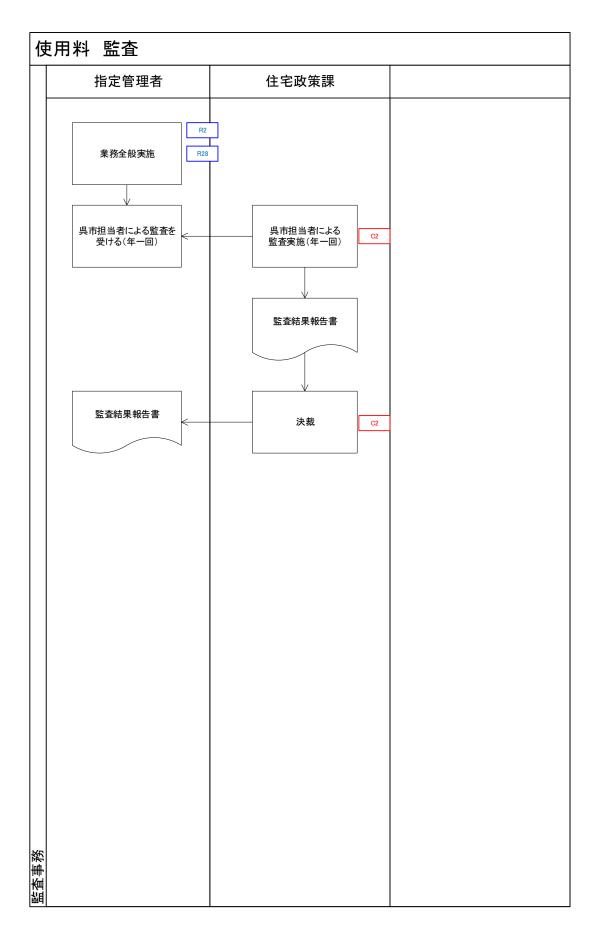












② RCM

2 ItOM					
業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コント ロール No.	コントロールの内容	
家賃決定事務	R1	家賃の決定手続は適正か	C1	家賃額の計算根拠となる資料 (例:利便性係数は部長決裁) は適宜決裁され、最終的な家賃 案は課長決裁を受ける。	
家賃決定事務	R2	台帳、帳簿、証拠書類等 は整備されているか また、その記帳は適正に 行われているか	C2	家賃に関する台帳や帳簿は、住 宅管理システムで管理してお り、証拠書類等については、指 定管理者がファイリングを行 う。呉市は年1回の担当者によ る監査を実施し、報告書を作成 し、課長決裁を受ける。	
家賃決定事務	R3	家賃決定通知漏れはない か	С3	指定管理者は、家賃決定通知を 印刷し、各団地の連絡人に対し て当該家賃決定通知書の配布を 指示し、連絡人は各住戸に配布 する。呉市担当者は、月1回の 定期報告で報告を受け確認し、 課長が決裁する。	
家賃決定事務	R4	誤謬発見後の処理は適正 に行われているか	С3	指定管理者は仮に誤謬が発見された場合は、速やかに呉市担当者に報告を行うとともに、誤謬の原因を特定する。指定管理者は誤謬訂正について、呉市担当者に報告し、呉市担当者は報告を確認し、担当者→GL→課長の順に決裁を受ける。	
家賃決定事務	R5	家賃決定事務の遅延して いるものはないか	C3	指定管理者は、家賃決定通知を 印刷し、各団地の連絡人に対し て当該家賃決定通知書の配布を 指示し、連絡人は各住戸に配布 する。呉市担当者は、月1回の 定期報告で報告を受け確認し、 決裁が決裁する。	
家賃決定事務	R6	減免の取扱い及び手続は 法令等の規定に基づいて 適正に行われているか	C4	担当者は、減免要綱に基づき減 免判定を行い、担当者→GL→課 長の順に決裁を受ける。	

業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コント ロール No.	コントロールの内容	
家賃決定事務	R7	収入申告書の提出は適正 に行われているか	C5	・担当者は、指定管理者が住宅 管理システムに入力した収入認 定の内容を確認する。 ・担当者は指定管理者から報告 のあった各入居者の家賃を確認 し、担当者→GL→課長の順に決 裁を受ける。	
家賃決定事務	R8	収入認定の処理は適切に 行われているか	C5	収入認定について審査し、担当 者→GL→課長の順に決裁を受け る。	
家賃決定事務	R9	収入再認定の処理は適切 に行われているか	C6	収入再認定通知書案を審査し、 担当者→GL→課長の順に決裁を 受ける。	
家賃決定事務	R10	収入認定更正決定の処理 は適正に行われているか	C 7	・担当者は、指定管理者が住宅 管理システムに入力した収入認 定更正の内容を確認する。 ・担当者は指定管理者の収入再 認定入力後、収入再認定結果を 確認し、担当者→GL→課長の順 に決裁を受ける。	
家賃決定事務	R11	不申告、過少申告、未申 告に対する処理は適正に 行われているか	C 8	指定管理者は、申告内容を市税 データや所得証明と照合し、申 告が適正であることを確認す る。指定管理者は、未申告者に 対して申告の催告を適宜行う。 呉市担当者は月1回、報告を受 け確認し、課長が決裁する。担 当者は、対応内容を指定管理業 者と協議し、個別対応を指示す る。	

業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コント ロール No.	コントロールの内容	
調定事務	R12	調定はその根拠となる法 令等に適合しているか	C9	・呉市営住宅条例(第14条)で定められた使用料について、調定を行う。 ・担当者は指定管理者から報告のあった調定額を住宅管理システムからの帳票及び財務会計システムからの帳票により確認し、財務会計システムに入力の上、担当者→GL→課長の順に決裁を受ける。	
調定事務	R13	条例等によらない収入について、その根拠となる規定は定められているかあるいは、条例等の適用、新設等の必要はないか	С9	・呉市営住宅条例(第14条) で定められた使用料について、 調定を行う。 ・担当者は指定管理者から報告 のあった調定額を住宅管理システムからの帳票及び財務会計システムからの帳票により確認 し、財務会計システムに入力の 上、担当者→GL→課長の順に決 裁を受ける。	
調定事務	R14	調定額の算定は適正かまた、計算に誤りはないか	C9	・担当者は、指定管理者からの 調定額の月次報告について、入 退去等があった者のリストと照 合を行い、適正であることを確 認する。 ・担当者は指定管理者から報告 のあった調定額を住宅管理シス テムからの帳票及び財務会計シ ステムからの帳票により確認 し、財務会計システムに入力の 上、担当者→GL→課長の順に決 裁を受ける。	

業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コント ロール No.	コントロールの内容	
調定事務	R15	調定の時期及び手続は適 正か	С9	・担当者は、月末締めで翌月月 初に財務会計システムに入力する。 ・担当者は指定管理者から報告 のあった調定額を住宅管理シス テムからの帳票及び財務会計シ ステムからの帳票により確認 し、財務会計システムに入力の 上、担当者→GL→課長の順に決 裁を受ける。	
調定事務	R16	調定漏れはないか	С9	・担当者は、指定管理者からの 調定額の月次報告について、入 退去等があった者のリストと照 合を行い、適正であることを確 認する。 ・担当者は指定管理者から報告 のあった調定額を住宅管理シス テムからの帳票及び財務会計シ ステムからの帳票により確認 し、財務会計システムに入力の 上、担当者→GL→課長の順に決 裁を受ける。	
調定事務	R17	減免の理由及び手続は適正か	C4 C8	【家賃決定事務】 担当者は、減免要綱(呉市営住 宅家賃減免等の基準及び事務取 扱要綱第2条等)に基づき、減 免申請が減免基準に沿ったもの かを確認し、担当者→GL→課長 の順に審査・決裁・決裁する。 【調定事務】 担当者は指定管理者から報告の あった調定額を住宅管理システ ムからの帳票及び財務会計シス テムからの帳票により確認し、 財務会計システムに入力の上、 担当者→GL→課長の順に決裁を 受ける。	

業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コント ロール No.	コントロールの内容	
調定事務	R18	調定の取消し、更正の根拠及び手続は適正か	С9	・担当者は、指定管理者からの 調定額の月次報告について、入 退去等があった者のリストと照 合を行い、適正であることを確 認する。 ・担当者は指定管理者から報告 のあった調定額を住宅管理システムからの帳票及び財務会計システムが、 ステムからの帳票により確認 し、財務会計システムに入力の 上、担当者→GL→課長の順に決 裁を受ける。	
調定事務	R19	前年度収入未済額は確実に調定の繰越しがなされているか	C10	担当者は、前年度収入未済額について、4月当初は滞納繰越分、6月当初は現年度分を住宅管理システムの集計結果と照合を行い、調定の繰越しを行う。担当者は、調定の繰越しを財務会計システムに入力の上、担当者→GL→課長の順に決裁を受ける。	
調定事務	R20	収入未済額の個人別・年 度別明細表が作られてい るか	C10	担当者は、前年度収入未済額について、4月当初は滞納繰越分、6月当初は現年度分を住宅管理システム及び財務会計システムの集計結果と照合を行い、調定の繰越しを行う。担当者は、調定の繰越しを財務会計システムに入力の上、担当者→GL→課長の順に決裁を受ける。	
徴収事務	R21	納入通知書発行の遅延し ているものはないか	C11	納入通知書は、住宅管理システム保守業者が一括で印刷する。 指定管理者は、当該納付書を各団地の連絡人に対して納入通知書の配布を指示し、連絡人は各住戸に配布する。呉市担当者は、月1回の定期報告で報告を受け確認し、課長が決裁する。	

業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コント ロール No.	コントロールの内容	
徴収事務	R22	納入通知書紛失による納付書の発行は適正に行われているか	C12	指定管理者は、入居者からの申 し出に基づき、納付書の再発行 を行う。再発行の記録は、住宅 管理システムのメモ機能で行 い、呉市は当該システムを用い て随時確認することができる。	
徴収事務	R23	不着納入通知書等の調査手続は行われているか	C12	指定管理者は、各団地の連絡人に対して納入通知書の配布を指示し、連絡人は各住戸に配布する。不在などにより配布できない場合、指定管理者はその旨の連絡を連絡人から受け、指定管理者は調査を行う。呉市担当者は、随時報告を受け、確認する。不着状況等、住宅管理システムのメモ機能で行い、呉市は当該システムを用いて随時確認することができる。	
徴収事務	R24	分納誓約書は提出されて いるか また、事由を証する関係 書類はあるか	C11	指定管理者は、長期滞納者から 分納誓約書の提出を受ける。当 該事由については、分納誓約書 記入のみである。呉市担当者 は、月1回報告を受け確認し、 課長が決裁する。	
徴収事務	R25	事由が消滅しているのに 継続して措置しているも のはないか。	C11	指定管理者は、滞納者の状況を 確認し、分納等事由の有無を随 時確認する。 呉市担当者は、月1回報告を受 け確認し、課長が決裁する。	
徴収事務	R26	過誤納金の還付手続は適 正に行われているか	C13	指定管理者は、収納消込時に過 誤納金の有無を確認し、呉市が 還付手続きを行い、呉市担当者 は、担当者→GL→課長の順に決 裁を受ける。	

業務・手続	リスク	リスクの内容	コントロール	コントロールの内容	
	No.	(着眼点)	No.		
徴収事務	R27	収入の消込み誤り、漏れ	C11	指定管理者は、収入日ごとに収	
		及び遅延しているものは		納消込を行い、現金収入日報と	
		ないか		住宅管理システムから出力され	
				る日計表を照合し、漏れ等がな	
				いことを確認する。呉市担当者	
				は月1回報告を受け、呉市担当	
				者→GL→課長の順に決裁を受け	
				る。	
収納事務	R28	収納台帳等は整備されて	C2	収納情報は市営住宅管理システ	
		いるか		ムで管理し、収納台帳等はシス	
				テムから出力する。呉市は年 1	
				回の担当者による監査を実施	
				し、報告書を作成し、呉市担当	
				者→GL→課長の順に決裁を受け	
				る。	
収納事務	R29	収納率低下の場合、その	C11	担当者は、指定管理者からの収	
		原因の把握及び対策は適		入額の月次報告について、前年	
		切か		度比較を行い、収納率低下の場	
				合は指定管理者に対して、その	
				原因把握と対策を指示する。呉	
				市担当者は月1回報告を受け、	
				呉市担当者→GL→課長の順に決	
				裁を受ける。	
収納事務	R30	滞納者を適時適切に把握	C11	指定管理者は、前月未納者リス	
		しているか。	C14	ト(督促状発送リスト)を作成	
				し、呉市の決裁を経て、督促状	
				を送付する。呉市の決裁は、呉	
				市担当者→GL→課長の順で行	
				う。	
収納事務	R31	滞納者に対する滞納処分	C15	担当者は、指定管理者からの報	
		は適時、かつ適正に行わ		告により、滞納者の状況を月次	
		れているか		で把握・確認し、滞納整理事務	
				マニュアルに沿って滞納処分を	
				決定し、呉市担当者→GL→課長	
				の順で決裁を受ける。	

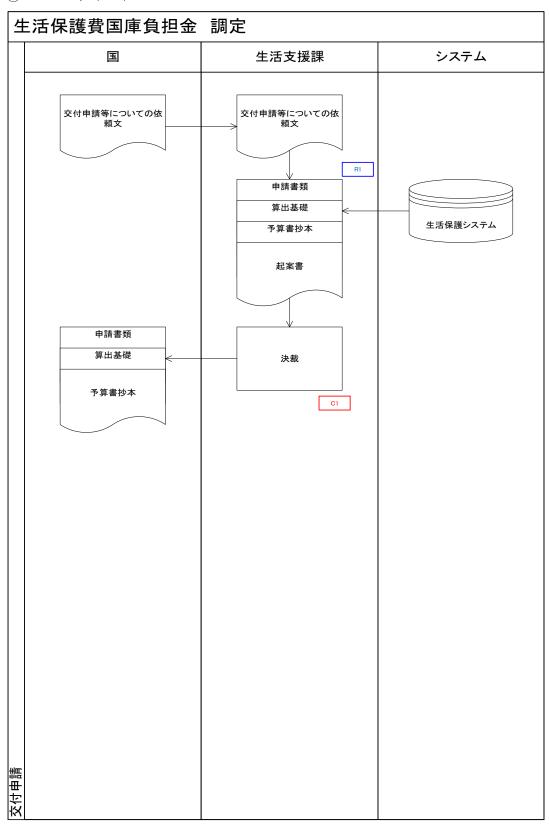
業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コント ロール No.	コントロールの内容	
収納事務	R32	必要に応じ徴収猶予及び	C15	担当者は、指定管理者からの報	
		換価猶予の措置がとられ		告により、滞納者の状況を月次	
		ているか		で把握・確認し、滞納整理事務	
		また、その手続は適正か		マニュアルに沿って必要な措置	
				を決定し、呉市担当者→GL→課	
				長の順で決裁を受ける。	
収納事務	R33	滞納処分の執行停止は適	C15	担当者は、指定管理者からの報	
		正に行われているか		告により、滞納者の状況を月次	
				で把握・確認し、滞納整理事務	
				マニュアルに沿って必要な措置	
				を決定し、呉市担当者→GL→課	
				長の順で決裁を受けている。	
収納事務	R34	不納欠損処分は適時、か	C16	担当者は年度末にかけて、不納	
		つ厳正に行われているか		欠損事由に該当するものを特定	
				する。不納欠損処分は、呉市担	
				当者→GL→課長→副部長→部長	
				の決裁を受けている。	
収納事務	R35	誤って代理受領対象者を	C17	生活保護担当課により保護決定	
		決定する。		開始され住宅政策課に通知さ	
				れ、住宅政策課で担当者確認	
				後、システムへ入力される。代	
				理受領の結果は、毎月の収納併	
				せ作業で確認され、担当者→GL	
				→課長の決裁を受けている。	
収納事務	R36	誤った金額を代理受領す	C18	生活保護担当課から通知された	
		る。		代理受納対象リストを確認し、	
				代理受領する金額を記載した納	
				付書を住宅政策課は発行する。	
				生活保護担当課は、その納付書	
				で代理受領される家賃を住宅政	
				策課に納付する。	
収納事務	R37	代理受領対象者が生活保	C19	生活保護担当課は代理受領対象	
		護廃止しているにもかか		者の生活保護廃止を決定し、住	
		わらず、納入通知を出さ		宅政策課に通知する。住宅政策	
		ない。		課の担当者は確認し、指定管理	
				者に電算入力を指示する。	

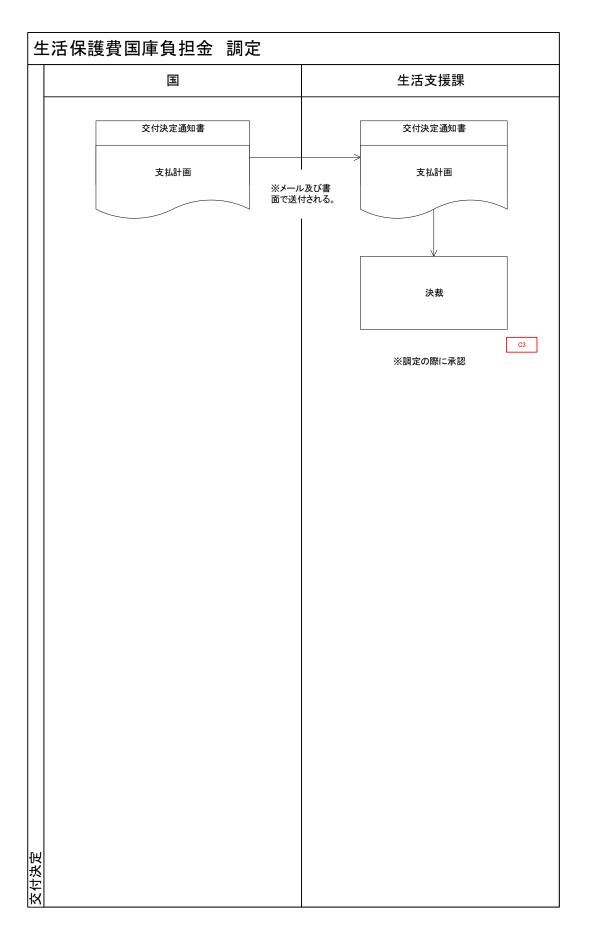
業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コント ロール No.	コントロールの内容	
現金取扱事務	R38	出納員その他の会計職員 以外の者が現金を取り扱っていないか	C20	呉市においては、現金を取り扱 う職員は、分任出納員である。 指定管理者においては、指定管 理者内で指定された職員のみが 現金を取り扱う。	
現金取扱事務	R39	出納員その他の会計職員は現金出納簿を遅滞なく正確に記簿しているか	C21	入居者が呉市に直接現金持参の場合、呉市担当者は、現金持参による納付事実を収納金整理簿等に日々記録し、月次締めで、担当者→GL→課長の順に決裁を受ける。 入居者が指定管理業者に現金持参した場合、指定管理者は現金持参による納付事実を収納金出納簿等に日々記録している。呉市担当者は、月1回報告を受け、担当者→GL→課長の順に決裁を受ける。	
現金取扱事務	R40	収納金は適切に保管され ているか また、私金と混同してい ないか	C22	担当者は、鍵のかかる手提げ金 庫に収納金を保管するととも に、業務終了後、当該手提げ金 庫は会計課金庫に保管する。	
現金取扱事務	R41	収納金は遅滞なく指定金 融機関等に払い込まれて いるか	C22	担当者は、収納のあった日の翌 平日に指定金融機関等に払込を 行い、GLの確認を受ける。	
現金取扱事務	R42	つり銭資金の取扱いは適 正に行われているか	C22	つり銭準備金については、前述 の手提げ金庫で保管し、業務終 了後、当該手提げ金庫は会計課 金庫に保管する。つり銭準備金 に過不足が無いことを、随時複 数の担当者で確認する。	

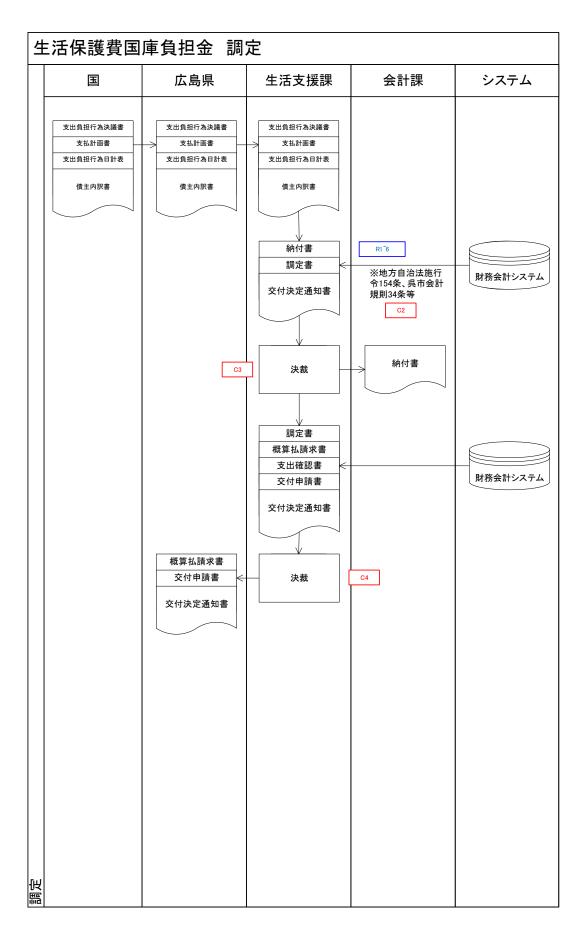
業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コント ロール No.	コントロールの内容	
滞納整理事務	R43	滞納者の実態は十分調査 されているか また、その滞納の状況と 理由を明確に把握し、か つ記録しているか	C11	担当者及び指定管理者は、滞納者の状況を月次で把握し、滞納者からは滞納理由等を面談や連絡により把握し、住宅管理システムに記録する。	
滞納整理事務	R44	督促、催告及び時効中断 手続は適切かつ適正に行 われているか	C23	担当者及び指定管理者は、滞納者の状況を月次で把握し、滞納者からとの交渉記録等を住宅管理システムで確認し、当該手続きを決定し、担当者→GL→課長の順に決裁を受ける。	
滞納整理事務	R45	時機を失せず、強制執 行、仮処分、債権の申 出、担保権の実行、履 行期限の繰上げ等債権の 確保のための措置がとら れているか また、その 手続は適正か	C23	担当者及び指定管理者は、滞納者の状況を月次で把握し、滞納者からとの交渉記録等を住宅管理システムで確認し、当該手続きを決定し、担当者→GL→課長の順に決裁を受ける。	
滞納整理事務	R46	必要に応じ徴収停止、履 行期限の延長、分割納 付、債務の免除等の債務 の援和措置がとられてい るか また. その手続は 適正か。	C23	担当者及び指定管理者は、滞納者の状況を月次で把握し、滞納者からとの交渉記録等を住宅管理システムで確認し、当該手続きを決定し、担当者→GL→課長の順に決裁を受ける。	
滞納整理事務	R47	滞納処分に伴う差押物件 及びその換価事務は適正 に行われているか	C23	担当者及び指定管理者は、滞納者の状況を月次で把握し、滞納者からとの交渉記録等を住宅管理システムで確認し、当該手続きを決定し、担当者→GL→課長の順に決裁を受ける。	
滞納整理事務	R48	時効の起算点に誤りはな いか	C16	担当者は年度末にかけて、不納 欠損事由に該当するものを特定 する。不納欠損処分は、呉市担 当者→GL→課長→副部長→部長 の決裁を受けている。	
滞納整理事務	R49	不納欠損処分に至るまで に徴収努力を尽くしてい るか また、その記録はあるか	C23	担当者及び指定管理者は、滞納者の状況を月次で把握し、滞納者からは滞納理由等を面談や連絡により把握し、住宅管理システムに記録する。	

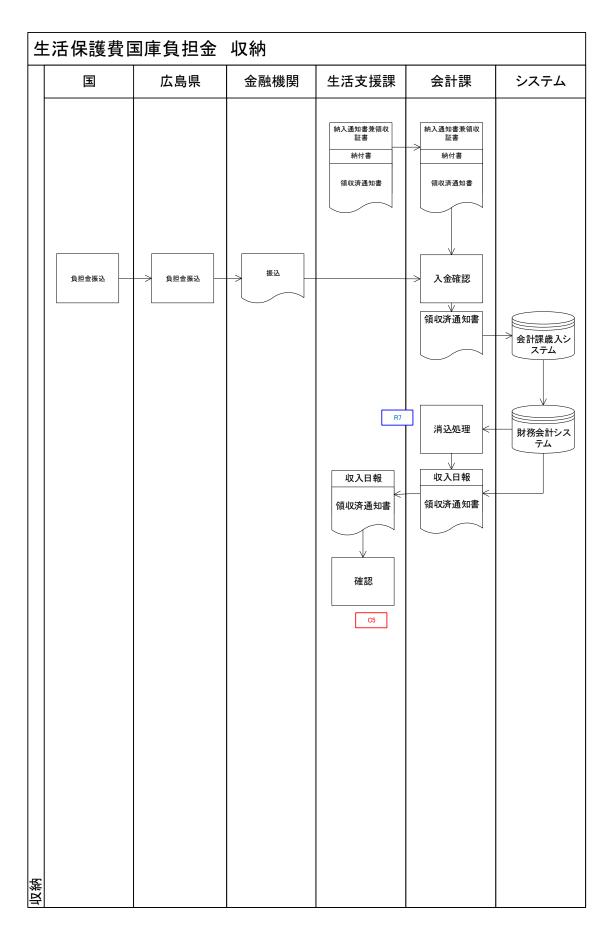
業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コント ロール No.	コントロールの内容	
滞納整理事務	R50	時効完成等により既に消	C16	担当者は年度末にかけて、不納	
		滅した債権が未整理のま		欠損事由に該当するものを特定	
		まになっているものはな		する。不納欠損処分は、呉市担	
		トッカン		当者→GL→課長→副部長→部長	
				の決裁を受けている。	

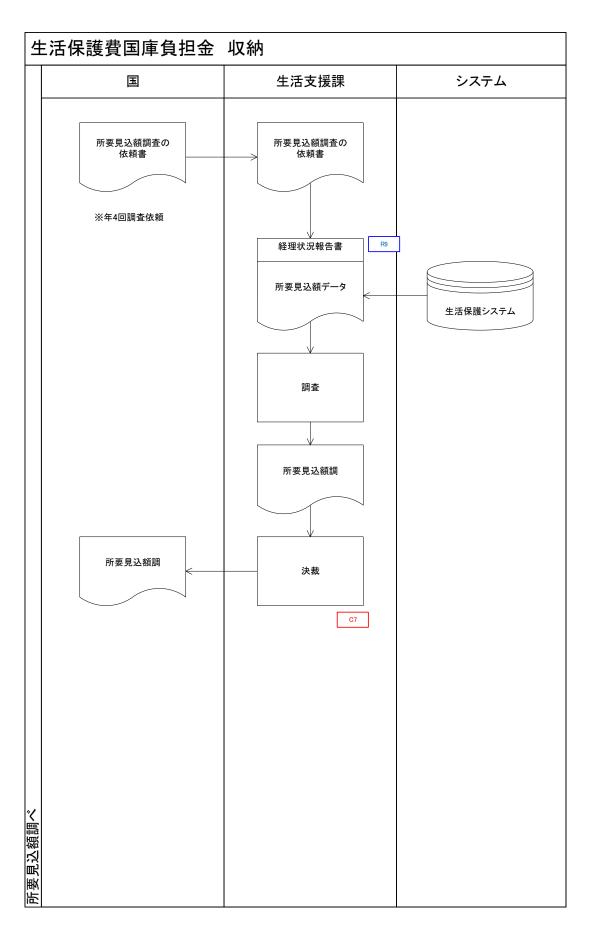
- (6) 国庫負担金(生活保護費国庫負担金)
- ① フローチャート

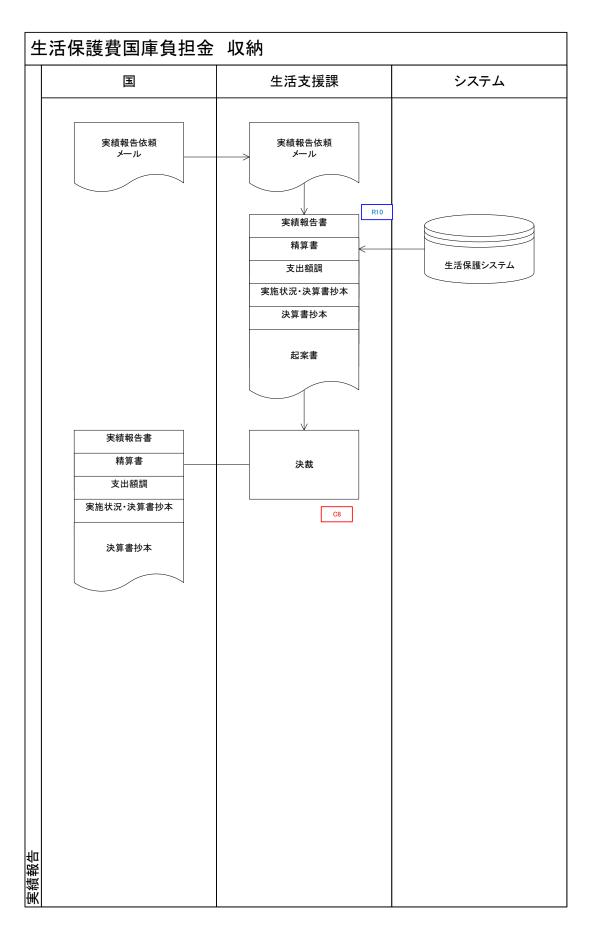


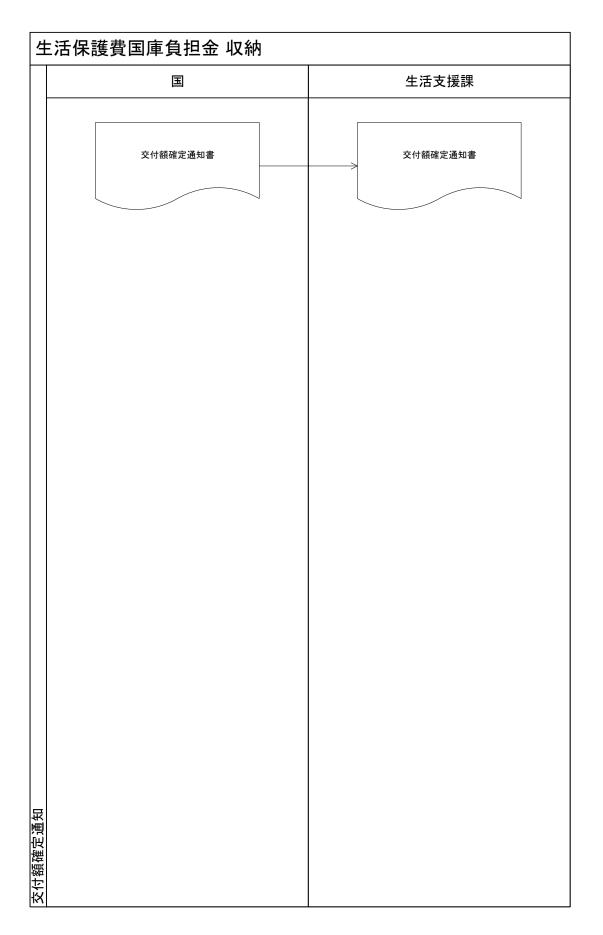


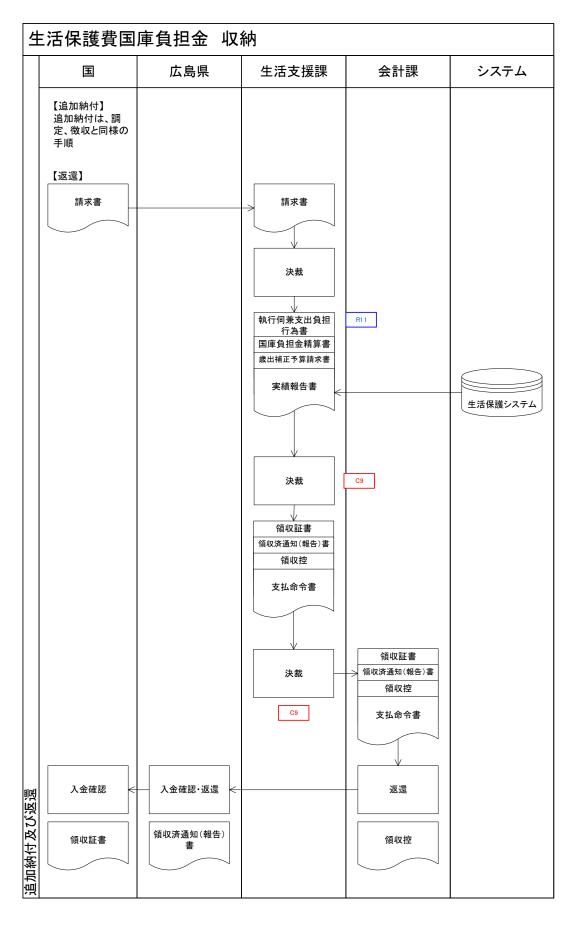










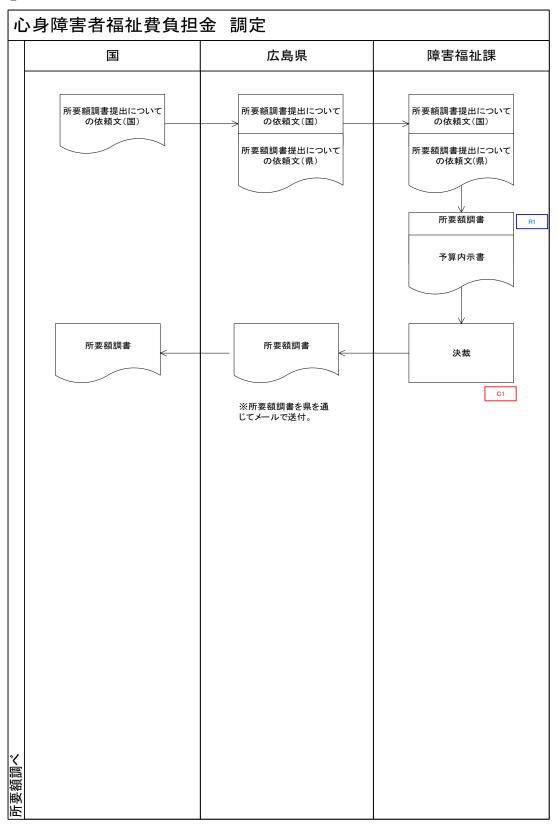


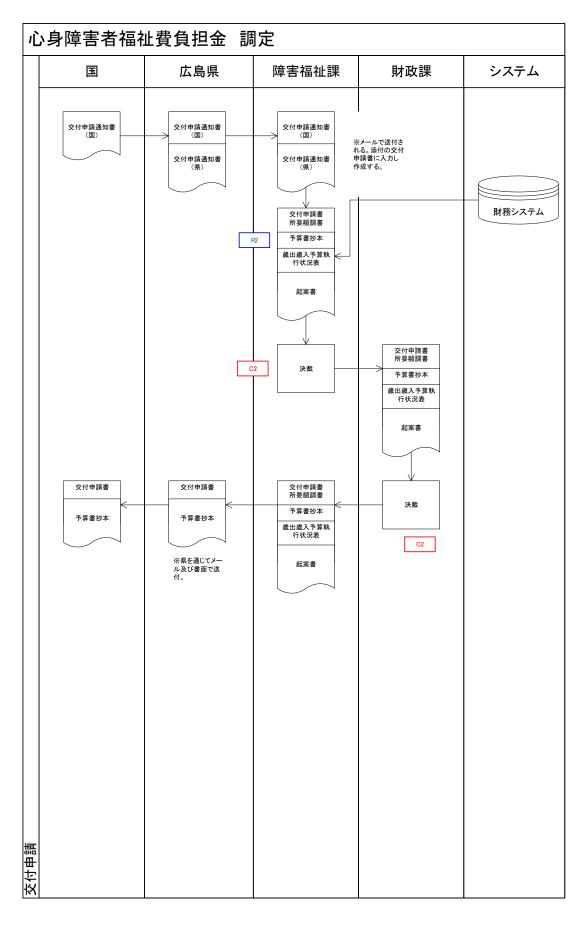
② RCM

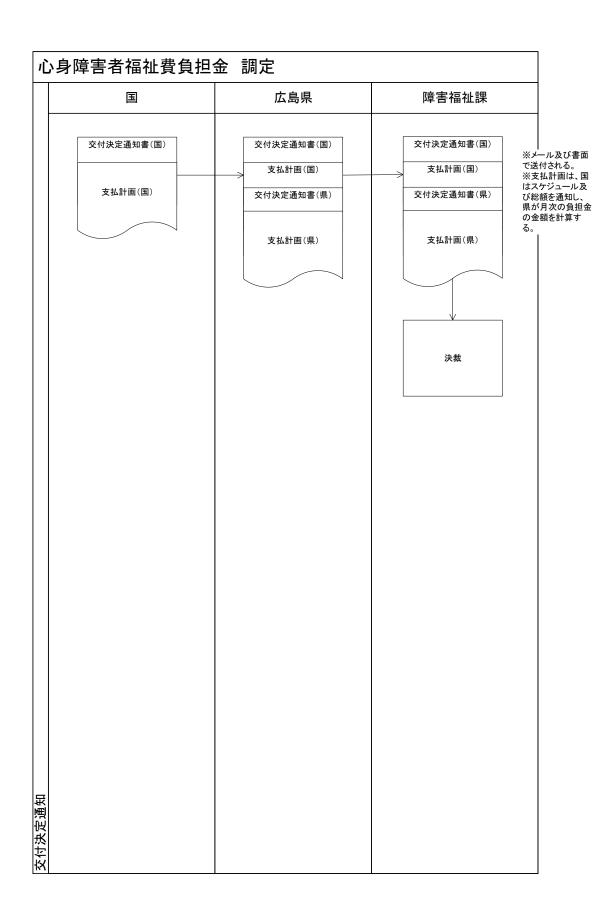
業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コントロール	コントロールの内容	
交付申請	R1	誤って交付金額を申請する	No.	担当者は、予算書抄本をもとに 交付申請書類を作成し、部長が 決裁し、メール及び書面で国に	
				送付する。国が交付決定し、交 付決定通知書を呉市に送付す る。	
調定事務	R2	調定はその根拠となる法 令等に適合しているか	C2	地方自治法施行令第 154 条、呉 市会計規則 34 条による	
調定事務	R3	調定額の算定は適正かまた、計算に誤りはないか	C3	生活支援課から年度開始前に提出する所要見込額を基に、国が 交付決定をおこない、県からの 支払計画書と国が県へ送付して いる支出負担行為決議書で交付 額を担当者が確認している。そ の後、調定書及び納付書を確認 し、課長の決裁を得る。	
調定事務	R4	調定の時期及び手続は適 正か	C3	国から県へ4月に国庫負担金の 支払日統一について依頼文が送 付されるので、生活支援課が支 払日の5営業日前までに支払の 手続きを県へおこなう。担当者 は、調定書を作成し、課長の決 裁を得る。	
調定事務	R5	調定漏れはないか	C3	生活支援課から年度開始前に提出する所要見込額を基に、国が交付決定をおこない、県からの支払計画書と国が県へ送付している支出負担行為決議書で交付額を担当者が確認している。その後、調定書及び納付書を確認し、課長の決裁を得る。仮に調定漏れがあった場合、会計課から生活支援課へ入金について金額等の確認がある。	
調定事務	R6	請求金額の誤りはないか	C4	担当者は、概算払請求書と支出 確認書を確認し、課長の決裁を 得る。	

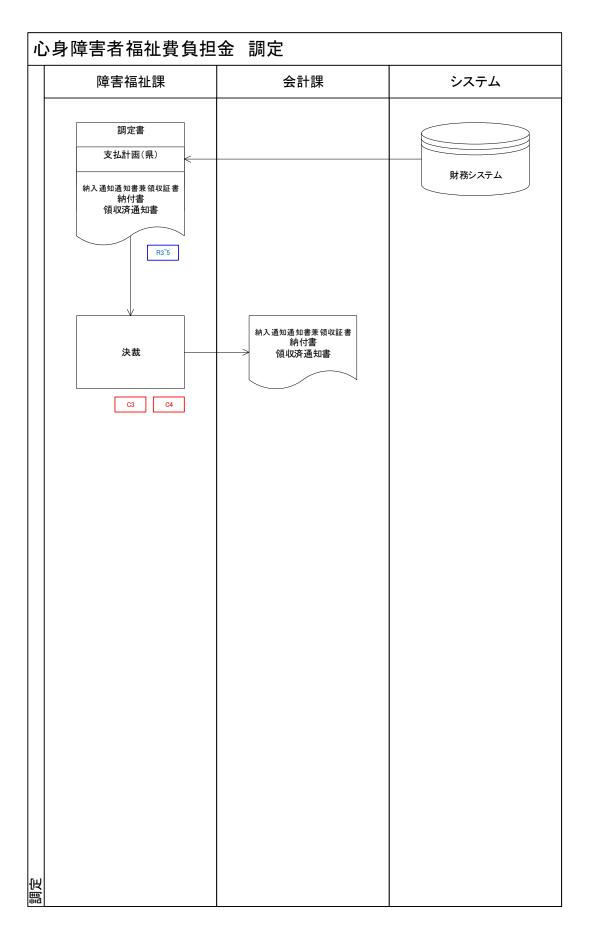
業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コント ロール No.	コントロールの内容	
収納事務	R7	入金の消込処理の誤りは	C5	会計課で領収書控えをもとに一	
		ないか		括消込を実施し、収入日報を作	
				成する。生活支援課担当者は、	
				領収書控え及び収入日報を確認	
				する。	
状況報告	R8	国に、誤った状況報告を	C6	担当者は、経理状況報告書を作	
		する		成し、課長の承認後国に送付す	
				る。	
所要額見込	R9	国に、誤った所要額見込	C7	担当者は、所要額見込み額デー	
		みをする		タにより所要額を調査し、所要	
				額見込調を作成する。課長の決	
				裁後、国に送付する。	
実績報告	R10	国に、誤った実績報告を	C8	担当者は、精算書、支出額調、	
		する		実施状況、決算書抄本等をもと	
				に実績報告書を作成し、課長の	
				決裁後、国に送付する。	
返還	R11	誤った返還手続きをする	С9	担当者は、執行伺兼支出負担行	_
				為書を作成し、課長の承認を受	
				ける。その後、支出命令書を作	
				成し、課長の決裁後、会計課に	
				回付する。	

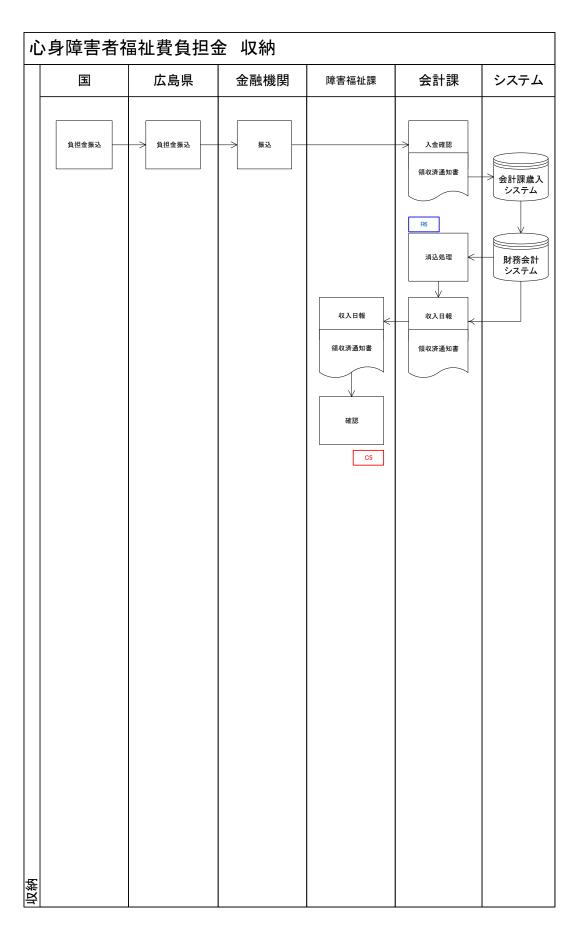
- (7) 国庫負担金(心身障害者負担金)
- ① フローチャート

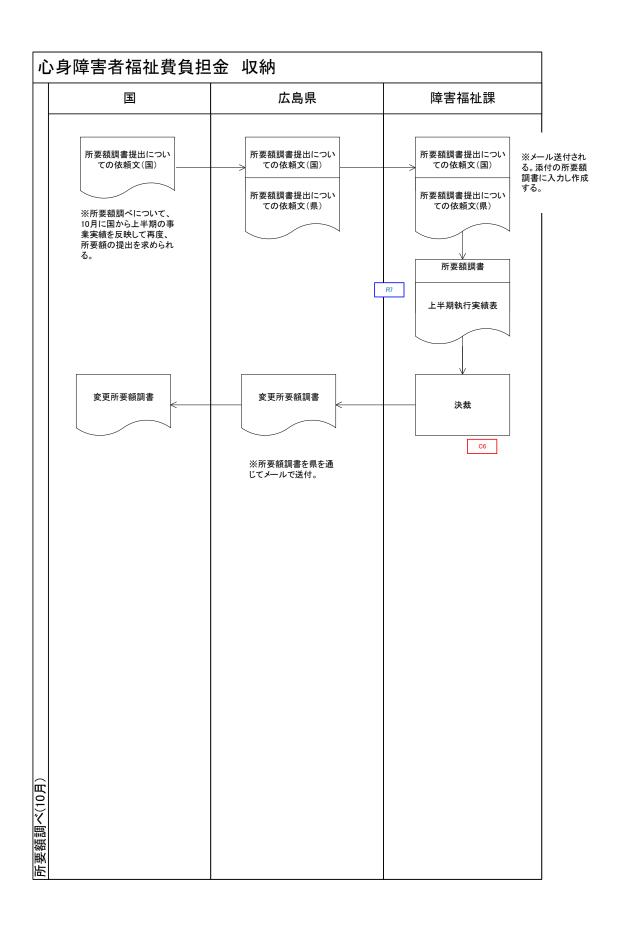


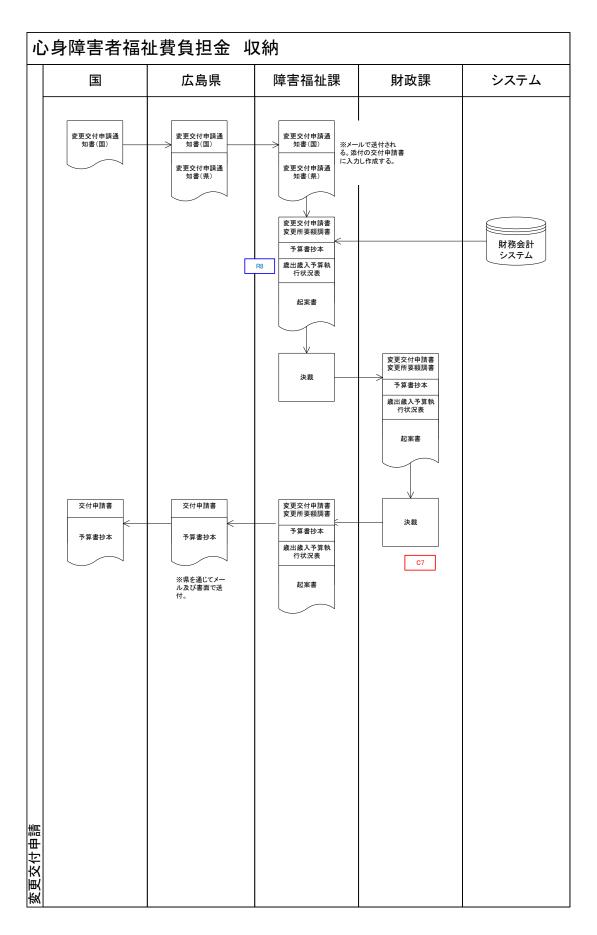


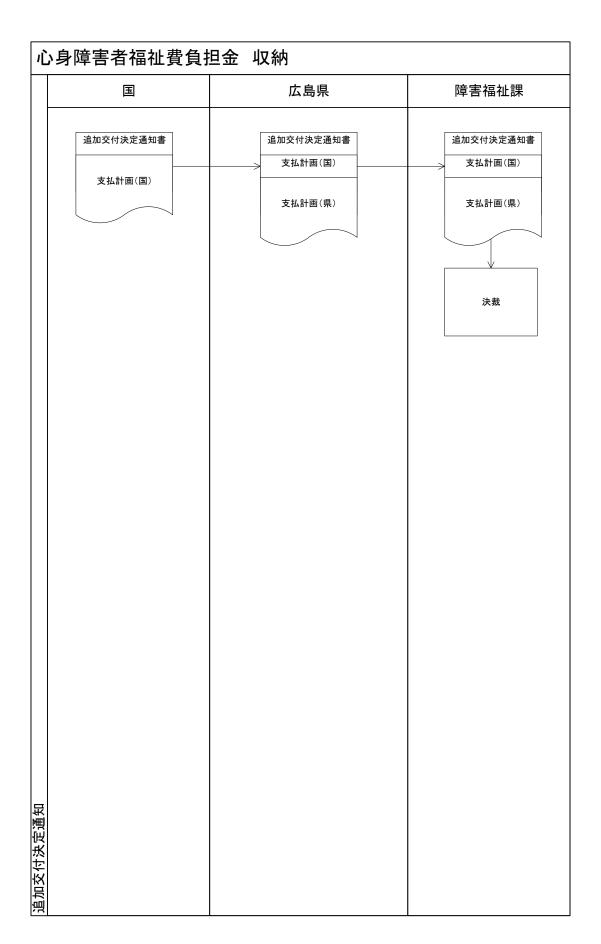


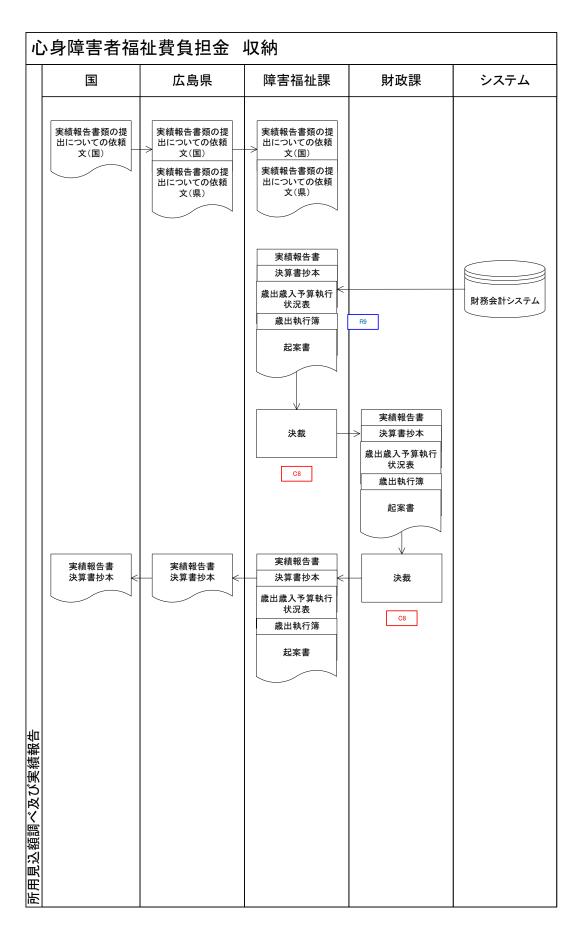


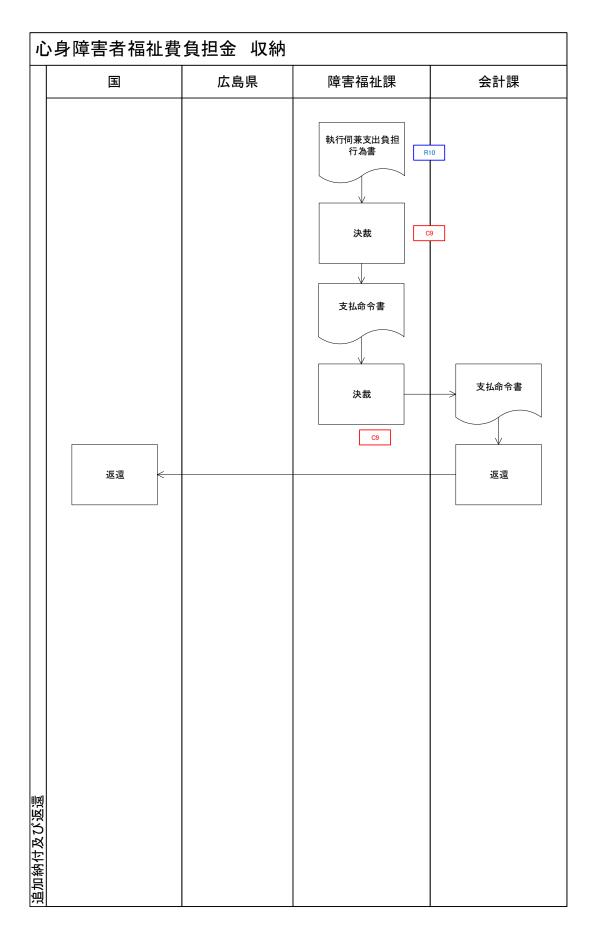












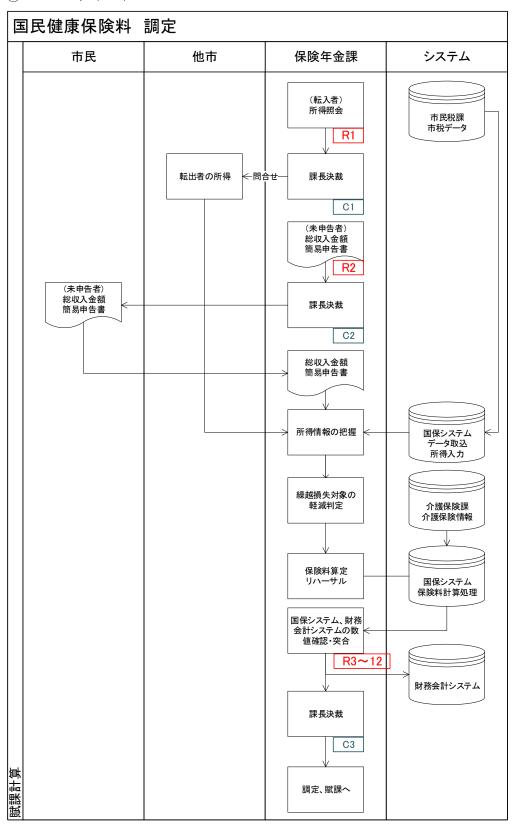
② RCM

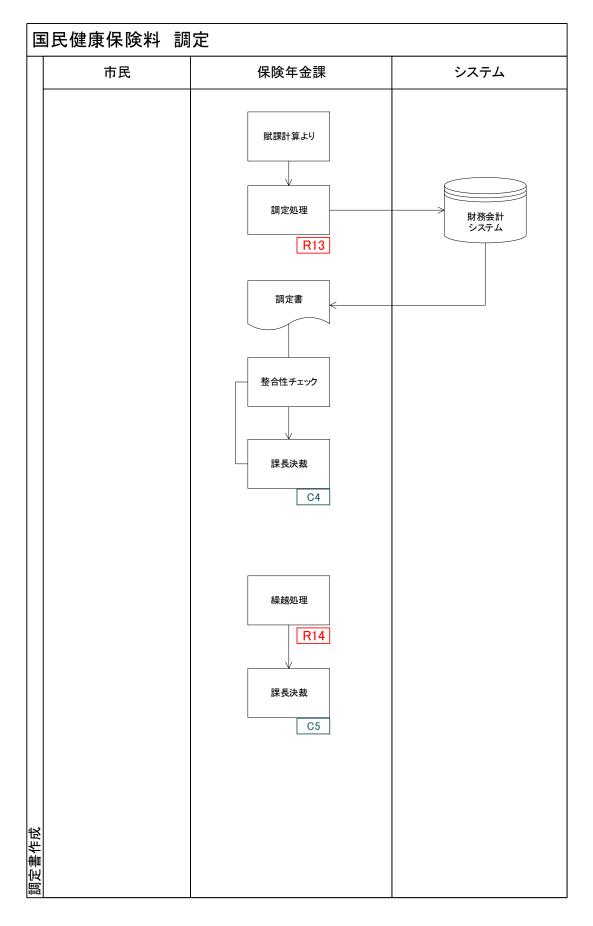
業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コントロール	コントロールの内容	
			No.		
所要額見込	R 1	国及び県に誤った所要額	C 1	担当者が、予算内示書等をもとに	
		見込みをする		所要額調書を作成する。その内容	
				に誤りがないか、担当者→主査→	
				課長補佐(G L)→課長の順で確	
				認し、課長の決裁を得る。	
交付申請	R 2	国及び県に誤った交付申	C 2	担当者が、所要額調書をもとに交	
		請をする		付申請書を作成する。所要額調書	
				と交付申請書の金額が一致して	
				いることを担当者→主査→課長	
				補佐(G L)→課長→副部長→部	
				長(福祉事務所長)の順に確認し、	
				部長(福祉事務所長)の決裁を得	
				る。その後、財政課の合議による	
				確認・決裁を受ける。	
				国が交付決定し、県を通じて交付	
				決定通知書を呉市に送付する。交	
				付決定通知書は障害福祉課長の	
				決裁を得る。	
調定事務	R 3	調定はその根拠となる法	C 3	根拠法令と適合していることを、	
		令等に適合しているか		調定額とあわせて担当者が作成	
				し、担当者→主査→課長補佐(G	
				L)→課長の順で確認後、課長が	
				決裁している。	
調定事務	R 4	調定額の算定は適正か	C 3	交付決定額と調定額が合致して	
		また、計算に誤りはない		いるかを、担当者→主査→課長補	
		か		佐(G L)→課長の順で確認し、	
				課長が決裁している。	
調定事務	R 5	調定の時期及び手続は適	C 4	交付決定通知が届いた時点で担	
		正か		当者が調定処理し、担当者→主査	
				 →課長補佐(G L)→課長の順で	
				確認し、課長の決裁を得る。	
収納事務	R 6	入金の消込処理の誤りは	C 5	会計課で領収書控えをもとに一	
		ないか		括消込を実施し、収入日報を作成	
				する。障害福祉課担当者は、領収	
				書控え及び収入日報を確認する。	

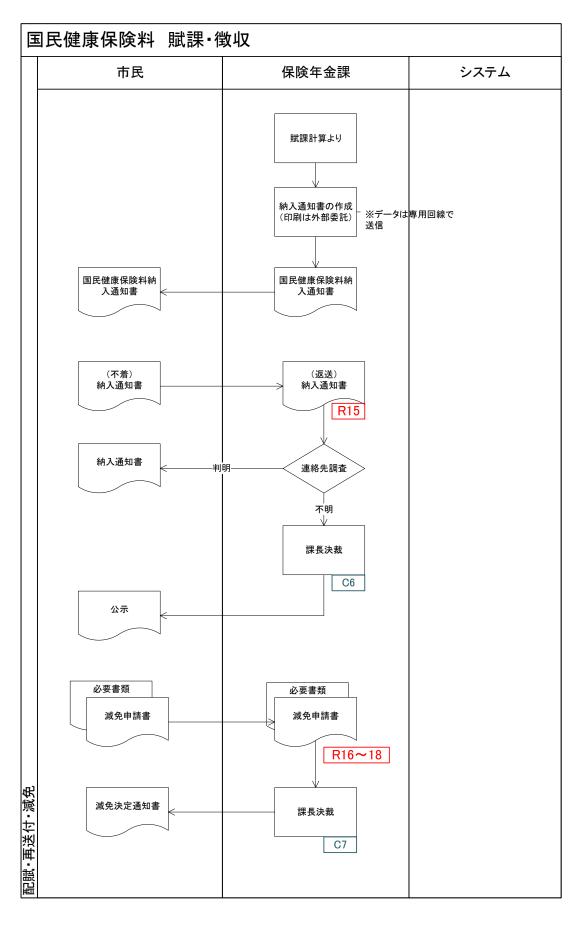
業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コント ロール No.	コントロールの内容	
所要額見込	R 7	国及び県に誤った変更所	C 6	担当者は、所要額調書を作成す	
(10月)		要額見込みをする		る。担当者→主査→課長補佐(G	
				L)→課長の順で確認し、課長の	
				決裁を得る。その後、担当者は、	
				県を通じて国に送付する。	
変更交付申請	R 8	国及び県に誤った変更交	C 7	担当者は、変更交付申請書を作成	
		付申請をする		する。担当者→主査→課長補佐	
				(GL)→課長→副部長→部長	
				(福祉事務所長)の順で確認し、	
				部長(福祉事務所長)が決裁し、	
				財政課の合議による確認・決裁を	
				受ける。その後、障害福祉課の担	
				当者が県を通じて国に送付する。	
				国が変更交付決定し、変更交付通	
				知及び支払計画を県を通じて呉	
				市に送付する。変更交付申請額と	
				変更交付決定通知額が合致して	
				いることを担当者→主査→課長	
				が確認し、課長の決裁を得る。	
実績報告	R 9	国に、誤った実績報告を	C 8	担当者は、実績報告書を作成し、	
		する		内容に誤りがないか、担当者→主	
				查→課長補佐(G L)→課長→副	
				部長→部長(福祉事務所長)の順	
				で確認し、部長(福祉事務所長)	
				が決裁し、財政課の合議による確	
				認・決裁を受ける。その後、障害	
				福祉課の担当者が県を通じて国	
				に送付する。	
返還	R 10	誤った返還手続きをする	C 9	担当者は、執行伺兼支出負担行為	
				書を作成し、担当者→主査→課長	
				補佐 (GL) →課長が確認し、課長	
				の決裁を受ける。その後、支出命	
				令書を作成し、課長の決裁を受け	
				た後、会計課に回付する。	

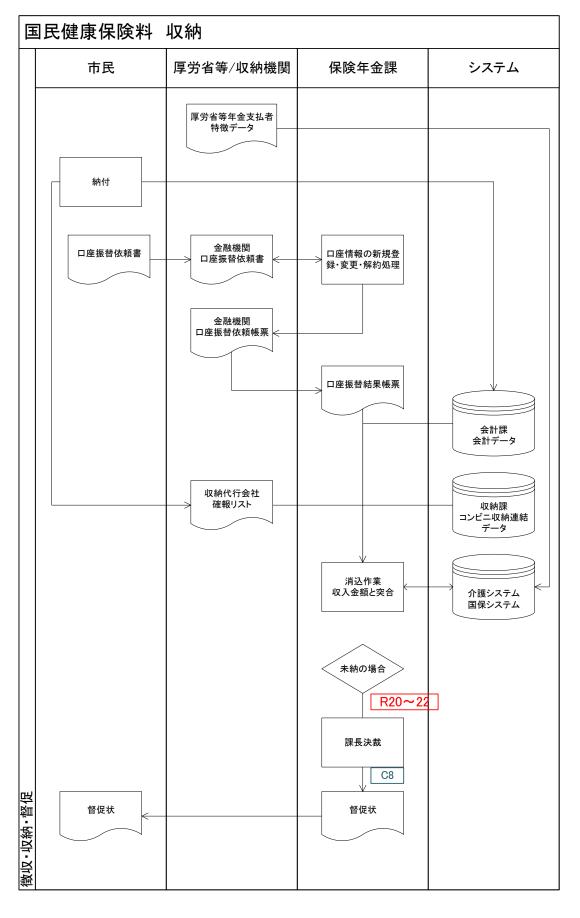
(8) 国民健康保険料

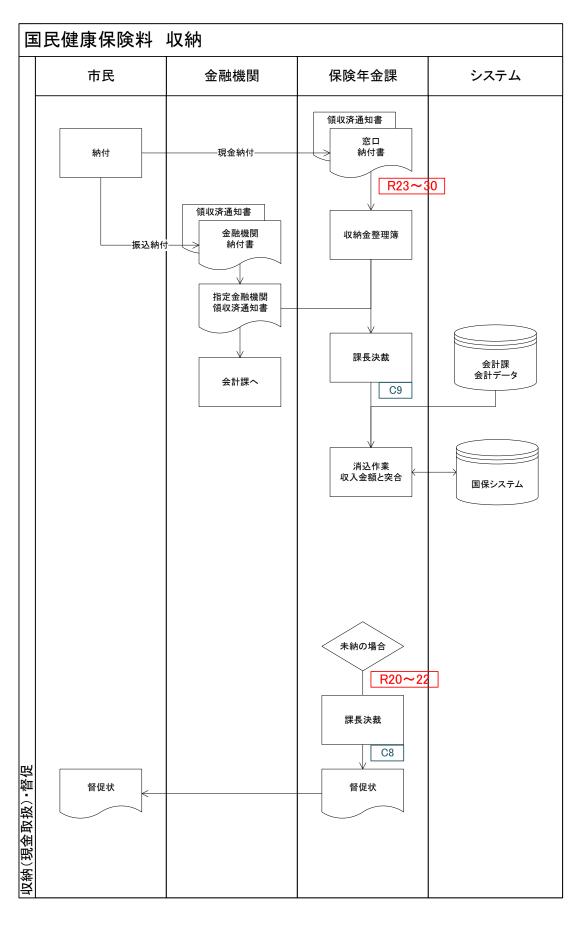
① フローチャート

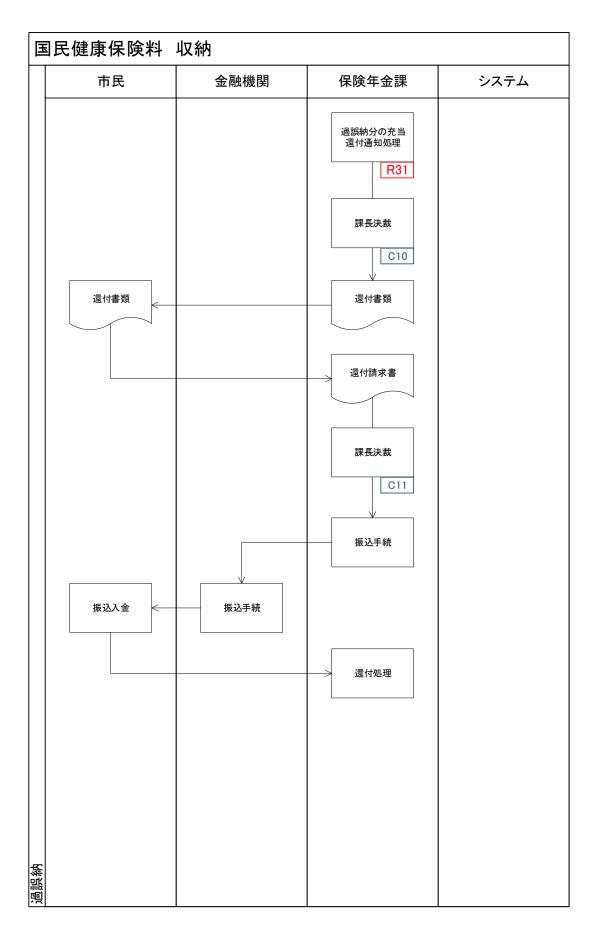


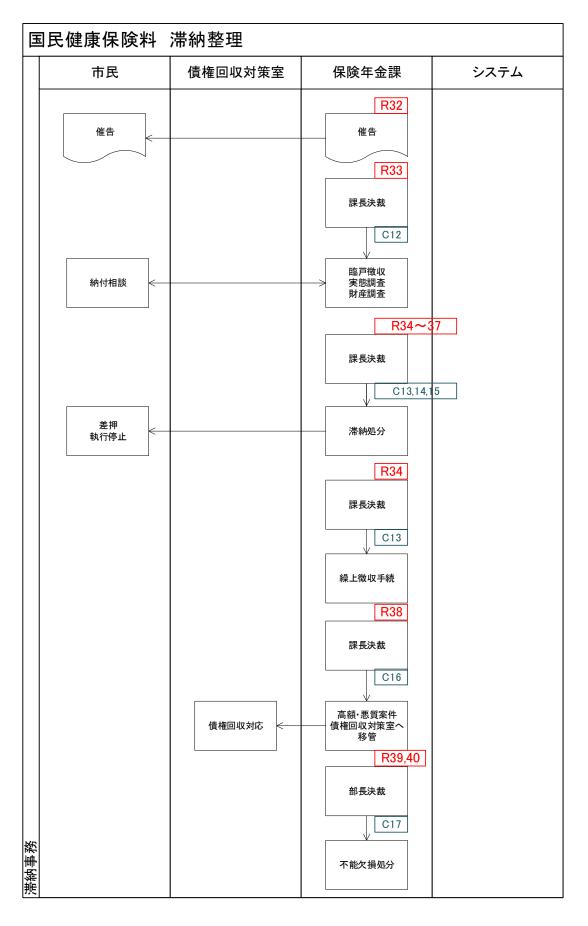












② RCM

業務・手続	リスク	リスクの内容	コントロール	コントロールの内容	
>K-121 1 194	No.	(着眼点)	No.	V 1 · · · · · · >1.11	
賦課計算	R1	賦課計算に際して所得情 報を把握しているか	C1	1月1日時点で呉市に住所のある市民については市民税課の市税データから把握できるが、1月2日以降で他市町村からの転入者については、課長決裁を得たうえで当該他市町村へ所得照会を	
賦課計算	R2	賦課漏れはないか	C2	行う。 前年未申告については、課長決 裁を得て毎年5月に未申告者に 対して簡易申告書を送付し提出 を依頼している。8月時点でも 未申告の場合には再度、申告書 を送付する。また、来庁時や電 話連絡等の機会をとらえて所得 確認等を行っている。	
賦課計算	R3	賦課はその根拠となる法 令等に適合しているか	C3	呉市国民健康保険条例に基づき 決定した料率で賦課している。 保険料は算定リハーサルを行っ たうえで、国民健康保険料納入 通知書を作成し課長決裁を得て いる。	
賦課計算	R4	賦課額の算定は適正か。 また、計算に誤りはない か	C3	月末処理時に資格と賦課の整合性チェックをしており、不一致によりエラーとなった場合は確認作業を行う。保険料は算定リハーサルを行ったうえで、国民健康保険料納入通知書を作成し課長決裁を得ている。	
賦課計算	R5	賦課の時期及び手続は適 正か	СЗ	所得情報を確認したものは保険 料算定のリハーサルを行ったう えで、国民健康保険料納入通知 書を作成し課長決裁を得てい る。	
賦課計算	R6	台帳、帳簿、証拠書類等 は整備されているか また、その記帳は適正に 行われているか		賦課台帳等はシステム管理して いる。	

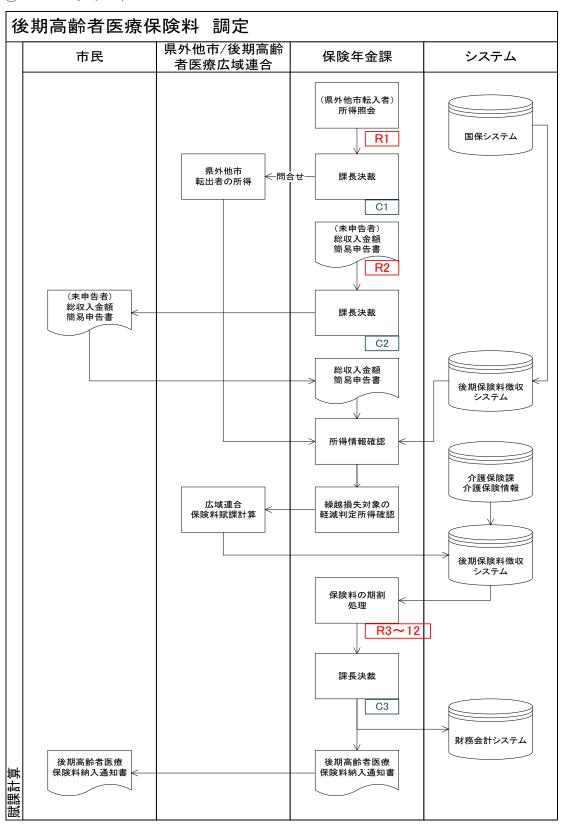
業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コント ロール No.	コントロールの内容	
賦課計算	R7	世帯 (家族構成) は的確 に把握されているか		住基と同じシステムで把握して いる。	
賦課計算	R8	納入通知書は必要事項を すべて記載して発行され ているか	СЗ	所得情報を確認したものは保険 料算定のリハーサルを行ったう えで、国民健康保険料納入通知 書を作成し課長決裁を得てい る。	
賦課計算	R9	納期限の設定は適切か (調定時期との関連に留 意する)		呉市国民健康保険条例第 12 条、 第 13 条に基づき、本算定処理時 に納期限を設定している。	
賦課計算	R10	納入通知書発行の遅延し ているものはないか	СЗ	月内異動分を月末に賦課処理 し、課長決裁を得たうえで翌月 中旬に通知書を発行している。	
賦課計算	R11	納入通知書を発行すべき ものを発行せずに口頭そ の他により収納している ものはないか		収納には納入通知書等による通 知及び納付書が必要となる。	
賦課計算	R12	納入通知書紛失による納付書の発行は適正に行われているか		納付書の紛失、再交付の依頼が あれば再発行の処理を行い発行 履歴を確認したうえで再送して いる。	
調定	R13	調定の時期及び手続きは 適正で、調定漏れはない か。	C4	調定書を作成し課長決裁を得ている。異動分についても、必ず 月末で締めて月初に調定処理し 課長決裁を得ている。	
調定	R14	前年度収入未済額は確実 に調定の繰越しがなされ ているか。	C5	年度繰越処理により調定表を作成し、課長決裁を得ている。	
再送付	R15	不着納入通知書等の調査 手続は行われているか	C6	不着により返戻された通知は連 絡先や他課へ調査し、送付先を 確認し再送付する。 調査で送付先が判明しない場合 は課長決裁を得たうえで公示す る。	
減免	R16	減免等の理由及び手続は 適正か	C7	呉市国民健康保険条例第 20 条に 基づき審査し、課長決裁を得て 減免の処理を行っている。	

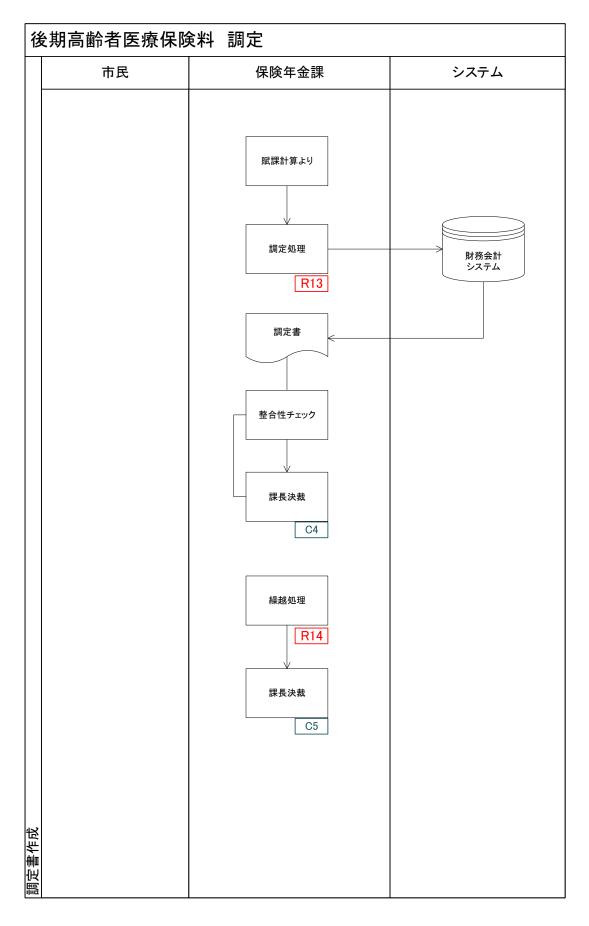
業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コント ロール No.	コントロールの内容	
減免	R17	減免の取扱い及び手続は 法令等の規定に基づいて 適正に行われているか	C7	呉市国民健康保険条例第 20 条に 基づき審査し、課長決裁を得て 減免の処理を行っている。	
減免	R18	減免等、承認部局がある ものについては、情報の 相互チェック体制がとら れているか。	C7	呉市国民健康保険条例第 20 条に 基づき審査し、課長決裁を得て 減免の処理を行っている。	
徴収事務	R19	分納等に伴う延滞金は適 切か		申請による徴収猶予の届出が提 出された場合は、呉市国民健康 保険条例第 19 条に基づき処理を 行う。	
収納事務	R20	収入の消込み誤り、漏れ 及び遅延しているものは ないか		会計データと照合を行っており、収納データ取込時に消込みできない場合は、エラーリストで確認している。	
収納事務	R21	収納率低下の場合、その 原因の把握及び対策は適 切か		毎月の収納率目標達成のため、 状況把握及び収納率向上に向け た対策を行っている。	
収納事務	R22	滞納者に対する督促は適 時、かつ適正に行われて いるか	C8	納期限から 20 日以内に督促状を 発行し、課長決裁を得て送付し ている。	
収納事務(現 金取扱事務)	R23	収納台帳等は整備されて いるか	С9	収納金整理簿を作成し、課長決 裁を得ている。	
収納事務(現 金取扱事務)	R24	出納員その他の会計職員 以外の者が現金を取り扱 っていないか		徴収担当者のみ取扱っている。	
収納事務(現 金取扱事務)	R25	現金領収すべき金額の算 定に必要な書類は整備さ れているか		調定及び未納額はシステム管理 しており、納付書を作成、領収 を行っている。	
収納事務(現 金取扱事務)	R26	出納員その他の会計職員 は現金出納簿を遅滞なく 正確に記簿しているか	С9	業務終了後、金額確認等を行い、日次で収納金整理簿に記載し、月次で締めて月初に課長決 裁を得ている。	
収納事務(現 金取扱事務)	R27	領収書を発行しない収入 金の確認は適正に行われ ているか		収納金整理簿を作成して、領収 書と収納金(現金)を突合して いる。	

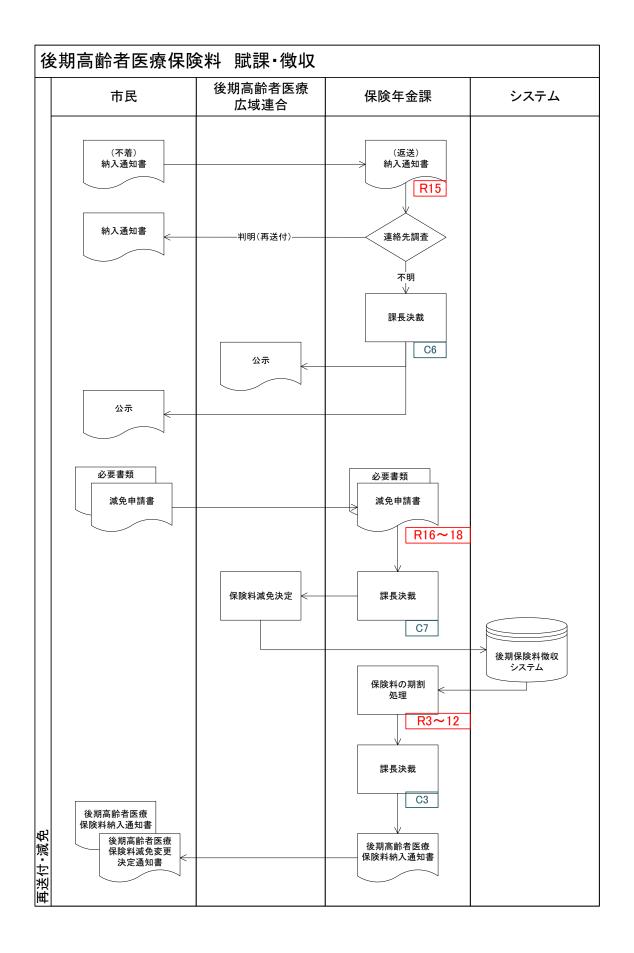
業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コント ロール No.	コントロールの内容
収納事務(現 金取扱事務)	R28	収納金は適切に保管され ているか また、私金と混同してい ないか		日中はレジ、業務終了後手提げ 金庫に入れ会計課の金庫に保管 している。私金は入れていな い。
収納事務(現 金取扱事務)	R29	収納金は遅滞なく指定金 融機関等に払い込まれて いるか		呉市会計規則第 12 条の定めに基 づき指定金融機関へ払込んでい る。
収納事務(現 金取扱事務)	R30	つり銭資金の取扱いは適 正に行われているか		毎日、担当者2名で確認している。
収納事務(過誤納)	R31	過誤納金の処理は適正に 行われているか	C10, C11	システムにより過誤納判定を行 い、職員が確認し、課長決裁を 得たうえで還付処理している。
滞納整理事務	R32	催告手続は適切かつ適正 に行われているか		地方自治法第 231 条の 3、国民 健康保険法第 79 条の 2 及び地方 税法第 18 条の 2 に基づき処理を 行っている。
滞納整理事務	R33	滞納者の実態は十分調査 されているか。 また、その滞納の状況と 理由を明確に把握し、か つ記録しているか	C12	催告や休日・夜間開庁、訪問等 で滞納者と接触する機会を設 け、状況等の把握に努めるとと もに、課長決裁を得て財産調査 等を行っている。
滞納整理事務	R34	滞納者に対する滞納処分 及び履行期限の繰上徴収 のための措置は適時、か つ適正に行われているか	C13	国民健康保険法第 78 条、同第 79 条の 2、地方税法第 13 条の 2、地方自治法第 231 条の 3、 国税徴収法に基づき執行し、課 長決裁を得て行っている。
滞納整理事務	R35	必要に応じ執行停止、履 行期限の延長、分割納 付、債務の免除等の債務 の援和措置がとられてい るか。また、その手続は 適正か	C14	国民健康保険法、地方税法第 15 条、国税徴収法に基づき、課長 決裁を得て行っている。
滞納整理事務	R36	滞納処分に伴う差押物件 及びその換価事務は適正 に行われているか	C15	国民健康保険法第79条の2、地 方税法第331条、国税徴収法第 47条に基づき、課長決裁を得て 行っている。

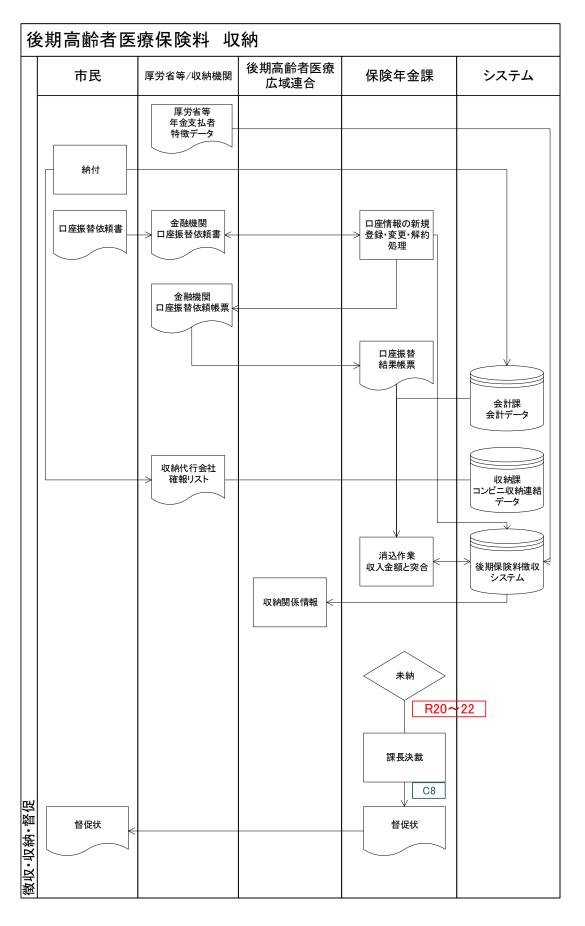
業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コント ロール No.	コントロールの内容	
滞納整理事務	R37	督促手数料、延滞金等は 適正に徴収しているか また、これを免除してい るものについては免除の 理由は正当か		減免・執行停止以外は徴収している。 延滞金の減免については、自治 法第 236 条及び呉市国民健康保 険条例施行規則に基づき申請時 に確認を行っている。	
滞納整理事務	R38	高額・悪質な滞納案件に ついて、これを放置して いないか	C16	高額・悪質な滞納案件について は、課長決済を得て、債権回収 対策室へ移管している。	
滞納整理事務	R39	時効の起算点に誤りはな いか		国民健康保険法第 110 条、地方 税法第 18 条に基づき起算してい る。	
滞納整理事務	R40	不納欠損処分は適時、か つ厳正に行われているか	C17	年度内に時効完成したものを、 年度末に確認し、部長決裁を得 て一括処理している。	
マスタメンテナンス	R41	未承認のデータの入力・ 修正・承認・実行等		グループ毎にシステムの権限を 付与し、権限外の処理はできな いようにしている。	

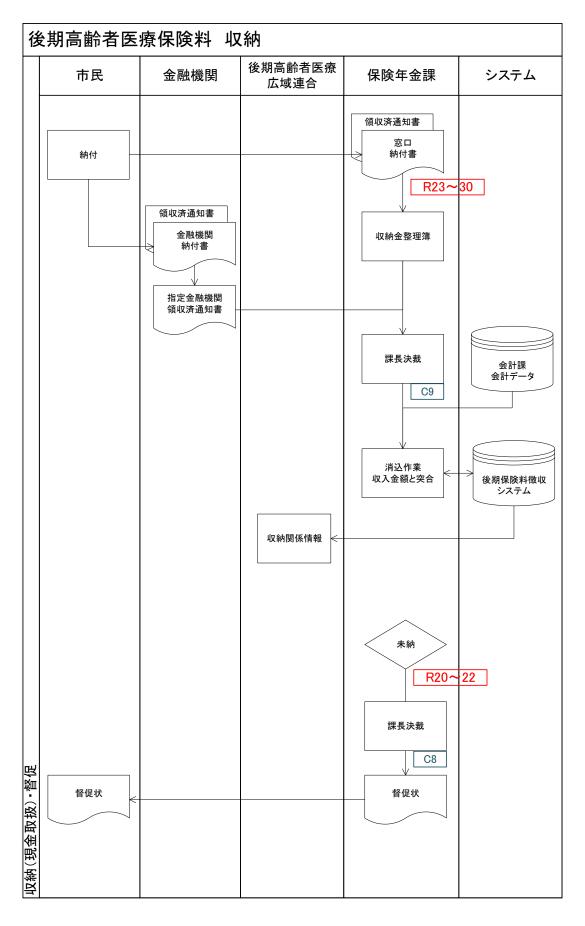
- (9) 後期高齢者医療保険料
- ① フローチャート

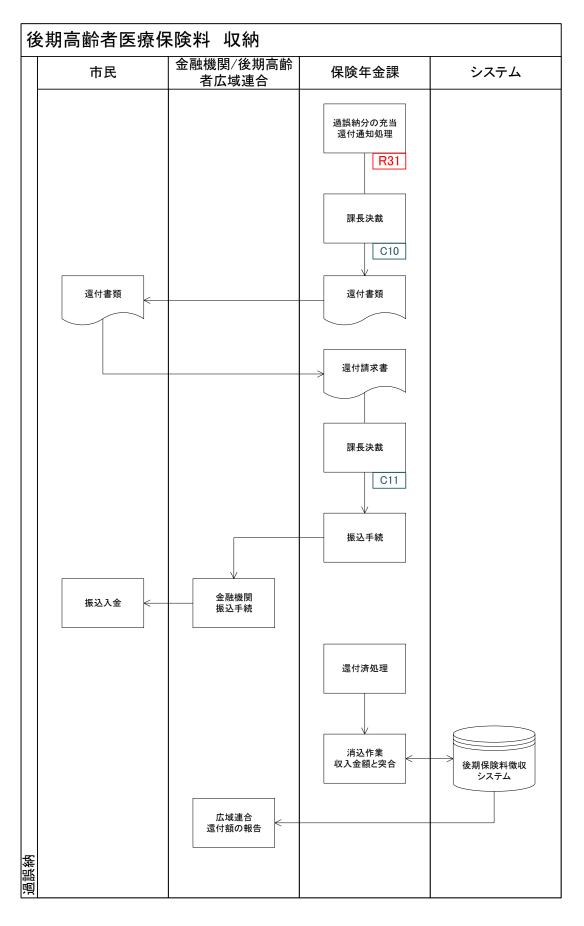


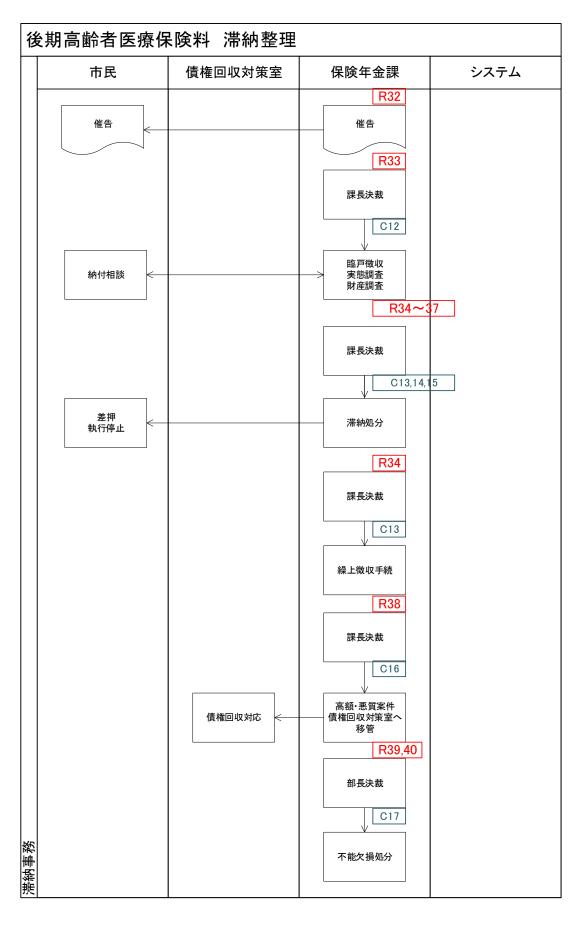












② RCM

業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コント ロール No.	コントロールの内容
賦課計算	R1	賦課計算に際して所得情 報を把握しているか	C1	賦課計算は広域連合で行っている。広島県に住所のある市民については広域連合で把握しているが、他県の市町村からの転入者については、課長決裁を得たうえで当該他市町村へ所得照会を行う。
賦課計算	R2	賦課漏れはないか	C2	前年未申告については、課長決 裁を得て毎年5月に未申告者に 対して簡易申告書を送付し提出 を依頼している。8月時点でも 未申告の場合には再度、申告書 を送付する。また、来庁時や電 話連絡等の機会をとらえて所得 確認等を行っている。
賦課計算	R3	賦課はその根拠となる法 令等に適合しているか	СЗ	賦課計算は広域連合で行っている。保険料の期割処理を行い、 後期高齢者医療保険料納入通知 書を作成し課長決裁を得ている。
賦課計算	R4	賦課額の算定は適正か。 また、計算に誤りはない か	C3	賦課計算は広域連合で行っている。期割処理時に資格と賦課の整合性チェックをしている。不一致によりエラーとなった場合は確認作業を行った後、後期高齢者医療保険料納入通知書を作成し課長決裁を得ている。
賦課計算	R5	賦課の時期及び手続は適 正か	СЗ	毎月初に、広域連合により提供 される保険料情報を処理し、月 末を納期とし、課長決裁を得て 後期高齢者医療保険料納入通知 書を発行している。
賦課計算	R6	台帳、帳簿、証拠書類等 は整備されているか また、その記帳は適正に 行われているか		賦課台帳等はシステム管理して いる。
賦課計算	R7	世帯 (家族構成) は的確 に把握されているか		住基システムより提供されたデ ータで把握している。

業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コント ロール No.	コントロールの内容
賦課計算	R8	納入通知書は必要事項を すべて記載して発行され ているか	C3	後期高齢者医療保険料納入通知 書に必要事項を記載して課長決 裁を得ている。
賦課計算	R9	納期限の設定は適切か (調定時期との関連に留 意する)		呉市後期高齢者医療に関する条 例に基づき、本算定処理時に納 期限を設定している。
賦課計算	R10	納入通知書発行の遅延し ているものはないか	СЗ	広域連合により指定された期間 において、月初に賦課処理し、 課長決裁を得て翌月中旬に通知 書を発行している。
賦課計算	R11	納入通知書を発行すべき ものを発行せずに口頭そ の他により収納している ものはないか		収納には納入通知書等による通 知及び納付書が必要となる。
賦課計算	R12	納入通知書紛失による納付書の発行は適正に行わ れているか		納付書の紛失、再交付の依頼が あれば再発行の処理を行い発行 履歴を確認したうえで再交付し ている。
調定	R13	調定の時期及び手続きは 適正で、調定漏れはない か	C4	調定書を作成し課長決裁を得ている。毎月初に異動分についても、広域連合より提供される資料に基づき内容確認したうえで調定処理し課長決裁を得ている。
調定	R14	前年度収入未済額は確実 に調定の繰越しがなされ ているか。	C5	年度繰越処理により調定表を作 成し、課長決裁を得ている。
再送付	R15	不着納入通知書等の調査 手続は行われているか	C6	不着により返戻された通知は連絡先や他課へ調査し、送付先を確認し再送付する。 調査で送付先が判明しない場合は課長決裁を得たうえで公示する。
減免	R16	減免等の理由及び手続は 適正か	C7	高齢者の医療の確保に関する法 律第 111 条、広島県後期高齢者 医療広域連合後期高齢者医療に 関する条例第 17 条・第 18 条の 規定に基づいて処理を行ってい る。

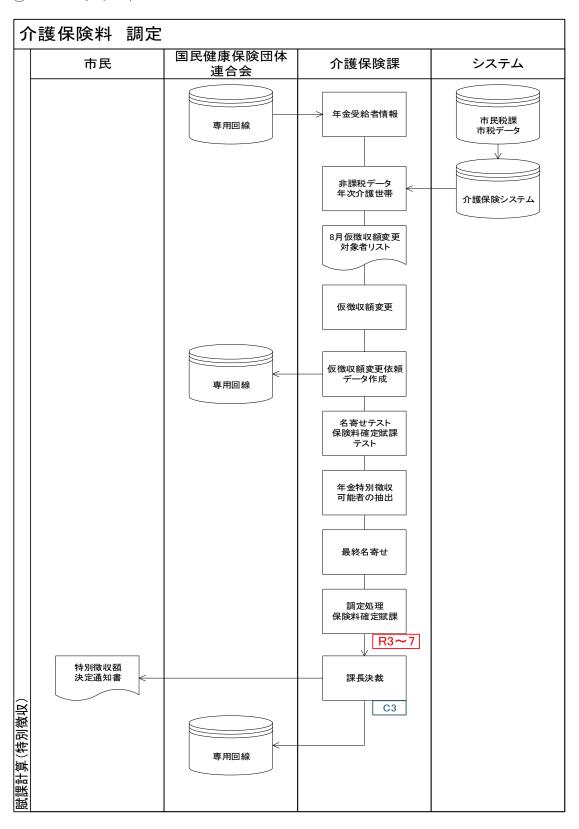
業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コント ロール No.	コントロールの内容
減免	R17	減免の取扱い及び手続は 法令等の規定に基づいて 適正に行われているか	C7	高齢者の医療の確保に関する法 律第 111 条、広島県後期高齢者 医療広域連合後期高齢者医療に 関する条例第 17 条・第 18 条の 規定に基づいて処理を行ってい る。広域連合が減免の決定を行っている。
減免	R18	減免等、承認部局がある ものについては、情報の 相互チェック体制がとら れているか	C7	広域連合と連携し対応してい る。
徴収事務	R19	分納等に伴う延滞金は適 切か		呉市後期高齢者医療に関する条 例第5条に基づき徴収してい る。
収納事務	R20	収入の消込み誤り、漏れ 及び遅延しているものは ないか		会計データと照合を行っており、収納データ取込時に消込みできない場合は、エラーリストで確認している。
収納事務	R21	収納率低下の場合、その 原因の把握及び対策は適 切か		毎月の収納率目標達成のため、 状況把握及び収納率向上に向け た対策を行っている。
収納事務	R22	滞納者に対する督促は適 時、かつ適正に行われて いるか	C8	納期限から 20 日以内に督促状を 発行し、課長決裁を得て送付し ている。
収納事務(現 金取扱事務)	R23	収納台帳等は整備されて いるか	С9	収納金整理簿を作成し、課長決 裁を得ている。
収納事務(現 金取扱事務)	R24	出納員その他の会計職員 以外の者が現金を取り扱 っていないか		徴収担当者のみ取り扱っている。
収納事務(現 金取扱事務)	R25	現金領収すべき金額の算 定に必要な書類は整備さ れているか		調定及び未納額はシステム管理 しており、納付書を作成、領収 を行っている。
収納事務(現 金取扱事務)	R26	出納員その他の会計職員 は現金出納簿を遅滞なく 正確に記簿しているか	С9	業務終了後、金額確認等を行い、日次で収納金整理簿に記載し、月次で締めて月初に課長決 裁を得ている。
収納事務(現 金取扱事務)	R27	領収書を発行しない収入 金の確認は適正に行われ ているか		収納金整理簿を作成して、領収 書と収納金(現金)を突合して いる。

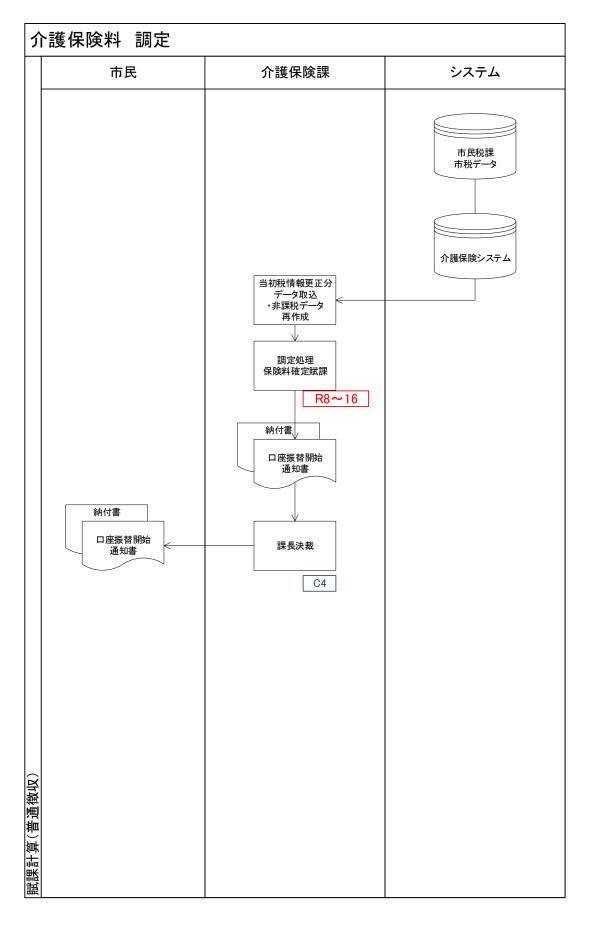
業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コント ロール No.	コントロールの内容	
収納事務(現 金取扱事務)	R28	収納金は適切に保管され ているか また、私金と混同してい ないか		日中はレジ、業務終了後手提げ 金庫に入れ会計課の金庫に保管 している。私金は入れていな い。	
収納事務(現 金取扱事務)	R29	収納金は遅滞なく指定金 融機関等に払い込まれて いるか		呉市会計規則第 12 条の定めに基 づき指定金融機関へ払い込んで いる。	
収納事務(現 金取扱事務)	R30	つり銭資金の取扱いは適 正に行われているか		毎日、担当者2名で確認している。	
収納事務(過 誤納)	R31	過誤納金の処理は適正に 行われているか	C10, C11	システムにより過誤納判定を行い、職員が確認し、課長決裁を 得たうえで還付処理している。	
滞納整理事務	R32	催告手続は適切かつ適正 に行われているか		地方自治法第 231 条の 3 、高齢 者の医療の確保に関する法律に 基づき処理を行っている。	
滞納整理事務	R33	滞納者の実態は十分調査 されているか。 また、その滞納の状況と 理由を明確に把握し、か つ記録しているか	C12	催告や休日訪問等で滞納者と接触する機会を設け、状況等の把握に努めるとともに、課長決裁を得て財産調査等を行っている。	
滞納整理事務	R34	滞納者に対する滞納処分 及び履行期限の繰上徴収 のための措置は適時、か つ適正に行われている か。	C13	高齢者の医療の確保に関する法律、地方税法第13条の2、地方自治法第231条の3、国税徴収法に基づき執行し、課長決裁を得て行っている。	
滞納整理事務	R35	必要に応じ執行停止、履 行期限の延長、分割納 付、債務の免除等の債務 の援和措置がとられてい るか。また、その手続は 適正か	C14	高齢者の医療の確保に関する法律、地方税法第15条の7、国税 徴収法に基づき、課長決裁を得 て行っている。	
滞納整理事務	R36	滞納処分に伴う差押物件 及びその換価事務は適正 に行われているか	C15	高齢者の医療の確保に関する法律、地方税法第 331 条、国税徴収法第 47 条に基づき、課長決裁を得て行っている。	

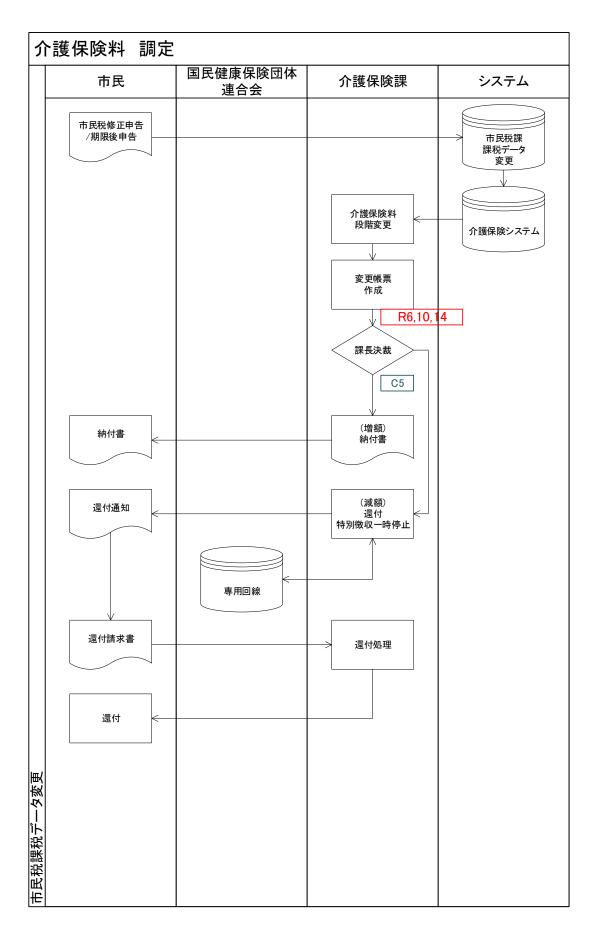
業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コント ロール No.	コントロールの内容	
滞納整理事務	R37	督促手数料、延滞金等は 適正に徴収しているか また、これを免除してい るものについては免除の 理由は正当か		延滞金の減免については、自治 法第 236 条及び呉市後期高齢者 医療保険料に係る延滞金減免要 領に基づき申請時に確認を行っ ている。	
滞納整理事務	R38	高額・悪質な滞納案件に ついて、これを放置して いないか	C16	高額・悪質な滞納案件について は、課長決裁を得て、債権回収 対策室へ移管している。	
滞納整理事務	R39	時効の起算点に誤りはないか		高齢者の医療の確保に関する法 律、地方自治法、地方税法第 18 条に基づき起算している。	
滞納整理事務	R40	不納欠損処分は適時、か つ厳正に行われているか	C17	年度内に時効完成したものを、 年度末に確認し、部長決裁を得 て一括処理している。	
マスタメンテナンス	R41	未承認のデータの入力・ 修正・承認・実行等		業務内容に応じてシステムの権 限を付与し、権限外の処理はで きないようにしている。	

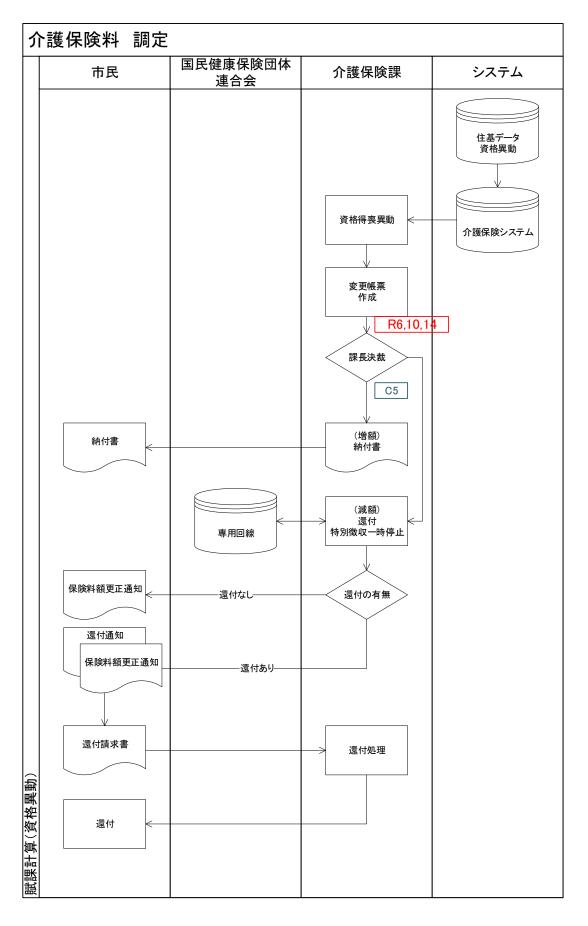
(10) 介護保険料

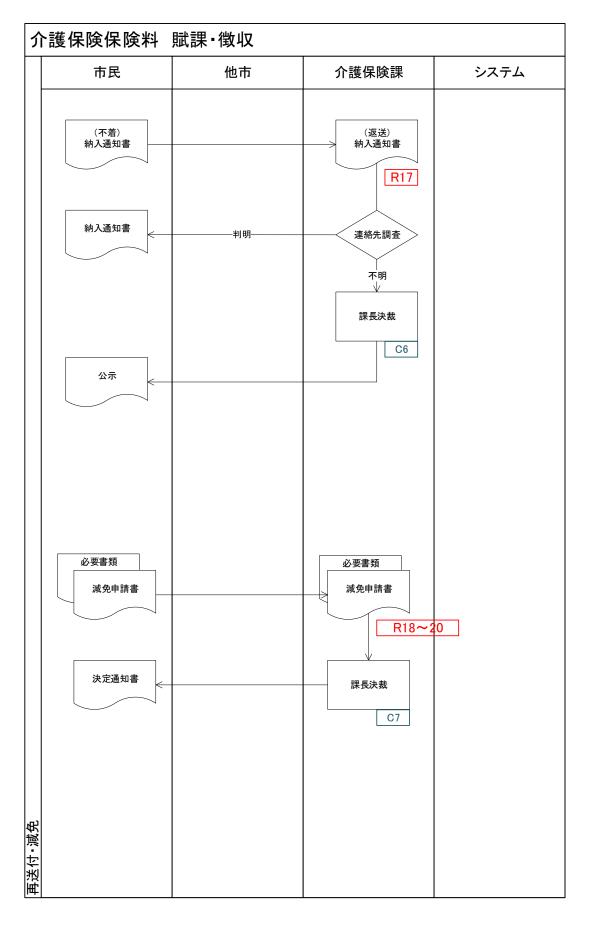
① フローチャート

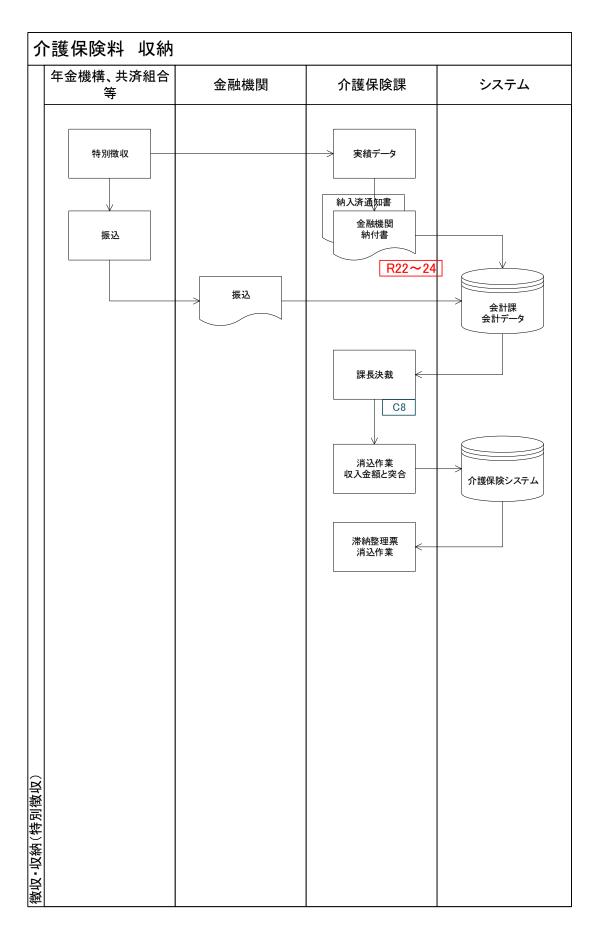


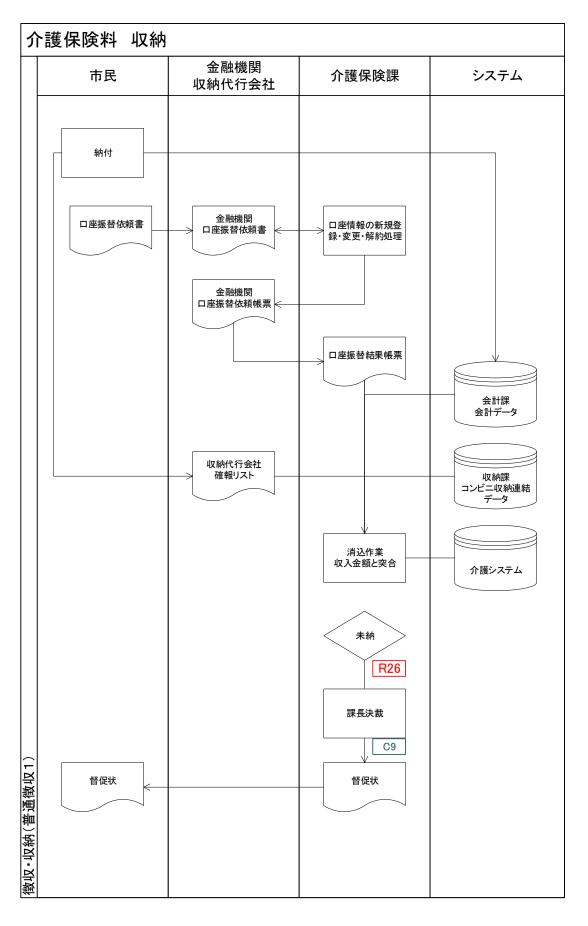


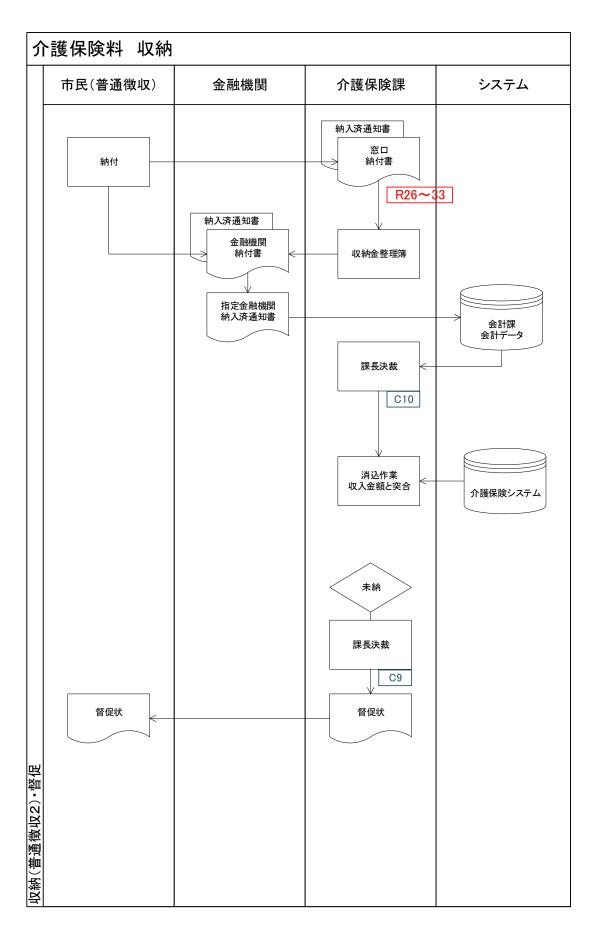


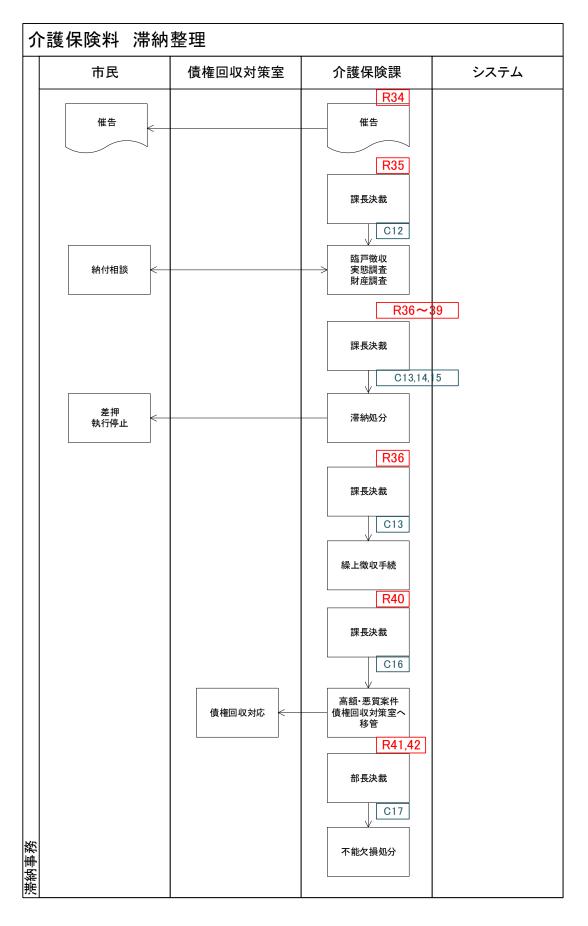












② RCM

業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コントロール	コントロールの内容	
 調定	R1	調定の時期及び手続きは 適正で、調定漏れはない	No.	調定書を作成し課長決裁を得て いる。異動分についても、必ず	
		か		月末で締めて月初に調定処理し 課長決裁を得ている。	
調定	R2	前年度収入未済額は確実 に調定の繰越しがなされ ているか。	C2	年度繰越処理により調定表を作 成し、課長決裁を得ている。	
賦課計算	R3	【特別徴収】 賦課計算に際して所得情 報を把握しているか		国民健康保険団体連合会から専用回線で年金受給者情報を取込んでいる。また呉市市民税課の市税データから非課税データ及び年次介護世帯を把握している。また、同一人判定のチェックとして名寄せテストを行っている。	
賦課計算	R4	【特別徴収】 賦課漏れはないか		仮徴収額変更対象者リストを作成している。また変更対象者除外リストを作成し、仮徴収変更額修正処理を行っている。	
賦課計算	R5	【特別徴収】 賦課はその根拠となる法 令等に適合しているか		呉市介護保険条例に基づき決定 した料率で賦課している。	
賦課計算	R6	【特別徴収】 賦課額の算定は適正か。 また、計算に誤りはないか	C3、 C5	保険料は確定賦課テストを行ったうえで、特別徴収額決定通知書を作成し課長決裁を得ている。 市民税修正申告・期限後申告による課税データの変更があった場合は、変更帳票を作成のうえ、課長決済を得て増額納付書の発送、もしくは減額による還付や特別徴収一時停止を行っている。	
賦課計算	R7	【特別徴収】 賦課の時期及び手続は適 正か	СЗ	通知書発送に際して、課長決裁 を得ている。	

業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コント ロール No.	コントロールの内容	
賦課計算	R8	【普通徴収】 賦課計算に際して所得情 報を把握し、把握漏れは ないか		呉市市民税課の市税データから 当初税情報更正分データを取込 み、非課税データを再作成して いる。	
賦課計算	R9	【普通徴収】 賦課はその根拠となる法 令等に適合しているか		呉市介護保険条例に基づき決定 した料率で賦課している。	
賦課計算	R10	【普通徴収】 賦課額の算定は適正か。 また、計算に誤りはない か	C4、 C5	保険料は確定賦課テストを行ったうえで、納付書及び口座振替開始通知書を作成し課長決裁を得ている。市民税修正申告・期限後申告による課税データの変更があった場合は、変更帳票を作成のうえ、課長決済を得て増額納付書の発送、もしくは減額による還付や特別徴収一時停止を行っている。	
賦課計算	R11	【普通徴収】 賦課の時期及び手続は適 正か	C4	通知書発送に際して、課長決裁 を得ている。	
賦課計算	R12	納入通知書は必要事項を すべて記載して発行され ているか	C4	通知書発送に際して、課長決裁 を得ている。	
賦課計算	R13	納期限の設定は適切か (調定時期との関連に留 意する)		呉市介護保険条例第5条に基づ き、本算定処理時に納期限を設 定している。	
賦課計算	R14	納入通知書発行の遅延し ているものはないか	C5	月内異動分を月末に賦課処理 し、課長決裁を得たうえで翌月 中旬に通知書を発行している。	
賦課計算	R15	納入通知書を発行すべき ものを発行せずに口頭そ の他により収納している ものはないか		収納には納入通知書等による通 知及び納付書が必要となる。	
賦課計算	R16	納入通知書紛失による納付書の発行は適正に行われているか		納付書の紛失、再交付の依頼が あれば再発行の処理を行い発行 履歴を確認したうえで再送して いる。	

業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コントロール	コントロールの内容	
再送付	R17	不着納入通知書等の調査 手続は行われているか	No.	不着により返戻された通知は連絡先や他課へ調査し、送付先を確認し再送付する。 調査で送付先が判明しない場合は課長決裁を得たうえで公示する。	
減免	R18	減免等の理由及び手続は 適正か	C7	呉市介護保険条例第 12 条に基づき審査し、課長決裁を得て減免の処理を行っている。	
減免	R19	減免の取扱い及び手続は 法令等の規定に基づいて 適正に行われているか	C7	呉市介護保険条例 12 条に基づき 審査し、課長決裁を得て減免の 処理を行っている。	
減免	R20	減免等、承認部局がある ものについては、情報の 相互チェック体制がとら れているか。	C7	呉市介護保険条例第 12 条に基づき審査し、課長決裁を得て減免の処理を行っている。	
徴収事務	R21	分納等に伴う延滞金は適 切か		申請による徴収猶予の届出が提 出された場合は、呉市介護保険 条例第 10 条に基づき処理を行 う。	
収納事務	R22	収入の消込み誤り、漏れ 及び遅延しているものは ないか		会計データと照合を行っており、収納データ取込時に消込みできない場合は、エラーリストで確認している。	
収納事務	R23	収納率低下の場合、その 原因の把握及び対策は適 切か		毎月の収納率目標達成のため、 状況把握及び収納率向上に向け た対策を行なっている。	
収納事務	R24	特別徴収による収納手続 きは適切か	C8	年金機構及び共済組合等から全 振込みが完了した後、課長決裁 を得て介護保険システムで消込 処理している。	
収納事務	R25	滞納者に対する督促は適 時、かつ適正に行われて いるか	С9	納期限から 20 日以内に督促状を 発行し、課長決裁を得て送付し ている。	
収納事務(現 金取扱事務)	R26	収納台帳等は整備されて いるか	C10	収納金整理簿を作成し、課長承 認を得ている。	

			->/1		
業務・手続	リスク	リスクの内容	コント	コントロールの内容	
未4万° 于机	No.	(着眼点)	ロール		
収納事務(現	R27	出納員その他の会計職員	No.	徴収担当者のみ取り扱ってい	
金取扱事務)		以外の者が現金を取り扱		る。	
亚枫(平切)		っていないか		3 °	
収納事務(現	R28	現金領収すべき金額の算		調定及び未納額はシステム管理	
金取扱事務)		定に必要な書類は整備さ		しており、納付書を作成、領収	
亚枫(大手切)		れているか		を行っている。	
収納事務(現	R29	出納員その他の会計職員	C10	業務終了後、金額確認等を行	
	1023		010		
金取扱事務)		は現金出納簿を遅滞なく		い、日次で収納金整理簿に記載	
		正確に記簿しているか		し、月次で締めて月初に課長決	
In 11 de 26 (200	Doo			裁を得ている。	
収納事務(現	R30	領収書を発行しない収入		収納金整理簿を作成して、領収	
金取扱事務)		金の確認は適正に行われ		書と収納金(現金)を突合して	
		ているか		いる。	
収納事務(現	R31	収納金は適切に保管され		日中はレジ、業務終了後手提げ	
金取扱事務)		ているか		金庫に入れ会計課の金庫に保管	
		また、私金と混同してい		している。私金は入れていな	
		ないか		γ ₂ °	
収納事務(現	R32	収納金は遅滞なく指定金		呉市会計規則第 12 条の定めに基	
金取扱事務)		融機関等に払い込まれて		づき指定金融機関へ払い込んで	
		いるか		いる。	
収納事務(現	R33	つり銭資金の取扱いは適		毎日、担当者2名で確認してい	
金取扱事務)		正に行われているか		る。	
滞納整理事務	R34	 催告手続は適切かつ適正		地方自治法第 231 条の 3 、介護	
机机正全争切		に行われているか		保険法及び地方税法第18条の2	
		(-1) 4240 (4 - 3 %		に基づき処理を行っている。	
				に盛りる危壁を行うといる。	
滞納整理事務	R35	滞納者の実態は十分調査	C12	催告や休日・夜間開庁、訪問等	
		されているか。		で滞納者と接触する機会を設	
		また、その滞納の状況と		け、状況等の把握に努めるとと	
		理由を明確に把握し、か		もに、課長決裁を得て財産調査	
		つ記録しているか		等を行っている。	
滞納整理事務	R36	滞納者に対する滞納処分	C13	介護保険法、地方税法第 13 条の	
		及び履行期限の繰上徴収		2、地方自治法、国税徴収法に	
		のための措置は適時、か		基づき執行し、課長決裁を得て	
		つ適正に行われているか		行っている。	
		- YOTT 10 11 47 40 C 4 . 9 W.	l	11 > 2 4 .00	

業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コント ロール No.	コントロールの内容	
滞納整理事務	R37	必要に応じ執行停止、履 行期限の延長、分割納 付、債務の免除等の債務 の援和措置がとられてい るか。また、その手続は 適正か	C14	介護保険法、地方税法第15条、 国税徴収法に基づき、課長決裁 を得て行っている。	
滞納整理事務	R38	滞納処分に伴う差押物件 及びその換価事務は適正 に行われているか	C15	介護保険法、地方税法第 331 条、国税徴収法第 47 条に基づ き、課長決裁を得て行ってい る。	
滞納整理事務	R39	督促手数料、延滞金等は 適正に徴収しているか また、これを免除してい るものについては免除の 理由は正当か		延滞金の減免については、自治 法第 236 条及び呉市介護保険条 例施行規則に基づき申請時に確 認を行っている。	
滞納整理事務	R40	高額・悪質な滞納案件に ついて、これを放置して いないか	C16	高額・悪質な滞納案件について は、課長決裁を得て、債権回収 対策室へ移管している。	
滞納整理事務	R41	時効の起算点に誤りはな いか		介護保険法第、地方税法第 18 条 に基づき起算している。	
滞納整理事務	R42	不納欠損処分は適時、か つ厳正に行われているか	C17	年度内に時効完成したものを、 年度末に確認し、部長決裁を得 て一括処理している。	
マスタメンテナンス	R43	未承認のデータの入力・ 修正・承認・実行等。		グループ毎にシステムの権限を 付与し、権限外の処理はできな いようにしている。	

(11) 共通 (現金取扱事務)

① RCM

1 ItOM					
業務・手続	リスク No.	リスクの内容 (着眼点)	コント ロール No.	コントロールの内容	
現金取扱事務	R1	出納員その他の会計職員		呉市会計規則第6条、第7条で、	
		以外の者が現金を取り扱		出納員その他の会計職員となる	
		っていないか		べき者を規定。	
				庶務事務研修等の機会に、公金収	
				納事務の適正な執行について、職	
				員に周知を図っている(以下の公	
				金収納事務に共通)。	
現金取扱事務	R2	出納員その他の会計職員		呉市会計規則第 113 条で、帳簿記	
		は現金出納簿を遅滞なく		載の原則(収支の都度の記載、証	
		正確に記簿しているか		拠書類に基づく記載 等)を規定。	
現金取扱事務	R3	領収書を発行しない収入		呉市会計規則第 11 条で、領収書	
		金の確認は適正に行われ		不発行時には補助簿を設けるこ	
		ているか		とを規定。	
現金取扱事務	R4	収納金は適切に保管され		各課収納金を終業から始業まで	
		ているか		の間、会計課金庫室で保管(本庁	
		また、私金と混同していな		舎)。	
		いか		各施設で鍵のかかるロッカー等	
				で保管(出先機関)。	
				呉市会計規則第 115 条で、私金	
				との混同禁止を規定。	
現金取扱事務	R5	収納金は遅滞なく指定金		呉市会計規則第 12 条で、現金払	
		融機関等に払い込まれて		込みについて規定(収納日から3	
		いるか		営業日以内)。	
現金取扱事務	R6	つり銭資金の取扱いは適		呉市会計規則第 17 条で、釣銭準	
シロエーバルテザ		正に行われているか		備金について規定。	

第5 指摘事項及び意見

(1) 全庁的な内部統制

指摘事項 なし

意見 なし

- (2) 業務レベルに係る内部統制
- ① 指摘事項

個人情報の管理の徹底-電磁的記憶媒体(USBメモリ等)の管理体制の整備

(ア) USB 等の使用状況

業務フローチャートを作成した際に、納付書等の印刷やデータ入力を外部委託している ものが見受けられた。その際に個人情報の入ったデータの提供に USB メモリ等を使用して いるものがある。追加調査した結果、以下の 24 の業務で使用されていた。

部署	業務名				
総務課	呉市プレミアム付商品券事業運営業務 (決定通知の住所等印刷)				
	呉市プレミアム付商品券非課税者分申請再勧奨通知作成業務(再勧奨通知の住所等印				
	刷)				
収納課	収納帳票印刷処理等				
	(督促状、催告状、口座振替済通知書)				
市民税課	税務総合情報システム(委託処理)				
資産税課	税務総合システム(委託処理)				
市民窓口課	相続税法第 58 条に基づく通知				
福祉保健課	特定保健指導業務				
	特定健康診査受診券等印刷・印字・封入・封緘業務				
	後期高齢者医療レセプト等処理業務				
	被災者見守り・相談支援事業				
保険年金課	委託(印刷)業者と国民健康保険証、簡易申告書及び医療費通知データの送受信				
	電算会社とのデータ授受(医療費適正化)-国保システム				
	電算会社とのデータ授受 (医療費適正化) - 健康管理増進システム				
介護保険課	介護保険システム電算処理業務				
子育て支援課	児童手当継続認定通知書印刷業務				
	児童手当額改定通知・消滅通知印刷業務				
	児童扶養手当現況届作成				
	児童手当現況届作成				
住宅政策課	市営住宅等の管理				
選挙管理委員	呉市選挙人名簿定例処理電算事務				
会事務局	広島県議会議員選挙 電算事務				
	呉市議会議員選挙 電算事務				
	参議院議員選挙 電算事務				
営業課	下水道事業受益者負担金・分担金事務電算処理業務				

(イ) USBメモリ等を使用する場合の指針

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(総務省 平成30年9月25日改定)」では、「情報の持ち出し不可設定」5のタイトルで USB メモリ等の利用に関する規定が定められており、「その利用がやむを得ない場合においては、管理者権限を持つ職員のみに許可する設定とすることを例外として取り扱わなければならない」こととなっている。

また、USBメモリ等により端末からの情報持ち出しを行う場合は、次の手段により実施されなければならないとされている。

- 端末には利用許可された USB メモリ等のみ接続可能とすること。
- データは暗号化しパスワードを設定すること。
- 利用 USB メモリ等は、全て管理し利用履歴を残せること。
- データの受け渡しには、必ず上司の承認記録を残せること。

(ウ) 呉市の USB メモリ等の取扱いの現状

- 上記 24 の業務のうち、データが暗号化されていないものが 19 件ある。
- 上記 24 の業務のうち、パスワード設定されていないものが 11 件ある。
- USBメモリ等は各部署で購入している。
- USBメモリ等の管理責任部署が不明確あるいは事実上存在していない。
- 外部委託先への検査もしくは監査が行われていない業務がある。また、行っていたとしても、検査(監査)報告を文書で行っていない。
- 「呉市情報セキュリティポリシー」には、情報の持ち出し不可設定の規定が明確に記載 されていない。

⁵ 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(総務省 平成 30 年 9 月 25 日改定)」iii -38 頁

(工) 指摘事項

住民の個人情報が重要な情報であることはいうまでもなく、その管理は厳密に行われなければならない。しかしながら、当年度においても、個人情報の流出事件が神奈川県や青森県弘前市で起きている。

呉市においては、幸いにも、これまで個人情報漏洩に関する事件は起こっていない。しか しながら、いざ、個人情報が流出したことが明るみになると、たとえ実害がなかったとして もそれだけで不祥事となり、また、情報システムの設計変更が必要となることもあるであろ う。

世の中に完全というものは存在しない。どんなに慎重を期して情報流出防止の仕組みを構築したとしても、情報流出が起きるときは起きるであろう。現実的には、『より』情報流出が起こりにくい仕組み、あるいは、可能な限り情報流出防止をゼロにする仕組みの構築を目指すものになると思われる。

では呉市の現状はというと、情報流出が起こりやすい仕組みになっているといわざるを 得ない。

呉市では USB メモリ等を持ち出す際には、ジュラルミンのバッグに入れて移動している 場合もあるが、それだけでは不十分である。以下のルールを徹底すべきである。

- (i) USB メモリ等は特定部署で管理する。 各部署で購入は禁止し、特定部署が一括管理し、必要部署に支給する。
- (ii) 使用部署では保管場所を定め、使用時以外は施錠管理する。
- (iii) 端末には利用許可された USB メモリ等のみ接続が可能とする。
- (iv) USBメモリ等(特に外部持出し用)は必ずパスワード設定とデータの暗号化を行う。
- (v) 利用 USB メモリ等は、全て管理し利用履歴を残す。
- (vi) 外部委託先への検査もしくは監査を定期的又は随時行い、検査(監査)報告書を作成する。
- (vii)「呉市情報セキュリティポリシー」にも、情報の持ち出し不可設定の規定を盛り込む。

② 意見

なし

③ 付記事項

情報システム関係で以下の検討課題が検出された。これらについては、来年度以降に行う 予定の全庁的な内部統制の「ICTへの対応」で検討したいと思う。

- (ア) 個人情報管理について
- (i) 個人情報データのやり取り

個人情報データは持ち出さないのが原則である。

総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」においても、USBメモリ等の利用は、あくまでやむを得ない場合の例外としてされている。

USB メモリ等の利用を選択した理由の一つに「データ量が膨大であるため」というのも見受けられた。しかしながら、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料の納付通知書の印刷のように、外部委託先との間で専用回線を結び、データのやり取りを行っているものもある。

《検討事項》

- 情報システム関係の意思決定は、部署単位なのか、全庁なのか
- 外部とのデータ伝達手段として、どの方法がよいのか(リスクの対応を含めて検討する。)
- (ii) 外部委託先のハードディスク等記憶装置に保存される個人情報データ 業務の性質上、外部委託先のハードディスク等記憶装置に個人情報データが保存されているものがある。

《検討事項》

- 遠隔操作ソフトウェアを利用して外部委託先のハードディスク等記憶装置にはデータを残さず、庁内のサーバーのみに保存できないか
- その費用対効果
- (イ) 規程にない職員による自発的リスク制御行為

歳入業務では、規程にない職員による自発的リスク制御行為は、発見されなかった。これは、気づいていないだけかもしれない。フローチャート上に、表計算ソフトを利用した業務も見受けられ、これらが暗黙知に該当しないのかをさらに深掘りする必要がある。暗黙知に該当するのであれば、ただ文書化しただけでは形式知にはならない。

《検討事項》

- どのようにシステム化するべきであるか
- (ウ) 調定手続におけるデータエントリー日付

調定手続は、民間企業でいえば受注手続のようなものである。現状の業務の流れは、 担当者が起票入力⇒調定書の打ち出し・押印⇒承認権限者に承認依頼となっている。

本データとしてエントリー日付は起票日であり、未承認の状態でデータ登録される。上場 企業等の内部統制監査であれば、「未承認の受注入力」は許されないが、地方公共団体にお いてはどうであろうか。これも来期以降の検討事項とする。

《参考》全社的な内部統制の評価項目例

統制環境

- ・ 経営者は、信頼性のある財務報告を重視し、財務報告に係る内部統制の役割を含め、財 務報告の基本方針を明確に示しているか
- ・ 適切な経営理念や倫理規程に基づき、社内の制度が設計・運用され、原則を逸脱した行動が発見された場合には、適切に是正が行われるようになっているか
- ・ 経営者は、適切な会計処理の原則を選択し、会計上の見積り等を決定する際の客観的な 実施過程を保持しているか
- ・ 取締役会及び監査役又は監査委員会は、財務報告とその内部統制に関し経営者を適切 に監督・監視する責任を理解し、実行しているか
- ・ 監査役又は監査委員会は内部監査人及び監査人と適切な連携を図っているか
- ・ 経営者は、問題があっても指摘しにくい等の組織構造や慣行があると認められる事実 が存在する場合に、適切な改善を図っているか
- ・ 経営者は、企業内の個々の機能(生産、販売、情報、会計等)及び活動単位に対して、適 切な役割分担を定めているか
- ・ 経営者は、信頼性のある財務報告の作成を支えるのに必要な能力を識別し、所要の能力 を有する人材確保・配置しているか
- ・ 信頼性のある財務報告の作成に必要とされる能力の内容は、定期的に見直され、常に適切なものとなっているか
- ・ 責任の割当てと権限の委任がすべての従業員に対して明確になっているか
- ・ 従業員等に対すと権限と責任の委任は、無制限ではなく、適切な範囲に限定されている か
- ・ 経営者は、従業員等に職務の遂行に必要となる手段や訓練等を提供し、従業員の能力を 引き出すことを支援しているか
- ・ 従業員の勤務評価は、公平で適切なものとなっているか

リスクの評価と対応

- ・ 信頼性のある財務報告の作成のため、適正な階層の経営者、管理者を関与させる有効な リスク評価の仕組みが存在しているか
- ・ リスクを識別する作業において、企業の内外の諸要因及び当該要因が信頼性のある財 務報告の作成に及ぼす影響が適切に考慮されているか
- ・ 経営者は、組織の変更や I Tの開発など、信頼性のある財務報告の作成に重要な影響を 及ぼす可能性のある変化が発生する都度、リスクを再評価する仕組みを設定し、適切な 対応を図っているか
- ・ 経営者は、不正に関するリスクを検討する際に、単に不正に関する表面的な事実だけで

なく、不正を犯させるに至る動機、原因、背景等を踏まえ、適切にリスクを評価し、対 応しているか

統制活動

- ・ 信頼性のある財務報告の作成に対するリスクに対処して、これを充分に軽減する統制 活動を確保するための方針と手続を定めているか
- ・ 経営者は、信頼性のある財務報告の作成に関し、職務の分掌を明確化し、権限や職責を 適切に分担させているか
- ・ 統制活動に係る責任と説明義務を、リスクが存在する業務単位又は業務プロセスの管 理者に適切に作成しているか
- ・ 全社的な職務規定や、個々の業務手順を適切に作成しているか
- · 統制活動は業務全体にわたって誠実に実施されているか
- ・ 統制活動を実施することにより検出された誤謬等は適切に調査され、必要な対応が取 られているか
- ・ 統制活動は、その実施状況を踏まえて、その妥当性が定期的に検証され、必要な改善が 行われているか

情報と伝達

- ・ 信頼性のある財務報告の作成に関する経営者の方針や指示が、企業内のすべての者、特 に財務報告の作成に関連する者に適切に伝達される体制が整備されているか
- ・ 会計及び財務に関する情報が、関連する業務プロセスから適切に情報システムに伝達 され、適切に利用可能となるような体制が整備されているか
- ・ 内部統制に関する重要な情報が円滑に経営者及び組織内の適切な管理者に伝達される 体制が整備されているか
- ・ 経営者、取締役会、監査役又は監査委員会及びその他の関係者の間で、情報が適切に伝達・共有されているか
- ・ 内部通報の仕組みなど、通常の通報経路から独立した伝達経路が利用できるように設 定されているか
- ・ 内部統制に関する企業外部からの情報を適切に利用し、経営者、取締役会、監査役又は 監査委員会に適切に伝達する仕組みとなっているか

モニタリング

- ・ 日常的モニタリングが、企業の業務活動に適切に組み込まれているか
- ・ 経営者は、独立的評価の範囲と頻度を、リスクの重要性、内部統制の重要性及び日常的 モニタリングの有効性に応じて適切に調整しているか
- ・ モニタリングの実施責任者には、業務遂行を行うに足る十分な知識や能力を有する者

が指名されているか

- ・ 経営者は、モニタリングの結果を適時に受領し、適切な検討を行っているか
- ・ 企業の内外から伝達される内部統制に関する重要な情報は適切に検討され、必要な是 正措置が取られているか
- ・ モニタリングによって得られた内部統制の不備に関する情報は、当該実施過程に係る 上位の管理者ならびに当該実施過程及び関連する内部統制を管理し是正措置を実施す べき地位にある者に適切に報告されているか
- ・ 内部統制に係る重要な欠陥等に関する情報は、経営者、取締役会、監査役又は監査委員 会に適切に伝達されているか